

第16回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	9
○報告第59号及び報告第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○報告第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○報告第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○報告第63号及び報告第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○報告第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○報告第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○報告第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○報告第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○報告第69号及び報告第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○報告第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○報告第72号及び報告第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○報告第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	39

○報告第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○報告第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○報告第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○報告第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第346号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第347号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○請願・陳情について	48
○散会の宣告	48

第 2 号 (6月7日)

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○事務局職員出席者	49
○開議の宣告	50
○一般質問	50
菊 地 洋 君	50
今 泉 文 克 君	63
長 田 守 弘 君	77
古 川 文 雄 君	86
大河原 正 雄 君	93
円 谷 寛 君	101
木 原 秀 男 君	116
○散会の宣告	139

第 3 号 (6月9日)

○議事日程	141
○本日の会議に付した事件	141
○出席議員	141
○欠席議員	141
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	141

○事務局職員出席者	1 4 2
○開議の宣告	1 4 3
○議事日程の報告	1 4 3
○議案第 3 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第 3 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○議案第 3 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○諮問第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 4 8
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 5 1
○議案第 3 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○日程の追加	1 5 4
○意見書案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
○閉議の宣告	1 5 5
○町長挨拶	1 5 6
○議長挨拶	1 5 6
○閉会の宣告	1 5 7
○署名議員	1 5 9

鏡石町告示第39号

第16回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月1日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成27年6月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成27年第16回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成27年6月4日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 59号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 60号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 61号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 62号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 63号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 64号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 65号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第 66号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第 67号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第 68号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 報告第 69号 専決処分した事件の承認について
- 日程第16 報告第 70号 専決処分した事件の承認について
- 日程第17 報告第 71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第 72号 鏡石町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第 73号 鏡石町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第 74号 鏡石町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第 75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第22 報告第 76号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第23 報告第 77号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第24 報告第 78号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第25 議案第346号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第347号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	円谷寛君	2 番	古川文雄君
3 番	菊地洋君	4 番	長田守弘君
5 番	小林政次君	6 番	畑幸一君
7 番	井土川好高君	8 番	大河原正雄君
9 番	今泉文克君	10 番	仲沼義春君
11 番	木原秀男君	12 番	渡辺定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原子力災害 対策室長心得	菊地勝弘君	農業委員会 職務代理者	鈴木三代治君
教育委員会 委員長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから、第16回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

- 3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。
第16回鏡石町議会定例会の会期日程について、ご報告を申し上げます。
第16回鏡石町議会定例会会期予定表、平成27年6月4日木曜日招集。日次、日、曜、会議内容の順でご報告申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
日増しに緑もかさを増し、入梅も近くなり、町花アヤメの花が間もなく見ごろを迎える本日、第16回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

ことは天候にも恵まれ、先日の田んぼアート事業の田植えイベントも約300名の参加者を得まして、無事終了いたしました。季節ごとに変わる風景を楽しみながら、実りの秋が無事に迎えられるよう願っているところであります。

さて、今定例会につきましては、専決処分した事件の承認についての報告12件、繰越計算書の報告8件、条例の一部改正議案2件、同意1件、平成27年度補正予算2件、諮問1件の合わせまして26件を提案するものであります。

さらに、最終日には町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結につきまして、追加議案を予定したいと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくご審議

をいただきまして、議決、承認、同意を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第113条の規定により、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7番、井土川好高君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの6日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものように3カ月期分をまとめて報告させていただきます。

1、検査の対象、平成27年2月分、平成27年3月分、平成27年4月分、以上、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況の検査を実施いたしました。

2、実施年月日、平成27年2月分につきましては、平成27年3月26日木曜日午前9時55分から午前11時47分まで、平成27年3月分につきましては、平成27年4月27日月曜日午前9時55分から正午まで、平成27年4月分につきましては、平成27年5月25日月曜日午前10時32分から正午まで、昼休みを挟みまして午後1時から午後3時半まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、平成27年3月26日の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、平成27年4月27日の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか1名、平成27年5月25日の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名、以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明証書を照合した結果、平成27年2月分、平成27年3月分、平成27年4月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて、計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告書。

平成27年第1回須賀川地方広域消防組合臨時会日程表。

議事日程第1号、平成27年3月25日（水曜日）午後1時30分開議。

第1、会期の決定、本日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、5番、安藤議員、6番、五十嵐議員。ともに須賀川市出身の議員であります。

第3、議案第4号 須賀川地方広域消防組合行政手続条例の一部を改正する条例。

第4、議案第5号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

議案第4号、5号ともにいずれも可決承認されております。詳しくは報告書にお目通しを願います。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、6番、畑幸一君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君 登壇〕

○6番（須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合臨時議会のご報告をいたします。

議事日程第1号、平成27年3月25日（水曜日）午後3時開議。

第1、会期の決定、本日限り。

第2、会議録署名議員の指名、4番、大内康司議員、6番川田伍子議員、7番、渡辺忠次議員。

第3、提出議案第4号 職員の給与に関する条例などの一部を改正する条例について、質疑なし。討論なし。本案は原案のとおり可決されました。

詳細は配付資料、報告書に記載されております。

以上、報告終了いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、3番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○3番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） 公立岩瀬病院企業団議会報告をさせていただきます。

平成27年3月、公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程。平成27年3月26日（木曜日）午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、本日限り。

第2、会議録署名議員の指名、8番議員、9番議員、1番議員が指名されました。

第3、議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第4、議案第3号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

第5、議案第4号 平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。

以上3件、可決承認されました。

なお、詳細についてはお手元の資料を参考にさせていただきたいと思います。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第16回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から4年が経過し、復興庁から復興4年間の現状と課題が発表されました。復興4年間でインフラ復旧はおおむね終了し、住宅再建は工事が進んでいる。福島復興・再生については、早期に帰還する人、長期に待つ人、新生活を選ぶ人といった避難者の意向に応じた対策を進めるとされました。

また、集中復興期間が平成27年度で終了することから、平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方として、復興の基幹的事業や原発事故に由来する事業は引き続き自治体負担はゼロとするが、一般会計や平成27年度限りで終了する事業、そして一部自治体負担を求める事業に振り分けるとの方針が示されました。

県は、政府の復興推進委員会において、原子力災害への対応は長期に及ぶとして、今後も長期的で安定的な財源を改めて継続するよう国に訴えたところであります。目に見えない放射能から本県の一刻も早い復興が図れるよう願うものであり、政府の的確な対応に期待するものであります。

4月25日にはネパールの首都カトマンズでマグニチュード7.8の地震が発生し、ネパールの人口30%に当たる800万人が被災しました。この地震では、エベレストの標高5,000メートルのベースキャンプ付近で大規模な雪崩も発生するなど、その後も余震による犠牲者が発生し、食料や避難施設、飲料水が不足している状態が続いているとされ、ネパール政府の早急な対応が迫られています。

また、日本では噴火警戒レベル3の警戒が出されている御嶽山、桜島、過日噴火した口永良部島にはレベル5の避難勧告が出されました。県内の吾妻山を初め箱根山、蔵王山、さらには浅間山においては火山性地震が増加しており、火口周辺での入山規制など警戒レベルを引き上げ、警戒されています。これから観光シーズンに入ることから、風評被害への影響も懸念され、また、いつ起こるかはっきり解明されていない火山への対応に苦慮する事態とな

っております。

次に、経済状況については、内閣府の5月の月例経済報告によりますと、4月と同じ「景気は緩やかな回復基調が続いている」として、株高などを背景に個人消費は持ち直しの兆しが見られ、設備投資はおおむね横ばい、輸出もおおむね横ばいで、雇用情勢は改善傾向にあると発表されました。しかしながら、海外からの輸入に頼っている我が国においては、円安の進行は家計の負担にとって厳しいものがあり、昨年からの食品原料の高騰に伴う食料品の値上げが続いております。

円安だけの原因ではないにしても、このまま値上がりが続けば家計負担が増大し、実質賃金の改善が行われなければ回復基調の見える個人消費が冷え込んでしまうのではないかと懸念されております。景気はよいが実感がないのが現実であり、地方の自治体としては、中央のみならず地方へも経済効果があらわれ、早期に景気回復が実感できるよう願うものであります。

3月定例会議会以降の町における主な出来事では、4月から6月までの期間で実施されるふくしまDESTINATIONキャンペーン推進事業については、町の代表的な素材である桜やアヤメ、田んぼアートをメインとしてPRしてまいります。4月19日にはJR東日本とタイアップした「駅からハイキング」を開催し、町内外から約100名の参加者を得て、鳥見山公園や岩瀬牧場などの桜の名所を楽しんでいただきました。また、本年初めての取り組みとして、熱気球に乗って空から桜を楽しむ「桜フライト事業」を開催したところ報道機関にも取り上げられ、親子体験など多くの参加をいただき、鏡石の名所をPRできたものと考えております。

平成26年度事業として取り組んでおりました東日本大震災により被災された方々の生活再建を目的とした災害公営住宅建設事業は、3月25日に竣工式を執り行い、入居される皆さんに玄関の鍵をお渡しいたしました。

また、進化する鏡石実行プロジェクト、通りを歩いてみたくなる事業の一つとして、みんなのきずなで支え合い、震災からの復興を成し遂げたい、そして、震災で経験したさまざまな教訓を後世に伝えていくため、震災復興のシンボルであるモニュメントが完成し、4月1日除幕式を行いました。希望ときずな、幸せになれる思いが込められた鐘が町内に鳴り響くことを願っております。

さらには、大震災の影響による子供の運動機会の減少と体力低下に対応するための鳥見山テニスコート人工芝改修事業につきましては、4月2日に完成記念式典が行われました。改修記念として、女子実業団チームによる鏡石中学校ソフトテニス部へのテニス教室が催される予定となっております。

次に、4月8日には、町と地域との太いパイプ役としてご活躍いただく行政区長さん、新

任2名を含め13名の方々に委嘱状を交付いたしました。

3月末から県内において成り済まし詐欺と思われる電話が多発し、町内でも被害が発生してしまいました。町では、須賀川警察署と連携を図り、関係機関、団体に協力をお願いするとともに、今後も広報紙や防災無線により注意を呼びかけてまいります。

昨年末閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生法につきましては、2月12日庁内に鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置し、本町における総合戦略の策定に着手いたしました。これまで2回の会議を開催し、今後のスケジュールやワーキンググループの設置について協議をいたしました。

また、事業の一つである地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として実施するプレミアム商品券発行事業については、委託先である町商工会と契約を締結し、今月中旬に商品券を発行できるよう現在準備を進めているところであります。この事業が地域における消費喚起の一助となるよう期待をしております。

本年4月1日から施行された新たな教育委員会制度に基づく第1回目の鏡石町総合教育会議を5月25日に開催いたしました。この会議は、教育に関する予算の編成、執行や条例の提案など、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図って、より一層の民意に反映した教育行政の推進を図るもので、今後、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱策定など、本町の将来を担う子供たちの人材育成と教育の充実を図るための協議を進めていくこととしています。

5月27日には第26回高齢者ふれあいスポーツ祭が行われ、町内行政区の老人クラブ12チーム、約350人の高齢者が参加しました。好天のもとで高齢者の皆さんが元気いっぱい競技を楽しまれ、そのパワーに大変心強く感じたところであります。

平成23年の町消防団第3分団の支援隊設立を契機として、町消防団が平成25年から組織化を進めておりました災害時等における初期活動体制や消防団活動の支援を行う鏡石町消防活動支援隊がほぼ全分団に配置がされたことから、5月28日設立総会が開催されました。総会には、各支援隊の代表を初め消防関係者、町関係者が出席し、支援隊の役割が説明され、支援隊の代表と副代表が決定いたしました。その後の懇親会では、災害時の被害軽減を図るための現消防団との意見の交換が行われ、大変頼もしく感じられました。

第12回の開催となるあやめ祭りについては、今年20日、21日の2日間、鳥見山公園を会場に開催準備を進めているところであり、町花アヤメを町内外にアピールしてまいります。

次に、新年度がスタートして2カ月余りではありますが、主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災における災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

原発事故対策としての一般住宅の除染事業については、発注しておりました鏡田西工区の除染業務については、宅内空間線量モニタリングの結果に基づき、道路側溝も含め、今月末完了に向けて除染作業を進めております。また、久来石工区の住宅除染についても、空間線量モニタリング調査が間もなく終了する見込みとなっておりますので、調査結果に基づいた除染作業に入っております。今年度計画の除染業務につきましては、現在鏡沼工区及び高久田工区の一般住宅並びに道路側溝の発注準備を進めているところであります。

次に、仮置場の状況につきまして、供用開始済みの仁井田、鏡田地区仮置場への除染土壌の搬入及び保管は継続的に行っており、引き続き安全管理に努めてまいります。岩瀬農業高校の敷地内に設置工事中の高久田地区仮置場については、造成工事が4月末に完了し、暗渠排水工事を含めた外部整備工事を発注したところであります。

原発事故による放射能汚染に伴う自家消費野菜等の検査については、放射能簡易測定センターにおいて引き続き鏡石町産の検査を実施するとともに、学校給食食材放射能測定事業につきましても、毎日の給食用食材について測定を行っており、基準値を超える食材は検出されておられません。

今年度計画されている鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修事業につきましては、6月2日に制限つき一般競争入札を執行し、業者が決まりましたので、今定例会に追加議案として契約締結に関する議案を提出いたしますので、ご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、進化する鏡石実行プロジェクト事業、駅に降りてみたくなる事業として4年目を迎えました田んぼアート事業につきましては、岩瀬農業高校や関係者のご協力により県内外から325名の参加をいただき、5月24日に田植えイベントを開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、JR東日本須賀川駅の協力のもと「駅からハイキング」も同時開催され、首都圏を初め県外から82名もの多くの皆さんに参加いただき、五月晴れの中、田植えを楽しんでいただきました。

今回は俳優の永島敏行さんや日本野菜ソムリエ協会の会員の皆さん、東京大学の学生などの参加もあり、県外にも広く本町のPRができたと感じております。今後は一般観覧や稲刈り体験イベントなどを通じて町内外に積極的にPRを続け、地域振興につなげてまいりたいと思います。

通りを歩いてみたくなる事業として取り組んでいる花いっぱい運動につきましては、6月14日日曜日に一斉定植を予定しておりますので、町民の皆様のご協力を今年も引き続きお願いしたいと思います。

次に、第5次総合計画につきましては、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像とし、未来像の実現に向けては、町民相互の「絆」すなわち「やさし

さとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に5つの行政分野別目標を掲げ、新たな町づくりを行っているところであります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」としての行財政の改革と進行管理では、住民票を有する全ての方に1人1つの番号、12桁を付するマイナンバーへの対応につきましては、ことし10月から順次、各個人に番号を通知するための関連業務を進めているところであります。既に国においては、マイナンバー制度のPRとしてテレビコマーシャルを初めパンフレット等の配布が行われており、本町におきましても、来年1月からの利用開始に向けて各種システムの改修を行い、マイナンバーに対応したシステム設置に取り組んでおります。10月からの個人番号通知に混乱が生じないように、万全を期してまいりたいと思います。

2つ目の「心豊かな人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」の分野として、教育、文化、スポーツ、健康事業については、前年に引き続き各種事業を推進してまいります。特に、昨年度から国の委託事業として採択を受け配置いたしましたスクールソーシャルワーカーにつきましては、鏡石中学校を活動の拠点として、生徒と保護者、さらには先生方を対象に相談活動を行っており、教育指導主事、学校教育相談員との連携のもと、きめ細かな相談に当たっているところであります。

語学指導等外国青年招致事業によって、平成24年8月に着任しましたパメラリーマン先生が7月に帰国することから、新任の招致事務を進めているところであります。

また、昨年度から実施している土曜授業は、小学校4回、中学校で年2回実施することとしていますが、これは学校教育施行規則の一部改正を受けて実施するもので、開かれた学校づくりの推進、教科時数にゆとりを持たせ個人の学力に応じた授業展開の充実、児童・生徒と向き合う時間の確保などを目的に行うものであります。本町の土曜授業では、授業参観や行事、総合学習などに充てるなど、各学校において今年度の教育課程の中で計画しておりますので、狙いどおりの効果があらわれることを期待しております。

生涯学習機会の拡大とスポーツ振興につきましては、町体育協会の総会が3月末に、生涯学習文化協会の総会が5月初めに開催され、今年度の事業がスタートいたしました。その手初めとして、今月7日には県民スポーツ岩瀬郡大会、6日と7日には初夏の文化祭のメインであります展示部門が開催される予定であります。

次に、町民の生涯学習活動の拠点として利用いただいている公民館施設改修事業につきましては、今年度は犬走りの改修工事に着手することとし、秋の文化祭までには予定の工事が完了できるよう取り組んでまいります。

歴史民俗資料館運営事業につきましては、本年4月から毎週火、木、土、日の午前10時から午後4時まで、成田老人クラブ成宝会と管理委託契約を締結、運営を開始しております。

これまでのところ平均10名程度の来館者となっており、本町の歴史を伝え、交流の場として運営してまいります。

鏡石駅伝ロードレース大会につきましては、昨年から町内の小学生全児童が参加し、我が町の一大イベントとして成長しており、第10回大会は先月の実行委員会で11月1日に開催することが決定され、準備を始めたところであります。町内外から多くの皆様をお迎えして開催できるよう万全を尽くしてまいりたいと思います。

次に、町民保健と健康づくりの支援につきましては、健康増進事業として、認知症や寝たきりにならず健康寿命を延ばし、活動的な85歳を目指しています。生活習慣病の予防に継続的に取り組んでおり、がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種検診事業を進めております。

周産期・小児地域医療支援事業につきましては、須賀川市、岩瀬郡、石川郡の1市4町3村が一体となり、福島県立医大が定期的な医師派遣を行ういわゆる寄附講座の開設は平成26年度までとなっておりましたが、公立岩瀬病院に産科・婦人科を新設することとなったため、当面設置期間の最長期間である平成27年度から平成31年度までの5年間、延長することになりました。引き続き、安心して生み育てる環境を地域として守ってまいりたいと考えております。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」における高齢者の健康づくりの一環として、本年度より高齢者栄養改善プログラム、ハッピーイートプログラムを開始する準備を進めているところであります。本事業は食生活を見直し、よりよい食習慣を身につけ、健康寿命を延ばすことができるよう訪問活動を主として支援して行くものであります。

児童福祉と子育て支援として今年度から本格的にスタートした子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所、幼稚園の未就学児の窓口一本化し、子ども支援グループを健康福祉課に新設いたしました。各種子育て支援策としての連携を図るとともに、子ども・子育て支援事業を計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など総合的な子育て支援の推進に努めてまいります。

また、昨年4月からの消費税率引き上げに伴い実施された臨時福祉給付金支給事業が今年度も新たに対象者1人当たり6,000円として実施されることになり、9月下旬に申請受け付けを開始する予定をしております。さらに、子育て世帯の影響緩和と子育てする世帯の消費を下支えする観点から支給された子育て世帯臨時特例給付金支給事業も、新たに対象児童1人当たり3,000円として実施されることになり、児童手当支給に合わせた6月上旬の申請受け付けに向け、今定例会に補正予算を計上いたしました。

障がい者福祉の充実においては、今年度からスタートした第4期障がい福祉計画に基づき、

福祉社会の実現と可能な限り身近な地域で支援を受けられるなどの障害者総合支援法の基本理念のもと、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めているところです。

医療保険制度の適正な運用における国民健康保険事業につきましては、平成30年度から国保の財政運営を都道府県に移行し、市町村との共同運営体制とすることを柱とした医療保健制度改革関連法案が現在開会中の通常国会に提出され、5月27日参議院本会議で可決成立いたしました。

福島県においても、これまで福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針を策定し、広域化に向け取り組んでまいりましたが、その方針の一つに、国保税の賦課方式をこれまでの4方式から資産割を廃止し3方式に移行することとされているため、本町においても、近隣市町村の動向に合わせ、平成27年度から資産割を廃止した場合のシミュレーションを行ってまいりましたが、廃止に伴う影響は少ないことが確認されましたので、今定例会に国保税の税率を改正する条例案を提出しておりますので、ご審議の上議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての地域水田農業推進事業については、経営所得安定対策の営農計画書の受け付けを4月から5月にかけて実施したところ、5月末現在で155名から営農計画書の提出があり、対象となる水田面積約544ヘクタール、全水田面積の約50%が経営所得安定対策の対象となっております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」としての鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、現在、第一工区の保留地販売に向け宅地造成工事を進めておりますが、繰越事業としている公共下水道及び上水道工事が完了後、中学校南側を中心に道路を築造、舗装工事を実施する予定で発注の準備を進めております。

社会資本整備総合交付金事業は、鏡田499号線ほか3路線の工事について事業認可等交付申請をしたところであり、工事発注に向け準備を進めております。

県営ため池等整備事業としての用排水施設整備工事梨池地区については、昨年度から平成31年度完成を目指して取り組まれておりますが、現在のところ、県において用地測量が実施され、境界の確認等を行ったところであり、用地買収に向けた準備が進められているところです。

次に、水資源の確保と供給事業ですが、平成26年度末における給水人口は1万1,913人で、給水普及率は93.7%となっております。第5次上水道拡張事業において、繰越事業としていた東町及び旭町地内の導配水管布設工事は、完了に向けて鋭意整備中であり、新浄水場計画では、事業に先立ち用地の確保に努めてまいりましたが、おおむね地権者の協力が得

られたことから、用地取得事務を進めているところです。

下水道事業の整備としての公共下水道整備事業は、平成26年度末における汚水処理人口の普及率は91.4%まで達し、水洗化率は89.4%となっております。繰越事業となっている駅東第1土地区画整理事業地内の第1工区築造工事については現在整備中であり、今年度計画の築造工事とあわせて関係機関との協議、調整を進めているところであります。

適切なおみ処理とリサイクルとして、生活系一般廃棄物の可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集業務を町内2地区に分割し、引き続き3カ年の長期契約方式を採用し、既存受託業者2者との委託契約を締結いたしました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第59号及び報告第60号の専決処分した事件の承認につきましては、税条例並びに国税条例の一部改正で、報告第61号から報告第70号での専決処分した事件の承認につきましては、一般会計並びに特別会計8件の年度末事業確定に伴う補正予算であります。

報告第71号から報告第78号までは、繰越明許費及び事故繰越額の報告であります。

議案第346号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の本算定及び資産割の廃止に伴う算定方式の改正、議案第347号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料軽減を強化するための所要の改正をするものであります。

議案第348号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の斉藤栄治氏が6月30日をもって任期満了となることから、斉藤栄治氏を再任いたしたく提出するものであります。

議案第349号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、昨年引き続き実施される臨時福祉給付金支給事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業や観光力づくり支援事業などに伴う補正予算で、主な歳入は、臨時福祉給付費国庫補助金2,200万円、子育て世帯臨時特例給付金国庫補助金770万円、観光力づくり支援事業県補助金250万円の増額であります。主な歳出では、臨時福祉給付金1,500万円、子育て世帯臨時特例給付金600万円、観光力づくり事業業務委託費241万4,000円、鏡石中学校校庭整備工事費300万円、鏡石幼稚園駐車場整備工事費170万円などを増額補正するものであります。

次に、議案第350号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保税率及び前年の所得の確定に伴う財源内容内訳の組み替えに伴う補正予算であります。

最後に、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の高島民子氏が9月30日をもって任期満了となることから、高島民子氏を再任として推薦いたしたく意見を求めるものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第59号及び報告第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第59号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認について及び日程第6、報告第60号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。
したがって、報告2件を一括議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま一括上程されました報告第59号及び報告第60号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、報告第59号の専決処分した事件の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布、施行されたことに伴う町税条例の一部改正であり、専決第39号として地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正につきましては、1つには軽自動車税の住環境性能を軽四輪車等へのグリーン化特例導入と二輪車等に係る税率引き上げの1年延期、2つ目にはふるさと納税の特例の拡大、3つ目には税番号制度導入に係ります関係規定の整備、4つ目にはたばこ税の旧3級品に係る税率の見直しが主な改正の要点でございます。

2ページから、改正条文につきましてご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。

まず、第1条につきましては、現行の町税条例の一部を改正するものでございまして、第2条につきましては、用語の引用を規定したのですが、第3号及び第4号において、税番号法の改正に伴います関係規定の整備を行うものでございます。

第8条から第17条につきましては、徴収業務に係ります関係規定の改正であり、地方税法に条例委任事項が設けられたことによる所要の改正でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページ下ほどになりますが、第18条は公示送達についての規定でございまして、条文整理のための改正でございます。第23条は町民税の納税義務者と第31条は均等割の税率、第33条は所得割の課税標準についての規定でございまして、それぞれ法改正に合わせた所要の改正となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

第36条の2につきましては、町民税の申告、第36条の3の3につきましては、個人町民税に係ります公的年金等受給者の扶養親族申告書、第48条は、法人の町民税の申告納付、第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付手続についての規定であり、それぞれ法改正に合わせた所要の改正及び条項ずれの整理でございます。

第51条、第57条、第59条は町民税の減免についての規定でございまして、税番号法改正に伴います規定の追加と条項ずれに伴います改正でございます。

次に、下ほどになりますが、第63条の2から第149条までの各条項につきましては、税番号法改正に伴います関係規定の整備を行うものでございます。

次に、7ページの下ほどになりますが、附則第4条につきましては、納期限の延期に係ります延滞金の特例に関する規定でございまして、法改正に合わせ条ずれの整理を行うものであります。

また、附則第7条の3の2につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての適用年限について2年間延長するための改正でございます。

附則第9条の規定につきましては、ふるさと納税の申告特例に関する規定の改正及び追加でございまして、8ページに9条の2が追加されてございます。

次に、8ページの下ほどになりますが、附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対します固定資産税の減額規定の申告について定めたものでございまして、税番号法改正に伴います関係規定の整備でございます。

また、附則第11条、第12条及び第15条の規定につきましては、固定資産税及び特別土地保有税の課税標準に関する負担調整措置を3年間延長するための改正でございます。

9ページ中ほどになりますが、附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例に関する規定でございまして、このたびの法改正に合わせ、その住環境性能及び燃費性能に合わせたグリーン化特例を規定したものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

附則第22条につきましては、東日本大震災に係ります固定資産税の特例の適用に関します

規定でございまして、税番号法改正に伴います関係規定の整備を行うものでございます。

次に、第2条においては、昨年3月31日に公布、施行いたしました町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものでございまして、第1条中附則第16条の軽自動車税の税率の特例に関する改正規定のうち、三輪以上の軽自動車に対して、初年度登録から14年が経過した車両に係ります重課税規定として20%割り増しして課税することの改正でございます。

次に、附則第1条の改正は、27年度分以後の軽自動車税について適用するとされていた原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係ります税率について、その適用開始時期を1年延期いたしまして、28年度分以後の軽自動車税について適用するための所要の改正でございます。

次に、下ほどになりますが、附則につきましても、第1条では施行期日を、第2条においては法改正に伴い設けられました徴収業務に関する規定についての経過措置、第3条については町民税、第4条については固定資産税、第5条については軽自動車税に関する経過措置を規定したものでございます。

そして、14ページでございます。

14ページ第6条につきましては、町たばこ税に関する経過措置を規定いたしまして、旧3級品となっているエコー、わかば、しんせいなど6品目の製造たばこに係ります特例税率を平成31年3月までに段階的に廃止する所要の改正でございます。

そして、最終ページ、19ページになりますが、第7条及び第8条の規定につきましては、特別土地保有税及び入湯税の申請書及び報告書の提出に関する適用期日の新条例の適用規定について定めたものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

次に、報告第60号の専決処分した事件の承認につきましても、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましても、上位法であります地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が27年3月31日に公布、施行されたことに伴う改正でございまして、専決第40号として地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正につきましては、国民健康保険税におけます課税限度額の改正と国民健康保険税の減額算定基準の改正でございます。

改正条文につきましては、21ページでございますが、まず第2条の課税額について、第2項ただし書き中、国民健康保険税賦課限度額、現行の51万円を52万円に、第3項ただし書

き中、後期高齢者支援金賦課限度額、現行の16万円を17万円に、第4項ただし書き中、介護納付金賦課限度額、現行の14万円を16万円に改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額措置に関する規定であり、各限度額に関する規定を51万円を52万円に、16万円を17万円に、14万円を16万円に改め、第2号の5割軽減世帯の算定基準額24万5,000円を26万円に、2割軽減世帯の算定基準額45万円を47万円に改めるものでございます。

附則につきましては、第1条では、施行期日を27年4月1日から施行するとし、第2条においては、改正後の条例の適用について、27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてございます。

第3条につきましては、平成25年9月に公布いたしました国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行期日について、それぞれの規定の期日と改めるものでございます。

以上、一括上程されました報告第59号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定及び報告第60号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第59号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第59号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決し

ました。

次に、報告第60号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第60号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、報告第61号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 皆さん、おはようございます。

23ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第61号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件報告第61号につきましては、専決第41号としまして、平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）として、平成27年3月25日付で専決処分したものでございます。

次のページをお開きください。

平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきまして、このたびの補正につきましては、災害公営住宅に入居します被災者の家賃の低減を図るための東日本大震災復興交付金が交付されることに伴いまして、東日本大震災復興交付金基金へ速やかに積み立てを行うための補正予算でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,084万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,665万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、30、31ページの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（柳沼英夫君） 以上、報告第61号につきまして、ご報告を申し上げます。ご審

議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第61号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、報告第62号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

議案書の35ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第62号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）といたしまして、平成27年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

次の36ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります平成26年度予算の整理をしたものであります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,914万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,751

万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、本議決書に記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正後の上限が100万円を超えるものについてご説明をさせていただきます。

44ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） 質問させていただきます。

補正予算59ページで、震災復興シンボルモニュメント設置工事、三角の28万6,000円となっているよね。これ26年度では1,104万円のはずだったんだよね。見積もりで高かったのか、どういう理由で28万6,000円の減額になったのか説明願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 柳沼英夫君 登壇]

○総務課長（柳沼英夫君） 木原議員のご質問にご答弁申し上げます。

59ページの震災復興シンボルモニュメント設置工事でございますが、実績としましては971万4,000円でございますが、この中には工事費と管理費とが入っておりますが、工事の請差によるものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑は。

木原議員の再質問を許します。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） じゃ、26年度予算の1,104万円というのはどんな数字だったんですか、それには何を含んでいるんですか。これは971万何がしと言ったよね、見積もりは、1,104万円という数字が予算書に出ていたよ。それで、この971万というのは、これは何の数字だったの、説明願います。

○議長（渡辺定己君） 再質問の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 木原議員の再質問にご答弁申し上げます。

シンボルモニュメント設置工事につきましては、当初予算1,104万取っておりましたが、入札の工事請差によりまして971万4,000円となったものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

木原議員の再々質問の発言を許します。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 工事の請差というのはよく聞いているんですけども、そんなふうに見積もりというのは当てにならないものなのかい。1,104万だったんだよ。そして970何万。だから、見積もりというのはそういうふうなものなんですか。

○議長（渡辺定己君） 再々質問の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 木原議員の再々質問にご答弁申し上げます。

シンボルモニュメント設置工事につきましては、予算を上げる場合に、建築設計でございましてけれども、見積もりをとった額で当初予算として計上したものでございまして、入札しましたところ971万4,000円まで下がったために、28万6,000円を減額するものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまの補正予算で若干質問いたします。

議案書の70ページ、児童福祉費の児童措置費のうちの説明欄で、児童手当費が3,129万5,000円の減額になっているんですけども、これ金額かなり大きいんですけども、どういう理由によるもののでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の内容といたしましては、70、71ページの児童措置費の20節扶助費3,129万5,000円の減額ということでの中身につきましてご説明を申し上げます。これにつきましては、当初予算につきまして、この児童手当等も含めまして福祉系の補助事業につきましては、補助

金の額の増額につきましては認められない方向性でなっております。

ですから、全体的に、最終的な実績等につきましては、児童手当につきましては2億を超えますけれども、補正減額が10%を超えます。これにつきましては、当初の予算を要求する段階で、対象者人数の大体10%増し等で国のほう、県のほうに予算要求をしているという経過がございまして、これにつきましては、減額的には多額になってしまうというのが現状でございます。

参考までに、25年度の専決につきましては3,500万ほど減額ということでございまして、これも通年このような予算要求ということで、3月専決の補正減ということでこのような処理をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第62号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第62号 専決処分した事件の承認については、承認することに決しました。

◎報告第63号及び報告第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、報告第63号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第10、報告第64号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました報告第63号及び報告第64号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、専決第43号として地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

100ページであります。このたびの平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、年度末の事業確定によります精算でございまして、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,111万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,733万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、106ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 次に、117ページをお願いいたします。

報告第64号でございますが、こちらにつきましても平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、専決第44号として地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告をし、承認を求めるものでございます。

118ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）といたしまして、年度末の事業確定による精算をするものでございまして、第1条におきましては歳入歳出予算の補正といたしまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,704万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、124ページをお願いいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、一括上程されました報告第63号 鏡石町国民健

康保険特別会計補正予算（第5号）と報告第64号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第63号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第63号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第64号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

ここで、議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時54分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

したがって、報告第64号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決し

ました。

◎報告第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、報告第65号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました報告第65号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

131ページをお開きください。

専決第45号といたしまして、平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分したものでございます。

132ページをお開きください。

このたびの補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ712万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,668万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第65号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事

件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第65号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、報告第66号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました報告第66号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

145ページをお開きください。

このたびの専決は、地方自治法の規定により、専決第46号を平成27年3月31日付で専決処分をしたものであります。

次のページをお開きください。

専決第46号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ515万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,846万7,000円とするものであります。

主な内容は、事業の確定に伴い歳入歳出予算額を整理するとともに、年度末に500万円の土地売払収入がありましたので、同額を基金に積み立てるものでございます。

詳細につきましては、152ページから事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（小貫正信君） 以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第66号 平成26年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第66号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、報告第67号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第67号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決第47号として平成26年3月31日付で専決処分したものでございます。

次ページ、158ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、年度末の事業の確定によります26年度予算を整理するものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,980万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、164ページの事項別明細によりまして説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 以上、報告第67号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第67号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第67号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、報告第68号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました報告第68号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

169ページをお願いします。

このたびの専決処分につきましては、専決第48号として、平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分したものであります。

170ページでございます。

このたびの補正につきましては、年度末に2件の育英資金基金への寄附によるものであり、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を769万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、176ページの事項別明細により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（関根邦夫君） 以上、提案理由のご説明申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第68号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第68号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第69号及び報告第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、報告第69号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第16、報告第70号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました報告第69号 専決処分した事件の承認について、専決第49号専決処分書、平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）から報告第70号 専決処分した事件の承認について、専決第50号専決処分書、平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の2会計の専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの専決第49号、50号の専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成27年3月31日付で専決処分したので、同条第3号の規定により報告し、承認を求めるものであります。

182ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございますが、このたびの補正につきましては、平成26年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,017万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,820万円とするものであります。

内容につきまして、188ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 次に、195ページをお開きいただきたいと思います。

専決第50号専決処分書、平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、このたびの補正につきましては、26年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,640万円とするものであります。

詳細につきましては、202ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第69号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第69号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第70号 平成26年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第70号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、報告第71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました報告第71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の207ページになります。

本件につきましては、3月定例議会におきまして平成26年度一般会計補正予算（第7号）で議決をいただきました繰越明許費15件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

議案書の208、209ページをお開きください。

平成26年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書の一覧でございます。

2款総務費、1項総務管理費、地域活性化・地域住民等緊急支援事業、繰越額4,847万円。

3款民生費、1項社会福祉費、国民年金事業（社会保障・税番号制度導入事業）94万円の繰越額、3款同じく民生費、2項児童福祉費、児童福祉事業（社会保障・税番号制度導入事業）繰越額211万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生事業（社会保障・税番号制度導入事業）173万4,000円の繰越額です。4款同じく衛生費、1項保健衛生費、除染対策事業3億6,022万円の繰り越し。

6款農林水産業費、1項農業費、地域水田農業推進事業、繰越額452万6,000円、6款同じく農林水産業費、1項農業費、農道整備事業2,706万3,000円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋りょう費、道路維持事業としまして繰越額300万円、同じく8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業1,790万円。

10款教育費、2項小学校費、小学校緊急環境改善事業3,744万2,000円、同じく10款教育費、2項小学校費、小学校校庭遊具更新事業3,217万円、同じく10款教育費、3項中学校費、中学校緊急環境改善事業4,800万円、同じく10款教育費、5項社会教育費、文化財修繕事業210万円。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農林水産施設災害復旧事業としまして繰越額1,216万8,000円、同じく11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業としまして繰越額490万円。

合計しまして、15件で繰越額、総額6億274万5,000円でございます。

なお、財源内訳につきましては、209ページに記載のとおりでございます。

以上、上程されました報告第71号につきましてご報告を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） ただいま説明がありました平成26年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。約6億円という繰越事業になっております。その中で、約6割を占める約3億6,000万円が衛生費の除染対策費ということで上がっておりますが、この繰り越した事業の内容とこれまでの進捗状況をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

〔原子力災害対策室長心得 菊地勝弘君 登壇〕

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 4番議員のご質問に答弁申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、除染対策事業の3億6,022万の内訳でございますが、大きく分けて4項目を繰り越すものでございます。

1つ目は、一般住宅の除染対策事業としまして、3工区あります鏡田西工区、久来石工区、岡ノ内・前山・境工区、以上3本でございます。そのうち鏡田西工区については、今月末の完了となる予定でございます。ほかの2工区については9月末の完了を目指しているところでございます。

2項目めで、土木施設除染事業ということで、駅東、駅西、久来石の以上3公園の除染を行うものでございます。こちらにつきましては今月末の完了を予定しております。

続きまして、3項目めとしまして、農林施設の除染事業としまして、農用地の除染並びにふれあいの森公園の除染でございます。農用地の除染につきましては、個々の繰越計算書の中には入っておりますが、農用地の空間線量モニタリング調査の結果によりまして、こちらについては事業を行わないこととしております。なお、ふれあいの森公園の除染につきましては6月末を目指しております。

最後になりますが、仮置場の設置事業ということで、岩農の敷地内に設置しております高久田地区の仮置場ということで、5月末に外部整備工事の契約をしまして、8月末の完了を目指して現在進行中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。
お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件は、承認することに決しました。

◎報告第72号及び報告第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、報告第72号 鏡石町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第19、報告第73号 鏡石町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

[参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました報告第72号及び報告第73号の繰越明許費繰越計算書の2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、報告第72号でございます。211ページになります。

鏡石町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

このたびの平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計の繰越明許費は、3月の定例議会において議決をいただきました案件につき、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

212ページ、213ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、事業名といたしまして国民健康保険事業（社会保障・税番号制度導入事業）に係ります経費につきまして翌年度に繰り越したものでございまして、翌年度繰越額は319万7,000円となっております。

財源の内訳につきましては、213ページに記載のとおりでございます。

次に、215ページをお願い申し上げます。

次に、報告第73号 鏡石町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明

を申し上げます。

このたびの平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計の繰越明許費につきましても、3月の定例議会におきまして議決を賜りました事項につきまして、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

216ページ、217ページをお願いいたします。

内容につきましては、1款総務費、1項総務管理費、事業名、後期高齢者医療事業でございまして、社会保障・税番号制度導入事業に係ります経費112万4,000円につきまして、翌年度に繰り越したものでございます。

財源内訳につきましては、217ページ記載のとおりでございます。

以上、一括上程されました報告第72号及び報告第73号の2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第72号 鏡石町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第73号 鏡石町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎報告第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第20、報告第74号 鏡石町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました報告第74号 鏡石町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書219ページをお願いいたします。

本件につきましては、平成26年度社会保障・税番号制度システム整備費に係るものでございまして、国において介護保険事業のシステム改修に要する計画及び設計に日数を要し、事業着手に遅延が生じたため166万4,000円を次年度に繰り越したものでございまして、3月定例議会におきまして平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

220ページ、221ページをお願いいたします。

平成26年度鏡石町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款総務費、1項総務管理費、事業名につきましては、介護保険事業（社会保障・税番号制度導入事業）でございます。金額につきましては、翌年度繰越額が166万4,000円。

財源内訳といたしましては、221ページ、全額一般財源でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第74号 鏡石町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第74号 鏡石町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は、承認することに決しました。

◎報告第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第21、報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許でございまして、繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、次ページをお願いします。224ページ、225ページになります。

繰越計算書でございまして、1款の事業費、1項事業費、事業名でございまして、駅東第1土地区画整理事業でございまして、翌年度に繰り越した額ということで4,702万6,000円でございます。

財源につきましては記載のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は、承認することに決しました。

◎報告第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、報告第76号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました報告第76号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

27年3月の定例議会に議決をいただきました繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、228ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許計算書になりますが、2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業、翌年度繰越額4,841万3,000円となっております。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、駅東地区土地区画整理事業関連の下水道関連築造工事によるものでありまして、事業地内の進捗に合わせ実施をするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第76号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件
を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第76号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
の件は、承認することに決しました。

◎報告第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、報告第77号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書につ
いての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました報告第77号 鏡石町一般会計事故繰越し
繰越計算書について、提案理由をご説明いたします。

231ページをお願いします。

本件につきましては、工事設計について、鉄筋工の確保が計画どおりできなく、工事に遅
滞が生じたためによるもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するもの
でございます。

次のページをお願いします。

平成26年度鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、事業名、第一小学校校舎改築事業、事業につ

きましてはプレハブ倉庫の増築事業でございます。支出負担行為予定額159万9,000円、支出未済額159万9,000円、翌年度繰越額159万9,000円、左の財源内訳、一般財源159万9,000円でございます。説明につきましては、鉄筋工の確保が計画どおりできなく、工事に遅滞が生じたためでございます。

なお、今回の工事につきましては、4月24日に竣工しております。進行管理が計画どおりできなかったことについて、大変申しわけございませんでした。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第77号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎報告第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、報告第78号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました報告第78号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの報告につきましては、27年3月の定例議会で議決をいただきました上水道会計

予算の建設改良費が翌年度に繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、236ページをお開きいただきたいと思ひます。

予算繰越計算書になりますが、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、建設改良事業、翌年度への繰越額5,502万円となっております。

財源内訳につきましては記載のとおりであります。

このたびの事業につきましては、工事が遅延したことによる部分でございまして、事業の進捗に合わせた推進と関係機関との協議に時間を要したため、26年度中の完了が厳しい状況となったことから繰り越しいたしたものでございます。こちらにつきましては、駅東土地区画整理事業関連の配水管布設工事及び上水道第5次拡張事業、旭町地内の導配水管布設工事によるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第78号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第346号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第25、議案第346号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第346号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、賦課方式及び税率の改正であります。賦課方式の改正につきましては、国が進めております医療保険制度改革といたしまして、平成30年度から国保財政運営の都道府県化が計画されており、福島県が策定いたしました市町村国民健康保険広域化等支援方針を踏まえ、資産割を廃止し、これまでの4方式から3方式とするものであります。

また、税率の改正につきましては、資産割の廃止に伴う医療給付費及び後期高齢者支援金分の所得割への税率の一部転嫁と、介護納付金分の所得割の税率見直しによる改正でございます。

今回の資産割廃止に伴う減少額、いわゆる影響額は1,182万円程度となる見込みであります。改正に当たりましては、隣接市町村を初め県内の市町村の動向を見きわめるとともに、自治体間の均衡ある課税が図られるよう配慮し計算したものでございます。

なお、本改正案につきましては、5月21日に町の国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、27日に開催されました協議会において審議され、原案のとおり答申をいただいたものでございます。

239ページ、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正の内容につきましては、第2条の課税額につきまして、第2項、第3項及び第4項中の基礎課税額について「及び資産割」を削るものであり、第3条の所得割につきましては、100分の9.05を100分の9.10に改めるものでございます。

また、第4条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る資産割の規定であり、削除とするものでございます。

次に、第6条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割額であります。100分の2.20を100分の2.40に改めるものでございます。

第7条につきましては、後期高齢者支援金等の資産割額の規定であり、削除とするものであります。

第8条につきましては、介護納付金課税被保険者に係ります所得割額100分の2.50を100分の2.35に改めるものでございます。

第9条につきましては、介護納付金課税被保険者に係ります資産割の規定であり、削除とするものでございます。

附則につきましては、第1条においては、施行期日を公布の日から施行するとし、第2条におきましては、適用区分について、改正後の規定は平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第346号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第346号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第347号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第26、議案第347号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第347号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

240ページ、241ページをお開きください。

このたびの鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正によりまして、平成27年4月から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を行うこととなったため、第1号被保険者のうち低所得者である所得段階が第1段階に該当する者につきまして、基準額に乗ずる割合を0.5から0.45に改正するものでございます。

241ページ、鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例。

鏡石町介護保険条例（平成12年鏡石町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加えるということをごさいますして、第2項、「前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同項規定にかかわらず、2万5,920円とする」という規定をごさいますして、年額で比較いたしますと2,880円の減額となるものでございます。

附則といたしまして、第1条、施行期日は公布の日からとなっており、第2条につきましては経過措置の規定をごさいますして、平成26年度以前の保険料は従前の例によるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第347号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第27、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第26号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

第 2 号

平成27年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年6月7日(日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君	農業委員会 農務局長	車田光男君
原 子力災害 対策室長 心得	菊地勝弘君	農業委員会 会長	菊地榮助君
教育委員 会長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員 長	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、開かれた議会を目指し休日議会を開催いたしました。関係者各位には、お休みのところご協力いただき、まことにありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。暫時休議いたします。

休議 午前10時01分

開議 午前10時03分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、3番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 皆さんおはようございます。3番議員、菊地洋です。

6月第16回、任期最後になりますさよなら議会のトップを切って一般質問をさせていただきます。

本日は、休日返上での日曜議会の開催に深いご理解をいただきました執行並びに職員の皆様、そして関係各位の皆様に感謝を申し上げます。

さて、3.11東日本大震災から4年3カ月が過ぎようとしております。我が町の復旧状況はほぼ完了し、除染を残すのみだと思います。自然の猛威が人命を奪う災害が毎年のように頻繁に発生し、防災への備えが大切であると痛感させられる昨今だと感じます。今後も将来を担う子供たちのために、安全な環境整備に邁進するのが、議会並びに執行の責務ではないかと考えております。

それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

ただいま開催中の福島デスティネーションキャンペーンについてお伺いをいたします。

福島県の目玉の事業として実施されております「福が満開、福のしま。」旅行券の発売が第1期分として6月1日に発売されましたが、端末の不備と交換買い取りをしなかったために、約1万8,000枚もの旅行券が残ってしまった不具合が生じて、県民の期待に大きく水を注ぐ状況になってしまいました。第2期、第3期の発売については、このような不備がないようにしていただきたいと願うものであります。

さて、我が町では、4月に開催されたさくらウオーク並びにJR東日本企画の駅からハイキング、5月のたんぼアートの田植えの集客は、昨年度と比較してどれぐらいあったのか、また、その経済効果についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

去る4月19日の日曜に開催されましたさくらウオークと、5月24日に開催されましたたんぼアート田植え体験イベント、豊作祈願！田植え祭りにおきまして、JR東日本駅からハイキング事業がタイアップいたしまして、県内外に広く周知されており、イベントの参加者につきましては、一昨年比べて増加につながっております。

さくらウオークでは約200名が、田植え祭りでは約300名を超える参加者があり、鏡石町の魅力発信とにぎわいの創出、改めて地域ブランドの確立に向けた影響力の大きい事業だったというふうに感じております。

経済効果といたしましては、はっきりとした数字はあらわすことができませんが、商工会からのグルメマップのアンケートの内容などから、飲食店を中心にお客様がふえた。たんぼアートを見に来た。グルメマップを見てきたなどと、大きな経済効果ではないにしても、着実な効果が上がっているというふうと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番（菊地 洋君） 大きな経済効果が出てきつつあるというご答弁をいただきました。

それでは、昨年がプレDC、本年が本番、そして来年がアフター年となるわけですが、昨年と今年と2年間、このDCを実施しまして、また町としてもそれらへの観光施策を行ってきたわけでありましたが、来年のアフター年について、またその後どのようにして集客をしていくのか、具体的な方策はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

このたびの福島デスティネーションキャンペーンをきっかけに、さらなる集客に向けた事業内容の見直しと、1年中咲き誇る町づくりの一環として、駅東に広がるグリーンロードや鳥見山の花の魅力を発信することで、リピーターをふやしていきたいということが重要だというふうに考えております。

また、田んぼアートの田植えなど、体験を通じて町内に足を運んでいただける交流人口の拡大に向けた着地型観光事業を今後も継続しまして、鏡石町全体の地域づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 具体的な方法というのは、なかなか挙げられないというのが事実かと思いますが、ちなみに昨年度の田んぼアートが約1万7,000名の集客を見たところ、年々増加しております。昨年、一昨年と商工会並びに関係者の皆様方のご努力によって、田んぼカフェなど、また果物の販売ということで、それなりの鏡石町のイメージアップということで施策を行ってきたわけではありますが、大事なことは、滞在時間をふやすことが経済効果を大きくするという、こういうふうなことになってくると思います。その滞在時間をふやすためにどうするのかをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ことしで4年目、4回目となりました田んぼアート事業でありますけれども、昨年3回目については、今ご質問あったように1万7,000人が観覧されたと、そのうち町外者でありますけれども、1万3,400人が町外からということであります。さらに県外からの観覧者も初年度が296名で、昨年3回目は1,299名が県外からの観覧者ということであります。

さらに、先ほど課長のほうからも申し上げたように、ことしの田植えイベントにおきましては、300名を超える参加者ということであります。特にJRの駅からハイキングのこの効果もございまして、首都圏を初め、県外からの参加者もこの300名を超える中で82名が、いわゆる県外からの観覧者ということであります。

本事業の取り組みを重ねるごとに、年々観覧者数が、いわゆる交流人口がふえてきているということであります。ご質問のとおり、来ていただいたこれらの方々の滞在時間をふやす

ことが大切ではないかなというふうに思っております。

本事業をきっかけとしまして、昨年、以前から行っております田んぼカフェ、さらにはグルメマップ、そして商工会によります街中スタンプラリー、町内のパン工房による田んぼアート米を使った米粉パン、そういったものも開発されてきているということでもあります。

さらに見せる田んぼアートから、歩く、そして食べる、休む、そして体験することのできる、そして滞在時間をふやす取り組みへと展開することだというふうに思っております。

本年度中に計画づくりをいたします地方創生計画におきましても、いわゆる駅コミセン、さらには駅の東西の広場、そして田んぼアート等を含めた交流人口と滞在時間をふやすことができるような計画を年度内にまとめ、本年度から取り組めるものについては取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。なお、今の答弁につきましては、この1番の(3)番に当たるのかなというふうに思いますので、そういうことでご了承をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。以上とします。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 質問する前にさらっと触れられてしまいましたが、あえてまた質問をさせていただきます。

交流人口並びに滞在時間をふやすということについて、一つの例として、岩手県の紫波町なんです、人口は鏡石町より2万人ほど多いんですが、約3万3,800名の人口で、世帯数が1万1,600世帯というところに、補助金に頼らない新しい公民連携で地域活性化をコンセプトとしたオガールプラザというのがテレビでご覧になったり、知っていらっしゃる方もいるかもしれませんが、ここは今まで駅、ちょうど鏡石とほぼ環境的に似ているんですが、盛岡まで約20分、鏡石は郡山まで16分、駅東のあいた土地に、このオガールという施設をつくりまして、今までは荒地でどうにもならなかったところに、このオガールプラザ、オガール実行プロジェクトというのをつくりまして、できあがりましたら、なんと交流人口が年間80万人という、こういうふうな施設が誕生したわけであります。

ここは、経営は民間です。図書館とか居酒屋とか託児所、それから学習塾などなど、あとは紫波町の特産物、野菜とか、ここは紫波マルシェという形で野菜を売っているというふうな、こういう施設なんです、一気に80万人の交流人口がふえたというふうな施設であります。

ぜひ一度研修をしてみたいなというふうに思う施設なんです、先ほど申し上げましたように、コンセプトが補助金に頼らない新しい公民連携という、この辺がすばらしいなというふうに思って、ちょっとインターネットから引っ張り出しまして、テレビで約10分ぐらいこ

の施設についてNHKで放映されました。大変すばらしい施設であって、感銘をしたところ
であります。

そこでお伺いしたいのは、先月商工会の総会が開催をされまして、今いる1階の商工会の
事務所が2階に移転をするということで議決をいただきました。この1階のあいたスペース
をどのようにに活用するのかをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

紫波町の件につきましては、私もちょっとテレビで拝見をしたということでありま
す。すばらしいことだなと。いずれにしましても我が町は県内で3番目に小さい町。ま
さにコンパクトな町。そして駅が町のほぼ中心にあるということでありま
す。そういう中では、この半径1.5キロ以内には約7割前後の方が住んでおられ
ると、そういった本当にコンパクトな町
だなというふうに思います。これをやはり最大限に生かすことが、この町づくり
なのかなというふうに思っております。そういう意味でも、私の掲げる駅におりて
みたい、そしておりたならば歩いてみたい、そして住んでみたい町づくりとい
うことになります。

そういう中で、こういった目標に向かって、この駅の部分については、今ご質問
のございました1階に商工会が今事務所を構えていると、ここを何とか1階につ
いて活用して、この駅を中心とした活気ある、そういった町づくりに持ってい
ければいいのかなということござ
いますので、当面は、以前震災でなくなりましたかんかん館、これを発展的な
ものにしていければ、この駅前
の活性化は必ず達成できるのかなと、そういった目標に向かって進めてい
きたいというふうに考えているところ
です。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） ただいま町長の答弁で、かんかん館の復活というふうな
ご答弁をいただきました。それでは、かんかん館を今までと同じような形で運
営するのか、もしくは町長の考えの中で、こんなふうにした
いというふうなものがあればお伺いしたいというのが1点。それから、いつ
ごろまでやるのか、そして予算はどうするのかという部分についてお伺い
したいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

かんかん館については、これについては先ほどちょっとふれましたけれども、
いわゆる同

じ、以前のいわゆるかんかん館ではなくて、先ほど申し上げましたようにやっぱり発展的にできるような、先ほど質問にありましたいわゆる公民連携、こういったことも視野に入れながら、しっかりと、やはり公ばかりではなかなか活性化は、私はできないと思います。そういう中では、民間の活力、商工会の力もお借りしながら、こういったことが大切なのかなというふうに思っております。

さらに、この1階のかんかん館等も含めてでありますけれども、先ほどの地方創生の関係もごございますので、これらもあわせて、できる限り早い中で取り組みをしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） いずれ駅前のにぎわいの創出というのは大変大事になってくると、これが滞在時間も経済効果もアップしてきて、町長の公約の駅におりてみたい、おりてみたら歩いてみたい、そして住んでみたくなるというこの町づくりが実現していくのだというふうに思っておりますので、今後積極的な取り組みをお願い申し上げて、1番目の質問は終わらせていただきます。

次に、昨年6月21日にオープンした鳥見山公園内の多目的広場の利用状況についてお尋ねをいたします。

利用状況とその利用料金はどれぐらいになっているのかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山多目的広場は、人工芝化工事を行い、議員さんおっしゃったように昨年6月21日再オープンいたしました。その後、3月31日までに約1万6,000人が利用しており、月平均約1,800人の利用となっております。平日は高校生、中学生、スポーツ少年団等の利用があり、休祝日には各種大会、練習試合が開催されております。

利用料金につきましては、全面利用の場合1時間2,000円、半面利用の場合1時間1,000円となっております。9カ月間の利用料は月平均で約13万円、年間115万円の利用料の収入となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 1年が経過して、多分利用頻度も以前よりはかなりふえているという

ことで、人工芝の状況とメンテナンスはどのようになっているのかをお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 人工芝の状況とメンテナンスについてのご質問にご答弁申し上げます。

町としては、多目的広場の人工芝管理のため、年に1度程度メンテナンス委託を行う予定でございます。内容は、芝起こし、充填しているゴムチップを均一にならず作業でございます。今年度は、5月26日にメンテナンス作業を行ってございます。作業業者によると良好な状態を今保っているということでございました。メンテナンス費用は人工芝の状況によって変わってまいりますが、年1回約50万円程度と見ているところでございます。今後も定期的なメンテナンスを行い、良好な状態の維持に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 利用頻度にもよると思うんですが、芝の耐用年数というのは、一般的に10年から12年というふうに言われているようでありますが、張りかえが必要になったときにその財源はどのようにするのかをお伺いをします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

今ご質問のとおり人工芝の耐用年数には、使用頻度にもよりますが、約10年というふうに言われております。張りかえ工事には約1億円程度がかかるものと考えてございます。改修には大きな費用が伴うため、国や各種団体の補助金を活用するための調査を行うとともに、計画的に改修のための基金積み立てを行うなどの対策をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 基金もそれなりに、人工芝だけにはかけられないとは思いますが、次の質問なんですが、人工芝、それから鳥見山施設維持のために看板広告などの募集は考えられないのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

広告看板の設置につきましては、過去に調査を行っておりますが、政令指定都市や中核市規模の施設でも応募者がなかなか集まらず、事業として成立していないのが現状かなというふうに捉えてございます。

福島県内においては、県営のあづま総合運動公園と郡山市の開成山野球場などの一部の施設で実施した実例があるだけなのかなというふうに思いますが、町内の施設においては協賛企業の確保は、非常に難しいものと考えてございます。

また、広告に係る看板政策費は施設側が負担することが多く、その場合には収入的なメリットがほとんどなくなってしまうというのが現状でございます。このことから、現時点では対応を見送りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 広告看板の件では、私もちょっと調べました。スポーツ施設ではないんですが、横浜市は各区ごとの施設がほとんど広告を募集して、市の財政に役立っているという手法をとっております。また最近では塩釜市が施設への壁面有料広告の募集ということで、実際に集まっている状況については、まだこれ出ておりませんが、体育館で1,470円、大きな金額ではないです。1カ月ですけれども。一番高くても6,825円、プールサイドですけれども3,150円で、できるだけお金をかけないで、市側とか行政側がお金をかけないようにして広告看板をとっているという事例もあります。

今、教育長の答弁ですと、やらない方向性で考えているというふうに答弁されましたけれども、この辺については、ぜひ研究をしていっていただきたいというふうに思いますけれども、教育長の考え方がいかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

体育施設への広告看板あるいは命名権、ネーミングライツというようなことも今話題としてはあるのかなというふうに思います。施設の維持管理費の一部を賄うために看板をかける、それから施設の命名権をお願いするというようなことも、候補としては十分にあるのかなというふうに思います。ほかにどんな方法があるのかなどを含めて、今後の検討課題とさせていただきますなど、そんなふうにあります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 今後、交付金を当てにしたりしていくことが大変厳しい時代になってくると思います。いろんな角度で収入を得られる方法を考えていく、また財源を確保していく時代に入ってくるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、道路行政について3点お伺いをいたします。

平成24年12月の議会でも質問させていただきました。国道4号線の拡幅により町内各所で右折ができずに路側帯を一、二キロ近く走らないと4号線に出ていけないという、こういうふうな個所が出てくると思います。町としてその附帯道路及び迂回道路の新設について考えているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 3番議員のご質問に答弁を申し上げます。

道路行政の4号線の拡幅に伴う迂回路についてでございますが、国道4号4車化事業につきましては、交通量の増加に伴いまして、交通混雑の解消、それから安全な交通と良好な環境を確保するというところで推進をしているところでございます。

この事業によりまして、安全確保のため中央分離帯が設置されることになっております。今まで自由に往来できていた場所からは4号線に乗り入れは、特に右折については制限されてしまいます。このような中、沿線の迂回路につきましては4カ所の交差点、4号の4カ所の交差点がございます。高久田交差点、それから大池、それから五斗蒔、笠石の4カ所の交差点でございますが、これらに対しまして、右折にかかわる回転路を設置することになっております。また、市街地には側道を設置する予定になっております。沿線の住民の皆様にとっては、迂回が必要になる箇所が出てくると思いますが、多少ご不便をかけると思いますが、なにとぞご協力かたがたお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 特に岡の内の1班、2班の世帯なんですけど、ここですと世帯数が約50世帯、そのほかアパートの世帯を入れるとかなりの世帯になると思うんですけど、車の保有台数は100台を超しております。この地域に住む方々は4号線矢吹方面に出るのには、先ほど課長が言われた五斗蒔の交差点まで、約2キロ近くあります。これを側道を走らないと右折ができないという、こういうふうな状況になって大変不便を感じるわけです。この辺については、24年12月の一般質問でもさせていただきましたが、その後何の回答もなく来ているわけでありましてけれども、この辺についてはどのように考えていくのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問のとおりでございます。迂回路は近くにあったほうがあらゆる面からはよいと承知しているところでございます。

迂回に伴う展開路については、4号側から交差点に出るまでの次の交差点までの距離があるかと思えます。長いところがあると思えますので、ご不便をかけると思えます。今のご質問の岡の内も長いほうに入ってくると思えます。現時点におきましては、迂回路の設置がまだされていない、それから使用されていないという状況もございまして、せっかくなつくった迂回路につきまして、その利用した後、その利用等を確認しながら効果的な検証を図って、新たな展開を考えていきたいと。新たな展開といいますと、利用状況が余りよくないということになれば、検討しながら整備をしたいというふうに考えてございまして、現在のところは、とりあえずは迂回路の整備効果を望みたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 実は、現在でも町道で舗装されていない、大変4号線に近いところの道路があるんですが、前に私ここは舗装にして、もうちょっと広げていただいたら迂回路になるのではないかとということでお話をさせていただきました。そのときは交差点に近すぎるんで、これは迂回路として認められないというふうな、こんなふうな回答をいただきました。実際に、今も4号線に右折するのになかなか右折ができないという状況がありまして、その道路を使っている方々が大変多いです。

この道路については、迂回道路として認められないというふうな回答をいただきましたので、そこを舗装しろとは言いません。ただ、現状として今使っていることは事実です。その辺について、不便さがあるがゆえにこの細い道路を使っているわけですから、その辺について、今の答弁ではやらないという答弁に聞こえるんですけども、もう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほどの砂利道でございますが、砂利道につきましては、県道にタッチするところかと思えます。それにつきましては、県道とその4号の交差点が余りにも近すぎるということで、県のほうからのご指摘を受けておりまして、開放すべきでないというふうな回答をいただきました。ただ、町といたしましては、砂利につきましては、ある程度整備しなければならないのかなというふうなことで考えております。

それから、やらないという方向ではないので、実際使った回転路、やっぱり事業の効果を検証しなければいけない。あくまでも4号と町と県と負担金を出していますので、検証をした結果、次のステップに進みたいと、その後に考えたいというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） しっかり検証をしていただいて、今、2トン車までその細い道路を通過して迂回しているというふうなことでありますので、しっかり検証をしていただいて、東西が分断されないような、そういうふうな道路状況をつくっていただければというふうに思います。

次に、高久田一貫線についてお伺いをいたします。

これについては、何人かの議員の方々が何度も質問をしておりますけれども、その後、須賀川市との話し合いはどこまで進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この高久田一貫線については、何人かの議員の皆様からご質問を受けて、これまでできております。そういう中で高久田一貫線につきましては、須賀川市と本町との合意のもとに平成11年度からそれぞれ事業を進めてまいりました。

本町におきましては、総延長2,490メートルであります。そういう中で、須賀川市の取り付け部分、約80メートルを残して本町においては平成18年度にこの高久田一貫線については完成をしているという状況であります。

しかし、須賀川市におきましては総延長288メートル、そのうち80メートルが完成したのみだということであります。残る208メートルがいわゆる地権者の同意を得られず、いまだ開通の見通しが立っていない状況であります。我が町としては、これまで本事業にいわゆる事業費としまして、約6億円を投じているということでもあります。このようなことから須賀川市の努力による解決を図っていただき、一日も早い開通を願っているところでもございます。

須賀川市に対しましても、要望をしてきているわけでもありますけれども、現在、町から新たなルートの提案、そして須賀川市からの代案、そういったものも含めて、今調査研究を行っているところであります。

いずれにいたしましても、問題の解決につきましては、須賀川市のいわゆる誠意ある対応

を望むものでございます。引き続き市への要望、そういったものを協議を重ねていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） この道路については、多分4年前から一貫線どうするんだというふうな質問が出ていたと思いますけれども、須賀川市さんの対応が遅いのかどうかはわからないんですけれども、早急にここは解決をしていただかないと、今、旧道からドライビングスクールの4号線に出るところの交差点、夕方の信号待ちは、5回もしくは6回以上待たないと4号線に出られないという、こういうふうな交通渋滞が起きているわけです。これが一貫線が須賀川のほうに、市のほうにずっと抜けていけば、かなりこの渋滞も緩和をされるというふうに考えますけれども、そういう意味において、この一貫線は早急に須賀川市との話し合いと同時に、先ほど町長の答弁にありましたけれども、新たなルートを積極的に我が町のほうから提案をしていただいて開通をさせるべきではないかと思っておりますけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 先ほど平成18年度に、我が町では80メートルを残して完成をしたということでございます。そういう中では、いわゆる最後まで行かないで、その手前で、本来ですとルートを変更するというのもいわゆる地権者の問題があるとすれば、検討されればよかったのかなと、ただ今では当然80メートルを残すのみということでもありますので、何ともしようがないんですけれども、そういった機会もあったということでもあります。

そういう中で、今回私も5年目になりますけれども、そういう中では最近になって、昨年市のほうから我が町でも代案を出すと、そのかわりに市のほうとしましても市長名で代案というものをこちらに来ました。そういう中では代案と我が町とのなかなかちょっと温度差がございますので、そういったことも含めて、そういったものが市のほうからあったということは事実でありますので、これからはちょっと進展するのかなというふうに思っているところであります。

いずれにしても、早急な、先ほど言いましたように我が町は6億円もかけて既に完成をしているわけですから、この効果というものをいち早くしてやらなければならないというふうに考えておりますので、その辺についてはしっかりと市のほうにも申し上げていきたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 新たなルートを提案しながらということですので、しっかりと須賀川市との話し合いをしていただいて、一日も早い開通というか、一貫線の須賀川市への延長をお願いをしたいと思います。

続きまして、成田県道バイパスと旧道、宿屋敷の北側の接続、橋がなくなってしまったわけではありますが、その接続についてはどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 3番議員のご質問に答弁いたします。

県道のバイパスの北側の考えというふうになりますが、ご質問の箇所につきましては、県道の矢吹・須賀川線と一級河川、鈴の川にかかっている下川橋だと思います。この下川橋につきましては、県営の成田地区の圃場整備の事業に伴いまして、一級河川鈴の川の改修事業、それから県道バイパス化の関連事業によりまして、道路の変更が実施されました。これによりまして下川橋の設置は以前より東側のほうに移動になりました。県道の移動に伴いましては、町道の路線として、成田浄化センター前を東地内から県道へ抜ける道路として整備をしたところでございます。

これに関しまして、各事業主体、いわゆるその圃場整備関係とかの事業主体になりますが、福島県、それから鏡石町、圃場整備関連の役員会と協議会を設置いたしました。これにつきましては、地区の協議会の意見を調整しながら図って、合意形成をしながら整備を進めたというふうなことになってございます。経過を踏まえまして、町としてはバイパスと旧道の北側を接続する道路については、現在新しい計画は考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 成田地区の旧宿屋敷に住む皆様からの要望は、今現在通っている浄水場のところの道路が、バイパスから右折をしてくるのにかなり危険度があるというふうなお話を何人かからお伺いをしました。というのは道路が狭いんです。できればその道路をもうちょっと広くしていただいて、安全な右折ができることをお願いしたいというふうなお話をお伺いをしました。

もう1点は、成田は大雨が降ると阿武隈川の氾濫で宿屋敷地内は川が氾濫すれば、あそこには必ず水がたまってくるという、こういう状況がありますので、避難路としても大事な道路

になってくるのではないかなというふうに思いますので、この辺についてしっかり整備をお願いしていただくことを要望したいと思います。

以上、住みよく利便性に富んだ道路行政に取り組んでいただくことを強く強く要望し、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） おはようございます。9番、今泉文克でございます。

昨夜はテレビを見ていましたらば、AKB48の選抜総選挙が華々しく福岡のヤフオクドームで開催されまして、第1位には指原莉乃さんが19万4,000票という票数をもってトップになりました。観客が3万2,000人ほど入ったそうでございます。これを考えますと、あのイベントに幾らの入場料だったかは定かではありませんが、3万2,000人の入場料をしたらすごい額になっているなというふうに思っております。

我が町にもこのAKBからは震災後、バスが贈呈されまして、町民の多くの研修や移動に利便性を働いているところでございます。こういう一つの起爆剤を持ちながら、我が町も歩んでいければなというふうに感じております。

4月には岩瀬牧場を中心とした、気球によるさくらフライト事業がありました、また5月は、先ほどもありましたが田んぼアート、岩瀬農業高等学校の生徒たちの1,600点に及ぶ大変な座標の測量があって、そして、ことしはたまたま俳優の永島敏行さんも来場され、また東京の野菜ソムリエのグループやら、あるいは東京大学の生徒さんたちまで、我が町の田んぼアートに参画しているということは、一つのニュース性を持っているのかなというふうにも思っております。

また先日は、鏡石町の消防支援隊の設立がありまして、非常に心強く感じたところでございます。OBの方々に心から感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

私の住む鏡田地区におきましては、区長さんの努力によりまして、鏡田の住民が集うサロン、転作センターなるものを月2回開催しております。住民の方々が集まって意見交換をしたり、あるいは地域の話題性をそこで語ったり、大変全国にも自慢できる事業じゃないかなというふうに私は感じております。

本定例会の6月には、日曜議会ということで、通告6点ほどさせていただきました。しかし、30分という短い時間にその後なったものですから、十分な質問ができるか大変なところ

でございますが、一つ一つやっていきたいと思っております。

まず初めには、町の行政改革への女性参加についてお尋ねします。

第1点は、きょうまで多くの行政施策は男性型意見、この議場においても議員、それから執行側も全員男性だけでございます。残念ながら我が町は、51%の6,394人が女性であるにもかかわらず、この場には女性がいないということは、我々議員としても大変な責務を負っているなというふうに改めて感じております。

その中で、5月27日には第26回の高齢者ふれあいスポーツ祭が鳥見山で行われたかと思うんですが、そこも多くの女性の方々が頑張っていたと思うんです。そういう意味で、これから我々、我が町の新しい施策、それから進むべき道というものが女性の方々の意見がないと大変な過ちも犯す危険性もあるというふうに感じております。

フランスなんかでは、小さい市町村は半数は女性を、50%人員参画させるというふうな条例まで設置されていることは伺っておりますが、そこまでいかなくても多くの女性の町民の方々、あるいは町役場の職員の方々の視点が、これからの我が町の積極的な発展には必要であるだろうと、それから柔軟な町づくりが重要であるというふうにも強く感じております。

この質問は前にもしたことがあったんですが、町は女子力の活用というものを強力にすべきと思いますが、どのように考えておられるのか。現在、我が町の職員の構成比そのものも男女別には幾らぐらいあるのか。そして鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部というものが設置されております。これにも女性が何名入っておられるのか。そしてワーキンググループもありますが、これらにも女性の方が何名参画されているのか、第1点目はお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

昭和60年に男女雇用機会均等法が成立いたしております。女性の社会進出に対する取り組みが積極的に行われるようになり、女性の社会進出が進むにつれまして、雇用形態が多様化してきたものと思われております。

本町の行政施策の根幹をなします総合計画がございますけれども、現在第5次総合計画が策定されておりまして、目標達成に向けまして各種施策が実施されているところでございます。

女性の活用というところで、この計画を策定するに当たりまして、25名の町民からなります鏡石町づくり委員会を組織いたしております。委員のうち12名が女性でございます。48%ほどになりますけれども、さらに一般応募での参加も8名ございました。その意識の高さに驚かされたところでございます。このように本町にはすばらしい見識と積極性を持った

女性が大勢いると思われまますので、今後もあらゆる機会におきましてご意見をいただく場を設けまして、町の施策に反映をしていきたいと考えてございます。

また、先ほどありましたように、町の非常勤特別職におきましては、現在のところ14%ほどの女性が参画してございます。ただ、自治法に基づきます教育委員会、選挙管理委員会等の定められた委員会等におきましては7%というような低い率になっております。また、職員で管理職が20名ほどございますけれども、今のところ2名というような数字にとどまっているような状況でございます。また、ご質問にありました地方創生ワーキンググループにおきましては、現在のところ女性が入っていないというような状況でございますけれども、今後、女性職員もおりますので、細かい意見も吸い寄せながら進めていければなと思っております。

以上、答弁といたします。

失礼いたしました。

現在100名ほど職員おりますけれども、女性については20%程度だと記憶してございます。また、地方創生の推進本部におきましては、現在女性が入っていないというような状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 確かに人数が少ないのはわかっておりましたが、今回この我が町がまち・ひと・しごと創生総合戦略というふうな新しいこれからの町づくりの部分に、やっぱり女性がゼロというのは、どうも何かちょっと片手落ちな、片手落ちというのはちょっと言葉が悪いかもしれないんですが、意見をもっと取り入れるというふうに答弁をされるんですが、その結果として起きていることがこのようなことでは、女性の方々の声というのは案外と表に出てきませんし、それから町づくりにも生かされる部分が非常に少ないというふうに私は感じます。これからでも遅くないから、ここに増員で入れるとか、あるいは何らかの下部組織にもう一つ女性だけの意見をまとめる組織をつくって、そこから意見を吸い上げるとかとして、やはりもうちょっと町の行政改革あるいは行政執行に女性の意見が通るような姿を考えられないかということをお伺いします。

先日、5月29日にも全国議長会がありまして、そこの中でも議決されましたが、標準会議規則にこのたび女性議員の出産にかかわる休日を、議会活動の中に認めるような規則の改正も今回議決されておりますので、多くの面でやっぱり女性のそういう声をやるようにできないか、改めてお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地方創生の推進本部は、課長等で構成させていただきました。ワーキンググループとしましては、各課の代表、若い人を中心に選出していただいたというところがございます、当然ながらその人だけの答えではなくて、課の皆さんのご意見も吸い上げながら、現在ワーキンググループで協議しているようなことでございますので、議員さんがおっしゃったように、今後、下部組織、女性だけの意見を吸い上げるような組織についても、ご意見として伺って踏まえていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 今、後ろからカンペが来たけれども、それは大丈夫なの、答弁しなくたって。後でお伺いしますから、それは結構です。

下部組織はつくらないとか、検討するとかって、これは改めて仰々しくやらなくてもいいから、やっぱり意見を吸い上げるような位置づけをするようなことを、私は今後とも言っただけで検討で終わるんだらうから、検討するように強く思うところでございます。

それでは、2番目の質問に入ります。

2番目は、急速に進行する私たちも含めた団塊の世代の高齢化対策の充実についてを伺います。

我々、戦後生まれの団塊の世代が、今高齢者となってきております。早急な全国的な対応策の必要性が生じておることは、私が述べるまでもありません。鏡石町には、岩瀬福祉会が運営する鏡石ホームやら牧場の朝、岩瀬牧場にもありますが、そのような施設がございます。特に今、町内を歩きますと、多くの待機者の声が聞かれます。どうしても受け入れしてもらえないんだ、あるいは中には二人の高齢者を抱えて大変なご苦労をされている家庭も数多くあります。そういうときに、在宅介護という言葉はありますが、夫婦共稼ぎやら、あるいは核家族で小家族のためになかなかフォローできない部分がありますので、前にもこれは24年12月にも質問したところでございます。このような施設の拡充をもっと図るべきであろうと思いますが、町内、岩瀬福祉会、あるいは牧場の朝等の入所者数、あるいはデイサービスの催行、それから待機者の数とかというものが把握されているかとは思っておりますので、それらの人数を教えてください。

24年12月には、そのときの答弁ですと、新たな見込みはない、施設の増設はないというふうな答弁がされました。しかしそのときは、長沼ホームに50床の増設が計画でありますということであったんですが、ところがそれが中止になってしまったというふうな実態があります。ですから、その後どのような考えをお持ちなのか、あるいはこれは3年間のローリング

で決めるというふうな一つのあれがありますから、その3年目に今なっていますが、その辺のローリングとして、今の状況はどうかお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

待機者の多い特老やホーム等の関係施設の設置、拡充を図るべきと思うが、町の考えはという基本的なご質問ということで、まずそれにつきまして答弁を申し上げます。

戦後生まれの団塊の世代が65歳以上の高齢者になることは、幾つかの変化がありますが、主なものといたしまして、1つには、国レベルでは年金の満額受領によります年金基金の原資が大きく減少すること。2つ目には、地方自治体レベルでは介護保険での第一号被保険者となりまして、介護保険受給者が大きくふえるということが主なものでございます。

この問題は、2015年問題といたしまして、マスコミなどで取り上げられまして、国も地方も早急な対応が求められているということでございます。町といたしましては、先ほど議員さんのほうからお話しあったように、3年サイクルということで、本年4月から新たな介護保険事業計画がスタートしてございまして、その計画に基づきまして、必要な施設等につきましては、施設拡充を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の中に、特別養護老人ホームの入所ということでございまして、現時点で把握できる数字としましては、4月現在、特別養護老人ホームの入所者につきましては78名でございます。それと反しまして、入所待機者につきましては79名ということでございまして、これは統計上多少古くなってしまうんですけれども、昨年4月現在ということで79名待機者がございます。

それにつきましては、現在のところ中身といたしましては、79名の待機者のうち、今回入所要件が変わりまして、介護度が3以上の者ということで限定をされております。特に入所が必要なものについては、別途検討するということにはなるんですけれども、要介護度3以上の方につきましては、79名の中で52名おられます。52名のうち、いろいろな例えば病院に入院しているとか、そういう中身で対応している方と、その中で在宅に限っては17名おられます。その方に対して議員さんのほうからお話しあったように、在宅のサービスを中心としまして、現在のところ対応しているということをご理解をいただきたいと思っております。

あともう1点、最後でございますけれども特別養護老人ホームで、岩瀬福祉会の計画はどうなっているかということだと思っておりますけれども、これにつきましては長沼ホーム、先ほど議員さんのほうからありました中止になった経緯がございます。後ほどのご質問等もございまして、関連がございますので、先にお話ししたいと思うんですけれども、岩瀬福祉会としましては、やはりまだ発表の段階ではございませんので、なかなかちょっとお答えしづら

いところもありますけれども、表現といたしましては、県中地域の中で、須賀川・岩瀬管内におきます特別養護老人ホームにつきましては、現在のところ今回の平成27年から平成29年の3カ年の間に、30床の増床計画がございますということでございまして、それにつきましては、県中地域の県の計画の中に盛り込んでおりますので、これにつきましてはお話しできるということで、今ご説明いたしますけれども、須賀川・岩瀬管内におきます繰り返しですが、特別養護老人ホームにつきましては30床の増床計画がございますということで、ご答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） なかなかこれ大変な問題ですから、実際金もかかるし、ただ、こういう施設があると一般家庭は助かる、あるいはそこで雇用の場が生じたり、消費が生じたりして経済効果も高まりますから、ある意味では、今後このローリングやら、あるいは岩瀬福祉会で30床というのも、できれば早くもっとそして多くの方が対象になって、この79名の待機者が受け入れられることができるような体制づくりに政策を持って行ってほしいなというふうに願っているところでございます。

(2)番の老人福祉も関連しておりますが、この町内施設の設置の必要性ということで来ておりますが、先日、東京圏の高齢者の移住提言ということで、日本創成会議が全国41の市町村を対象となっていると、これは出てきたんですが、こういうふうな認知症、特に10年後500万人の方がその対象になる可能性がある、そして経費も14兆円の莫大な経費が必要になってくるというふうなことがお話しされておりましたが、そういうことも踏まえますと、こういうふうな福祉の充実、施設の拡充ということが大事だなというふうに考えているんですが、例えばこの施設の増設とか、それについては課長のほうからお話がありましたので、そこは後の努力を我々は求めるだけでございますが、高齢者移住提言の中で、41というふうに具体的な市町村の数が出ましたから、鏡石町はこれに入っているのかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 質問にご答弁申し上げます。

我が町は入っておりません。新聞報道を見ますと、大きな市の、いわゆる地方の市が主だったようであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9 番 今泉文克君 登壇]

○ 9 番 (今泉文克君) それでは、大きい 3 点目の質問に入らせていただきます。

鏡石町の医療と健康政策についてをお尋ねいたします。

少子高齢化という言葉が完全に定着して、我が町は県内でも、ある意味では高齢化率が下から 3 番目と、下から 3 番目というワースト 3 だから悪いように聞こえるんだけど、逆にこれはすばらしい位置づけの中で今歩んできている。しかしこれは、一昨日も発表になりましたが、出生率を見ますとまだまだ安心してはいられないし、どこへ行っても前は「限界集落」という言葉だったんですが、今は逆に「消滅」という言葉に変わってきておりますが、我が町が恵まれた環境、地理的条件等にあるからそれで安心だということではなくて、これをより生かしながらやっぱりやっていかななくちゃならないというふうに思います。

そのためには、医療と健康というものがキーワードにこれからはなってくると、職は満たされてきておりますので、そこに来るのかなど。そんな中で、公立岩瀬病院の建設がほぼ完了というんですか、まだ完了はしないんですが、進んできておりまして、すばらしい医療設備があそこの地にできました。しかし、周産期医療あるいは小児科関係の医療は、これからというふうな形でございます。

幸いにして我が町にはたくさんの民間の医療機関が開業されております。非常に多くの先生方の努力によりまして、町民の医療あるいは健康について、安心感が持たれるところでございます。そういう充実した中ではありますが、やはり若者がこれからこの町にも今度とも住みやすい環境づくり、これがやっぱり私は必要だと思うんです。まずは第一には雇用の場、働く場があるかないかというふうなことで、企業誘致もあるんですが、子育ての幼稚園、保育所の拡充、これは幸いにして全国でも本当にトップクラスの町立幼稚園、それから私立の幼稚園、保育所の設置がすばらしくて、他町村の方々も受けるというふうな、ものすごく日本でも自慢できる町になっているというふうに思っております。

また、医療機関もただいま申し上げたように、たくさんの個人の方が開業されており、公立病院が設置されてそろってきたと。それから学校、そして店なんかも、イオンを初め周辺に大型スーパー関係が設置されて、また新しく一つ何かできるような噂も聞かれています。

しかし、町が今年も 330 万円ほど寄附行為をしましたが、この周産期医療、それから小児地域医療支援、これはやっぱり非常に大事で、早急なことが求められると思います。これらについて鏡石町は、ニプロとか医療、こういう大きい会社もありますから、それを一つの起爆剤にして医療と健康政策について進めるべきと思いますが、その辺はどのように考えて政策を展開していくのか、お尋ねいたします。

○ 議長 (渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、我が町につきまして言いますと、いわゆる国勢調査、過去の国勢調査においては、一度も人口が減ったことがないという町であります。そういう中で、今回の震災の23年3月以降、今年3月まででありますけれども、県内59市町村の中では、いわゆる西郷村のみが9名ほどふえているという、残り58市町村は全て減少に転じているということでありまして、そういう中でも我が町は中島に次ぐ2番目に減少率の少ない町だということでありまして、

そういう中では、今、議員さんの質問の中にもございましたように、いろんな面で我が町については、医療も含めて幼稚園、保育所も含めていろんな面で整っている、そういった条件もあるのかなど、私はそういうふうには思っているところであります。

そういう中で、ご指摘の周産期を含めた産科、そして小児科医療機関の減少によりまして、受診環境については全国的な問題であると、特に福島県については、その傾向が顕著であるということでありまして、そうした中、現在平成28年8月を目標に公立岩瀬病院に産科、そして婦人科を開設する計画を推進しております。そのために現在、近隣市町村が連携して、これは岩瀬郡、もちろん須賀川でありますけれども、石川地方も連携をしまして、福島県立医大から小児科医、そして産科医を派遣していただいております。周産期、小児地域医療支援講座、いわゆる寄附講座を継続して周産期医療体制の充実強化を図っているところであります。

公立岩瀬病院に産科、婦人科を開設することによりまして、安心して産み育てるための医療環境が確保されるということになると思います。なお、我が町における周産期医療対策につきましては、妊婦及び胎児の健康管理のための妊産婦健康診査の助成、さらには保健師によります赤ちゃんの発育状況や健康状態の確認、そして育児相談のための赤ちゃん訪問等を実施しております。特に妊産婦健康診査の助成につきましては、昨年度までは妊婦健診15回のみを助成対象としておりましたけれども、今年度から産後1カ月健診1回についても助成の対象にしていると、実施するという事で、産み育てる環境、こういったものをしっかりとつくっていくことが人口の減らない、そういった町づくりになっていくのかなというふうには思っておりますので、今後ともそんなことで努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 非常に若い方々が、やっぱり安心して出産あるいは子育てができる環境づくりというものが、我々高齢者に与えられた次の時代につなぐ政策であるというふうに強く思っておりますので、しっかりとした確立が我が町ではあるんだということを外に大き

い声で言えるような環境づくりを、今後とも行政、それから議会ともども取り組んでいかなくちやならないということを感じております。

それでは4番目の質問、駅東開発の早急な振興策についてをお伺いします。

町から補助金が3億円を超えるほどの多額の資金が費やされました境土地改良事業、これが長きにわたりましたが完了して、やっとひとり歩きできる、町づくりができるように最近なったことは、大変うれしく思っております。これは大変な事業であったなというふうにつくづくと私だけじゃないと思います。町もそうですけれども、当事者の方々のご苦労は、精神的なものまで含めて大変なことだったろうなというふうに思っております。

しかし、ここで安心はできなくなっているんです我が町は、やっぱり続いて今スタートしておりますが、駅東185町歩の開発計画の駅東第一土地区画整理事業、56ヘクタールの問題です。やっぱりこれは本当に大変な、命取りになる危険性もある大事業でありまして、この1番目に書いておきましたが、災害公営住宅がやっと完成して、多くの方々が住みまして、そして念願のスタートを切ったところでございます。

しかし、この当初計画では、この56ヘクタールについては、もう今日では完全に完了していなくちやならない予定で事業計画をされたものでありまして、それに賛同した地権者の方々のこの固定資産税やら、あるいは農作業の不便性、それから一部には相続税という大変な問題を抱えた方々の負担は、はかり知れないものであります。このように大問題を抱えている駅東、これからが本番なのかもしれないんですが、平成11年には11ヘクタールを超える町と県の住宅公社が購入いたしました、この価格は幾らでしたか、総額で、まずこの価格をちょっと教えていただきたいと思えます。

あとそれから、以前にこの駅東に、何か議会の中で伺いましたら、東日本大震災や原発の避難者の方々が大熊町から入りたいというふうなお話もあったと思うんです。そのような大熊、あるいは双葉、浪江のほうの方々からは、我が町に実際のところ来たのかどうかというふうなことでございます。

実は、私の友達が双葉町にいて、親戚が大熊町におりました。この2人は残念ながら鏡石も何回も見たんですが、鏡石には適した宅地が少ない、ないということで須賀川と郡山に住居を構えてしまいました。このように多くの方々が、もう完全に避難者としてこの鏡石、あるいは周辺に土地を求めようという方々がいるかと思うんです。それを町はどのように把握しているのか、そしてこれらに対する早急な推進をして、宅造をやって、この方々に応えられるような環境づくりを私はすべきだというふうに思うんですが、その辺の考えをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、いわゆる原発被災地からの受け入れというんですか、こういった関係でありますけれども、これは原発が発生した後、私も大熊町の町長、双葉の町長、あと浪江の町長、直接会いまして、こういった用地があるということについては、一、二度、大熊には2回ほど、あと町村会の中で会うたびにお話をしております。県のほうにもこのお話についてはさせていただいて、こういった用地があると、今いわきにも新たな白地のほうに住宅を求めて、いわゆる市街化区域にしてというようなことがございます。我が町は当然56ヘクタールは既に市街化区域であると、そういったものをアピールしてまいりました。新たな知事になった内堀知事にもこの旨はお話してございます。

しかし、実際は大熊、その原発地域からのそういったものについては、現時点ではなかなか容易でないというふうに感じているところです。あとそれ以外の個人的な部分で、大熊町のほうから既に南の笠石地区のほうには既に入っているということもお聞きしていますし、双葉町のほうからも、今建築中だというようなお話も聞いてございます。そのほかもっとあるかもしれませんけれども、私の中ではそんな記憶をしてございます。

以上であります。

あと残りについては、担当のほうからご答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 9番議員のご質問にご答弁をします。

駅東第一区画整理事業につきましては、平成12年度に事業の計画をしました。当初計画では、施工期間までは12年から25年までというふうになってございました。その間、社会情勢の変化によりまして、本事業を推進するのが大変厳しい状況ということで、変更をいたしまして、現在平成40年ということで計画の変更をまいりました。

そのような中でございますが、わずかでございますが、設計や道路の築造、それから保留地の造成などを行いました。保留地の一部につきましては、災害公営住宅用地に売却をしたところでございます。現在進めております第一工区については、国の補助金、それから災害公営住宅の用地として売却した資金をもとに事業を実施してございます。まずは第一工区を早急に完成させて、残り保留地を売却しまして、その費用を事業資金の一部として確保しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、町の財政状況も厳しい状況になりますが、国の補助も大変厳しい状況になってございます。このような状況でございますので、事業の推進とあわせまして、並行いたしまして今後の整備方向につきましては、検討を重ねていきたいと考えております。

それから、先ほど数字のお問い合わせあったんですが、公社の関係の土地の町が求めた資金になりますか、これが約1億というふうなことになってございます。

以上、ご答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） このように大事業であって、非常にバブルが崩壊し、かついろんな社会情勢がこんなに変化すること、なかなか捉えることができなかつた大きな要因が問題になっているかなというふうに思います。

それで、ここの中でやはりうちをつくると決めたらば、誰もがすぐ土地を求めて着手して、完成させたうちをつくって早く住みたいというのは、誰もが同じだと思うんです。いつでもいいんだなんて思っている方はいないと思うんです。決めたらばすぐやりたい、新しいうちに住みたいと思っていますから、そういう方々の声が、町が受け入れられるような、そしてこの駅東というふうな長年の町づくりのバックボーンである土地があるわけですから、そういうところに取り組むことができないか、これ本当に実際のところ、今年中、27年度中には何区画できるのか、そういうふうな数字ができれば我々ほかの方に話をするとき、今年に何区画できるからこういうとこだからどうなんですかというふうなことの紹介の話もできるんですが、いつできるんだか、何区画くらいできるんだか、そしてどれぐらいの区画であれするんだかというの、もう少し表に出して進めてほしいなと思うんですが、それはいかななものですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まずこの駅東、ご承知のように先ほど答弁もありましたように、12年度から着手をして、いまだに災害公営住宅を除いては、二三男対策の住宅を除いては、1軒も他のほうから住宅が建っていないというのが現状であります。それと対比しまして、いわゆる同時期に始まった境土地区画整理事業、これもほぼ同じ年に始まったと。これは本年度いわゆる完成を見ているということで、大体ほぼ満杯になっているという、そういったことです。ですから、この駅東がいかにかこれまでおこなっているかと。

もう一つは、当初56ヘクタールも、ちょっと記憶でありますけれども、56億か60億前後のいわゆる予算、そういった事業計画でありました。20年か19年ですか、そのときに修正をしました。これは43億、6億、そういった金額に修正をしたと。これはなぜかと言うと、区画整理の中で道路を間引きをしたと、いわゆる大区画の面積になってしまったということです。

これを今回56ヘクタールの中で、特に第一工区、約10ヘクタールでありますけれども、この整備に当たりましては、この大区画ではなくて、いわゆる背割りをすれば家が即建てる

ような状況にしたと。大区画でありますと、所有者個人が道路をつくらなければ家が建てられない状況の区画整理になってしまったと。これを今回1年ほどかかりましたけれども、家がすぐに建てられるような区画割にしたということでもあります。そういう中では、今回この秋にはいわゆる販売をできるような、保留地の販売ができるようになったと、そういうことでご理解をいただきたいと思います。なお、販売区画数等については、担当課長のほうから申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほどの再質問なんですが、販売に向けましては鋭意、現在整備中でありまして、10月をめどに販売したいということで考えてございます。保留地につきましては、12区画ほど考えてございます。また、先行した町有地の中でいわゆるゲートボール場がございまして、ゲートボール場が町有地に充てたということになってございまして、一応それもお考えしていただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） このように数字が出てきますと、聞かれたときに多くの方々に、ましてや中学校の周辺の文教地区の環境に非常にいいところだということで、自信を持って我々も多くの方々に話ができますので、それに向けていち早い完成に向けて、進めていくように求めるものでございます。

それでは、（2）番の質問に入らせていただきます。

途中に計画を変更して、この56町歩の住宅地あるいは公共用地というふうな中から、26ヘクタールの準工業地帯をここに設定したところでございます。内容については、オーダーメイド方式での開発を考えているということでございますが、現状の見通し、今後の見通しはあるのかどうか。

それから、どうも今の状態では、これ私は大変難しいと言っては申しわけないんですが、今の経済状況やいろいろ考えると難しいと思いますから、抜本的に町は考えを変えて早急な誘致を考えるべきでないかというふうに思っているところでございますが、町は考えられないですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、議員さんがおっしゃられたとおり、私もこのオーダーメイド方式、いわゆる平成20年

度に用途変更したと、準工にしたと。片方を今、第一工区が、いわゆる住宅地の区画整理で、この26ヘクタールの準工ということでございます。そういう同じ区画整理の中で一緒にやるということは、私も正直言って困難であろうなというふうに考えております。

さらにもう一つは、今の経済状況ということも含めて、先ほど課長のほうから答弁したように、これについてはしっかりと検討して、前に進むのか、後に下がるのかも含めて、しっかりと早急に検討していくということで、担当課のほうとも打ち合わせをしながら今進めているということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） といいますのは、平成11年に公社、県の住宅供給公社、それから町、その後公社から町が買い上げて、1億円で既に買ったところでございます。町が実際に持っているのが以前は8町歩、8万906平米、この代金が5億2,588万9,000円というふうな数字が過去にあったんです。これにプラスして今回というか、18年ですか、19年ですか、その後か、1億円で今度は買っています。そうすると6億5,000万円の土地を町は保有しているんです。

これ単純に計算しますと、6億の土地を町が持っている、金利がこれ借金で買っていますから、金利がもしかして1%なら1年に650万、買ってからはあ延々と15年経過していませんから、1億近くの金利になってきているんです。そうしますと、このように土地を今後見通しもない中、また延々と塩漬けの状態でこの土地を保管しているということは、大変な資産の利用できないでいるということは、我が町にとっては大変な損失なんです。

ですから、私は今この作業の状況が悪い、あるいは東日本大震災の後である、そういうふうなことがありますけれども、なかなか今、町長言われたように企業誘致は難しい、それから資金的に造成するのは難しいと言っていますが、私はこの土地を安くじゃなくて、3割引きなんていうのは棚倉とか、あるいは高田ですか、南、会津美里町ですか、なんかでもやっていますが、そんなことじゃなくて、来る企業があれば土地を提供しますと、そして工場が来てもらえれば、塩漬けでこんなに1年間に500万も利子だけ払っている土地じゃなくて、思い切って土地は鏡石は提供しますと、ただでやりますというふうなくらいのこのニュースソースを出して、全国の新聞に出たり、日経新聞の1面に出たりとかするぐらいの、ただで企業が来るのであれば、この地の利を生かした町に来ていただけるんならば、町はやりやすよというぐらいの思い切ったことを考えられないかということでございます。

なぜかという、こんなに金利ばかり払って、町が1年間に500万円ずつも負担をするような体制をつくりながら、今後、いつになるかわからないことをやっているんならば、そこに土地をただでやって、そして建物をつくってもらえば、イオンが一つのいい例じゃない

かと思うんです。イオンは20年契約でやっていまして、それで年間約5,000万円ほど地代が入って、当初は5,400万円とかって聞いていたんですが、4,597万ぐらいですか、今入っていますのが、地代が入っています。10年で4億5,000万になるわけですね。これは貸しておくのはあれなんです、イオンはあそこの建物が何千万円の固定資産税が入っていると思うんです。建物とか何だかの。そうしますと、工場が来てその結果、あそこに駅東に工場をつくられて、固定資産税、建物のほうが入れば、ある意味ではその分だけでも地代の塩漬けの状態から脱却できるんじゃないかなというふうにも思います。1点は。

あともう1点は、福島の産業復興投資促進特区に基づく措置というのがありまして、これは企業に対して固定資産税が5年間課税免除、事業税も5年間課税免除というふうな恩典があります。これは福島産業復興ですから期限がありますので、この対象になるように町が指定すればいいだけです、そのようなことで企業にも恩典がある。町もそういうふうなことがあるというふうなことでやれないか、そのようなことを今日は町の考えを尋ねてみます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、議員さんが言われたように、土地がこの56ヘクタールの中で、今、約10ヘクタール前後の町有地がございます。これが1カ所にまとまっているのであれば、そういった考えも成り立つのかなと、今、この10ヘクタールについては56ヘクタールの中にばらばらにございます。そのばらばらをいわゆる企業のほうに提供するわけにはいかない。民地がその中にもございますので、民地もただでということにはいかない、その辺につきましては、この早急な検討の中では、何とかそこをまとめる方策を練らなければならないのかなというふうに考えているところです。

そういう中で、今いわゆる税金の特区の関係も含めて、そういった部分が出てくるのかなと。まずはこの56ヘクタールをどうするのか、10ヘクタールは既に行っておりますけれども、残り46ヘクタールをどうするのか、そういったものの中でしっかりと考えていきたいというふうに考えてご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 確かに民地がばらばらで、これすぐにはいかない、しかし一つの方策としては、土地の所有者もただあるよりも町が一度買い上げるなり何かして、そのような形で何かに進んでいかないと、これは全然前に進めない状態になっていますから、抜本的な町の考え方を変えて、それに向けて議会も一生懸命バックアップしていきたいというふうに思っております。

この方策がいいか悪いかは、今後執行のほうでも十分検討して、駅東が一日も早く完成するように願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） おはようございます。

第16回定例会に一般質問させていただきます。4番、長田でございます。

早いもので町議会議員に当選から3年9カ月が過ぎ、任期最後の議会となりました。昨年までは東日本大震災からの復旧のための3年間だったと思います。ことしからは、復旧から復興へ向けた新しい町づくりを考えていかなければならないと考えております。

復旧から復興へ向けた新しい町づくりを、今後の町執行と議会にかけられた責任は、大変重要となってくると改めて思うところであります。

このようなときに、国において復興庁から今年度から道路などのインフラにかかる復興事業費の全額負担を、被災地の自立ということを理由に一部事業費の負担が決定されました。本県においては、5年間で約400億円の負担が生じると試算されております。また、さらに本県においては、原発事故による風評被害がまだおさまりが見えていないことを考えると、本格的な復興の正念場というときに各自治体の復興のおくれが懸念されるところであります。

また、経済面を見ますと、最近では株価が十数年ぶりに2万円台を推移し、さらに円相場も一時125円台に進み、輸出産業を中心に高収益を上げております。トヨタは過去最高の2兆円の利益を上げるなど、景気の回復基調が続いているというふうに言われておりますが、地方においては、まだまだそこまでの景気回復の実感が得られない状況にあると思います。

このよう中で、平成26年度末に地方創生事業において、地域活性化、消費喚起プレミアム商品券事業が閣議決定されました。各自治体において実施される予定だと聞いております。本町においても約1億円の商品券が発行予定というふうになっております。

先日、県が発行したプレミアム旅行券は、1万円の宿泊券が5,000円で購入できるとあって、各コンビニは大変混雑しました。すぐに完売してしまい、県には1,000件を超す苦情の電話があったというふう聞いております。さらに約40%分の1万七千数百件の分が換金されなくて無効となり、即日インターネットオークションに出品され、約8,000円台の値段で取引されるなど、購入方法の複雑さや、悪用が浮き彫りになり、真の目的にならないような利用がされるなど、消費喚起効果が危ぶまれております。

ただ、本町においての実施されるプレミアム券は、2万円で2万4,000円分の商品券が購入できるというもので、引換券が各世帯に送付され、引きかえ期間も長いことから、このような混雑はないというふうに思われますが、町内の商店での利用に限定されるので、消費喚起に大いに期待をすところであります。このように地域経済が活性化し、さらには第5次総合計画の目指す復興と進化に向けて町づくりについて、通告書に従って質問に入らせていただきます。

まず最初に、1の旧児童館の今後の利活用についてであります。多分2年前だと思えますが、新しい児童館が一小の敷地内に建設されるということから、駅前児童館はどのように活用するのかというふうにお尋ねをいたしました。そのときの答えが「引き続き子育て支援に使用していきたい」というふうなご答弁でありましたが、現在の旧児童館の利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年10月3日の児童ふれあい交流館の開館に伴いまして、放課後児童クラブの実施場所が、現在の児童館から児童ふれあい交流館に変わりました。現在の児童館につきましては、主につどいの広場事業で活用しているほか、民間の育児サークルにも開放してございまして、地域の子育て拠点としての役割を担っております。

児童館の利用状況でございますけれども、つどいの広場の実施場所が児童館に変わった昨年の10月3日から、平成27年3月31日までの半年間で、延べ466人の親子が利用してございます。また、民間の育児サークルによります利用状況につきましては、平成26年度で延べ381名の親子が利用しております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、つどいの広場あるいは民間の育児サークルにおきまして、約466名並びに329名の利用があるということでしたが、この日数的なものとか時間配分的なものとかというのは、わかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

つどいの広場でございますけれども、開館日につきましては毎週、月、火、水でございまして、週に3日間でございます。時間につきましては10時から4時までということでござい

ます。

つどいの広場以外の育児サークルにつきましては、随時ということでございまして、ペースといたしましては月に3回程度ということでございます。

それで、児童館で実施している今、週に3日とお話し申し上げましたけれども、つどいの広場につきましては、児童館で実施した10月3日からの実施回数につきましては、10月から3月末で69回ということでございます。内訳といたしましては、合計いたしまして親のほろが216、子が250ということで、合計して466ということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 大体、つどいの広場で月曜、火曜、水曜ということで、週の初めにやっている、また月3回ぐらいが民間の育児サークルで利用しているというふうなことでありますが、それ以外の利用というのはないのか、あるいは子育て以外に利用しているようなことはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現時点では、その利用、先ほどちょっとご説明もう一度させていただきたいんですが、つどいの広場につきましては、月、水、金ということでございます。一日置きということでご理解をいただきたいと思います。

現時点ではこの週に3日間及び育児サークルの方々に利用していただいているほかにつきましては、利用実績はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 子育て以外には利用していないということですが、その子育て支援以外に利用できないという理由があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど来ご説明しております児童館につきましては、現時点では子供の地域の子育て拠点としての役割を担っているということで児童館につきましては捉えておりまして、現時点では児童館以外の目的につきましては利用していないということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 建物がやはり児童館ということで、建物を建てる場合にいろいろな役所のほうからのお金を借りて建てるというふうなことがあると思います。それで縛りがあるというふうに聞いておりますが、この建物に、児童館に対する起債というものは、今現時点であるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

児童館に対する起債の残でございますが、児童館につきましては、平成7年度に建築されておりまして、その財源につきましては、当時の通商産業省の産業再配置促進施設整備費補助金を受けまして、当初検討されましたけれども、補助金が多かったので地方債の借入れはないということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 補助金が通産省のほうからあったということで、起債はないということですが、その通産省からの補助金の今まだ残が残っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

補助金が残っているのかということにつきましては、当然補助金を児童館を建てるという目的で補助金をいただいておりますので、原則、児童館として使うのが国民の税金でございますので、法律上もそうされておるところでございます。

しかしながら、年数がたって、社会の情勢も変わって、違う目的に使ったほうがいいんじゃないかというような柔軟な姿勢も示されております。あそこは20年が経過しましたので、通常ですと24年が経過すれば処分してもいいということになっておりますけれども、24年になっておりませんので、ここは当然ながら違う目的に使うとなれば国の承認を得てから使うことが一つの方法として考えられるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 平成7年に通産省の補助金によって建物を建てて起債がないということで、使用目的がそういう補助金で建てたので、児童館としての利用を今しているということですが、20年ちょうど今たって、まだまだ多分建物としては使えると思います。ですから壊さなくてもいいし、24年が過ぎれば使用目的を変えて使えるというふうなお話でした。

ただ、先ほど町長も申しいていたように、駅のコミセンの利用も図られるし、それから先日説明がありましたが、二区の集会所の耐震問題、こういったことを考えますと、新たに高額な耐震補強の工事をしたり、あるいは集会所をつくったりというふうなことでコストをかけるのではなくて、今あるものを活用するのが一番いいのではないかなというふうに思います。そのようなときにこの旧児童館をそういったものに使うような予定があるか、今後、4年というふうに言わず、早急に考えていったほうが良いと思いますので、その辺お聞かせを願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 一般質問の途中でございますが、議事の都合上昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） それではご答弁申し上げます。

これまでの児童館の使われ方ということにつきましては、児童館の中で一小の放課後児童クラブ、これを主として放課後児童クラブに使っていたということでもあります。そういう中で、学校から離れて放課後児童クラブをしているということで、大変、交通事故等の危険等、そういったこともあるということから、今回、いわゆるこの復興交付金事業を活用しまして、一小の敷地の中にふれあい施設を建設したということでもあります。そういう中で現在、このふれあい施設の中で放課後児童クラブを行っているということでありまして、現在の児童館については、先ほど課長のほうから申し上げたとおり、つどいの広場など、そういったものが活用している状況であります。

目的外使用につきましては、これも総務課長のほうからあったとおりで可能であるということでもございます。そういう中で、これから駅コミセン、さらには駅の東西広場等々も含めて、この利用についてしっかりと考えていきたいなというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 駅前のコミセンの利用とか、あるいは二区の集会所といったことを考えますと、4年後くらいといいます、早目にこういった利用のことを考えていく必要があるのではないかというふうに考えておりますので、今後検討をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

次に、2番目の観光事業についての取り組みについて質問をいたします。

4月からふくしまデスティネーションキャンペーンの実施に伴い、本町でもさくらウオークや田んぼアートの田植えイベントがJRとタイアップした形で、駅からハイキングが開催され、多くの参加者を迎えて行われました。

その中で特に田んぼアートについては、6月から10月まで約4カ月間の長期間にわたって開催され、来場者も多く、観光資源としては大変有効ではないかなというふうな感じがしております。

そこで先ほど3番の菊地議員とダブってしまいますが、来場者数については先ほどご答弁いただきましたので、来場者の交通手段についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

昨年で3回目となりました平成26年度の田んぼアートの観覧者数につきましては、1万6,943人ということでご案内のとおりであります。

初回となる平成24年度の5,613人、平成25年度の1万3,092人と、観覧者数が着実に増加しておりまして、本年の田んぼアートの認知度が確実に高まっているというふうに感じております。

ご質問の田んぼアートを見にいらっしゃるお客様の移動手段ということではありますが、昨年度は全体の約9割が自動車でございます。そのほか、徒歩や自転車が約7%、電車でいらっしゃる方が約3%ということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 今、約9割が大体自家用車だということで、多分3%の電車の方が町外からの入場者かなというふうに考えますが、ほとんどがやはり自家用車なんですね。昨年田んぼカフェということで半日、あそこにずっといたんですが、結果、やはりほとんどが自

動車でした。

ということで、自家用者での来場者を見ますと、図書館の駐車場にとめて、4階の展望室に行き、観覧して駐車場に戻るまでのこの時間的な部分は、大体10分から15分くらいだというふうに考えられます。

あとは多分、交通手段、自家用車で来た場合は、どこかに行くついでに来たのか、あるいはそこからどこかに行くのかということとはちょっとわかりませんが、あそこにいる滞在時間は約15分くらいであるということになれば、先ほども、繰り返しになりますけれども、せっかく1万8,000人の方々が来町して、たった15分くらいの滞在時間ではちょっとさみしいなというふうに考えます。ましてやその方たちが、実際入場料を取っているわけではないので、町にお金がおおりするというふうなことで言うならば、その時点では全く皆無であります。

その辺、できれば町内もうちょっと滞在時間をふやしていただいて、若干でもいいから町にお金を落とすというふうなことでいただければ経済的な効果も考えられるなというふうに思うんですが、その辺の具体的な取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

3番議員への答弁と重複する部分もございますが、議員がおっしゃいますように、経済効果を上げていくということが、この滞在時間を長くしていくということとイコールなのかなというふうに思っております。

観光における食については、滞在時間をふやすための欠かせないツールの一つであると思います。飲食店を掲載した商工会のグルメマップの充実や、田んぼアート米粉など、付加価値がある商品の開発に向け、見せる田んぼアートから食べる田んぼアート、体験する田んぼアートなど、滞在時間をふやす事業の展開を少しずつ進めておりますので、これらの施策をもっと充実したものに、関係団体の皆様とともに実施していくということで、今年度重点にしていきたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 確かに、グルメマップをつくって、図書館やその他の施設に置いて、来場者のPRをして店に来ていただくというふうなことで、昨年実施をさせていただきました。その中のアンケートで、31店舗中ですが、約1ヵ月に1から10名程度ふえたという店が9件、それから、11から20人くらいふえたという店が3件、30から50という店が3件ということで、大体31店舗中半分近くがふえたというふうな回答をいただいておりますので、その効果はあったなというふうに考えております。

しかしながら、経済効果ということで見ると、その辺でいうとちょっとまだまだ足りないのかなというふうなことが考えられます。そこでやはり、田んぼアートだけで見るのではなくて、点から線に展開をしていくほうが、滞在時間が長くなるし、また、町の特産品の果樹や農産物などの物産の販売なども行えるし、経済効果も多少多くなると思います。

その辺で、先ほどの質問ともやはりダブってしまうかと思いますが、具体的なそういった点から線への取り組みということについて、今後、計画はあるのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

町を周遊する具体的な取り組みといたしましては、4月のさくらウオーク、5月の田植え等を絡めたウオーキングイベント、6月のあやめウオーク、10月にはオランダ祭り、さらには稲刈りを絡めたウオーキングイベントがJR東日本、駅からハイキング事業と連携しながら駅周辺から鳥見山公園、岩瀬牧場や岩瀬牧場で開催されるファーマーズマーケットなどと組み合わせて取り組みを実施しているところでございます。

多くの方々に本町に来ていただき、地域の人や風景を見ること、その地域の活動を体験すること、このような着地型の観光の取り組みは駅から歩いてみたくなる町づくりの一環として町の魅力につながっているというふうに考えております。

見せる田んぼアートを核といたしまして、体験する、食べるなど、これからも新たな企画を皆さんとともに考えながら、この点から線の観光事業に進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 田んぼアートからオランダ祭り、あるいはあやめ祭りというふうなことでございました。そうしますと、点から線というふうに考えますと、どうしても駅東側のグリーンロードから鳥見山公園を通して岩瀬牧場というその観光ルートの線ができてくると思います。先ほど、鳥見山の多目的広場の利用状況を見ますと、約1万6,000人ですか、この間、補正予算でも約100万円も使用料が上がっているということを考えますと、やはり駅から鳥見山、そして岩瀬牧場というふうな最大の、これが鏡石の観光資源ではないかなというふうに考えます。そういった中で、震災後大分岩瀬牧場のほうは建物が、バーベキューハウスなどはもう、建物が壊れてしまっているし、そういった中でなかなか岩瀬牧場のほうも苦慮をしているなというふうな感じが持たれます。

それで（2）番なんですけど、岩瀬牧場に対して支援策といったことは町では行っているの

かお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

唱歌「牧場の朝」の発祥の地であります岩瀬牧場は、明治13年に開設された日本で最初の西欧式官営牧場という歴史的背景を有する場所でありまして、町にとっては貴重な観光資源でございます。本年度におきましても、J R東日本の駅からハイキングとタイアップするイベントにおいては、岩瀬牧場を必ず絡めながら、岩瀬場内をガイドしてもらうなどをしまして、その歴史的価値と空間的価値を多くの方々に知ってもらうというような取り組みを進めております。

また、ふくしまデスティネーションキャンペーンでは、総合ガイドブックなどへの掲載や、商談会の旅行者へのPRも町とセットする形で紹介するなど、町といたしましても、最大限のPRをしております。

今後も町の交流人口拡大のため、各種イベントの連携や、PR広告など、連携した形で岩瀬牧場の事業にも支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） いろんな観光パンフレットとかそういったもので、やはり町と牧場というものがタイアップしてやって、掲載されているというふうに考えております。

ただしかしそれは、やはり一企業のPRになってしまいますので、なかなかその辺も積極的にはできない状況があるかなと思います。去年は文化財の指定をして、あれはトラクターの小屋でしたっけか、そういったものの屋根のふきかえに補助をしたというふうなことも行ってまいりました。しかしながらやはりそこには一企業であるというふうなネックがありますので、なかなか町としてもPRはできないなというふうな考えがあります。

以前からもそういった話はあったんですが、あの岩瀬牧場を町で買ってしまっただけいいのではないかというふうな話も大分前にはあったと思います。ですから、あれだけ広大な土地を全部というふうなこともないと思いますので、ある一部の土地、あるいは先ほど言った、そういった文化財を含めた部分だけでも購入するような考えがないのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

町で買うこともできないかと。まあ、考えられることでありますけれども、いずれにして

も、今ご承知のように、ほとんどの用地そのものが須賀川市の用地であると。旧事務所については町のほうでありますけれども、そういった観点から含めて、非常に難しいのかなという気がします。ただ、考えられないこともないということでのご答弁をさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 考えられないことはないということでありましたけれども、さっき言いました、相当敷地は広いんです。ですから、鏡石であれば須賀川の土地は買うことはないんですよ。鏡石部分でいいんです。そうすると、あの道路で言うならば、南側が須賀川なんです。北側が鏡石なんです。ですから、文化財的な部分がやはり鏡石の部分にあるということを見ると、そっちの須賀川のほうは岩瀬牧場さんで仕事のために使ってもら。それでこちら側の文化的な部分を鏡石町が所有するほうがいいのかないかなというふうな考えを持っております。

実は、その岩瀬牧場側さんにこの間ちょっとお話をしました。そしたらば、いつもで売ってもいいし、貸してもいいですというふうなお話は聞いております。ただ金額的な部分は全然話しておりませんが。ですから、借りてもいいですよ。そうすれば、建物、文化財のほうはやはり借りるのではなくて買ったほうがいいのかないかなというふうな考えしますが、土地は借りてでも町のほうでそういったものがあれば、非常に町もPRもしやすくなるし、観光のほうでやはりさらに来町者がふえるのではないかなというふうな考えがあります。やはり、その一企業だけが恩恵を受けるのではなく、うまく町が観光資源として利用して、町外から多くの観光客、交流人口、そういったことをふやすことで、ビジネスチャンスが生まれます。そうしますと地場製品の販売や、特産品開発によって農業者にも小売店にも活気が出てくると思います。地域が活性化され、さらには復興に向けた新たな町づくりに弾みがつくのではないかなというふうに考えておりますので、その辺ぜひご検討いただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） こんにちは。2番、古川文雄です。

6月定例会一般質問をさせていただくに当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

今回の6月定例会は、いつにも増して重要な意味を持ち合わせていると考えております。まず日曜議会であるということ、そして任期最後の定例会であるということでございます。

震災から4年が経過するに当たり、この4年間は復旧から復興にというふうに費やし、今後は町の第5次総合計画の柱でもあります復興から進化にと、それにともなつての違った意味でいち早く今後の町づくりに取り組む必要があると思うところがございます。

そうした節目となるこの6月定例会に、一般質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。3年9カ月前の初めて挑んだ平成23年9月定例会一般質問の際に抱いた初心に立ち返り、気持ちも新たに締めくくりの一般質問に挑みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、5点ほど質問させていただきます。

初めに、1番、鳥見山公園及び周辺の整備についてです。

(1)の施設の充実についてです。

鏡石町内における最大の集客資源は、陸上競技場や人工芝化された多目的広場、テニスコートを核とした鳥見山公園ではないでしょうか。管内はもとより、近隣管内の陸上大会や、高校、社会人サッカーにおける公式戦が開催されたり、県内最大規模であります駅伝競走大会の福島駅伝においては、前半戦のテレビ中継において最高の見せ場の中継所となっております。

昨日も全国小学校陸上競技交流大会県南地区予選会が開催されておりました。私も応援のほうで昨日陸上競技場に行っておりましたが、その際に、確認した点がございます。

芝生は傷みが目立ち、トラックは摩耗した状態となっており、せっかくの施設なのに非常に残念な状態でありました。幾らスパイクを履くといいますが、長距離競技などではスパイクを履くわけではありません。まして、足元が滑りやすく危険な状態で、きのうも雨に見舞われておりましたが、そんなぬれた状態ではさらに危険度が増すと、あの状態では安心して競技に集中することはできないでしょう。普段競技場を利用している町民の皆さんから、せめてトラックだけでも改修をという声が出る理由がもっともだというふうに理解できたところであります。

以前の改修から12年ほど経過していると伺っておりますが、今後の施設改修に対してどういった考えを持ち、計画をお持ちなのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

鳥見山陸上競技場につきましては、平成6年オープン後、平成11年、そして15年にトラックの改修を、一部でありますけれども、行っております。現時点では最後の改修から12年

が経過しているという状況であります。

私もこの改修の必要性については十分認識しております。いずれにしても今、何とかこのトラックについても改修できないかということも含めて、現在いわゆる多目的広場、テニスコート、こういったものがこれは復興交付金事業等、いわゆる子ども元気交付金事業の中で完成をしたということでございます。

そういう中で、今現時点ではトラックが最終的な補修をする必要があるのかなというように思っています。そういう中では、トラック改修には費用が1億5,000万から2億円程度必要になるということでもあります。具体的に改修のめどが立っていないのが現状でありますけれども、これまで国、さらには各種団体の助成制度を活用するための調査をしてまいりましたけれども、その事業の採択までには至らなかったということでもあります。そういう中で引き続き、国さらには各種団体の補助制度を活用するための調査・研究を行ってまいりたいと。また、この改修のためには、いずれにしても町の負担も当然、これは負担もございますので、そのためにも、基金の積み立て、こういったものを含めて対応していきたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 先ほども申し上げさせていただきましたが、福島駅伝の際にはテレビ中継もあります。来場者だけでなく、全県的に施設をアピールするチャンスでもあるかというふうに思います。そして、何より5年度には東京オリンピックが開催されます。

手前みそと言われる評価かもしれませんが、鏡石町は地理条件、交通条件、気候条件、全てにおいて恵まれているというふうに思っております。さらには陸上競技場に加え、日本有数の人工芝での整備された多目的広場も利用でき、施設条件的にもオリンピック直前合宿地としては十分な魅力はあるというふうに思っているところでございます。早急に施設改修などを行い、他市町村に先駆けて、合宿誘致活動を展開する、そういったことにより施設、鏡石町を全国的にPRすることとなり、もし誘致が成功し、直前合宿で利用されることとなれば、鳥見山公園の名前にも箔がつき、付加価値が上昇する、そして結果、集客能力が格段に上昇するというふうに思うところであります。

一つの体育施設利用者増加策が公園の来場者数増加策であり、結果的には観光振興、町内商業の活性化にもなり得る、こうした取り組みを全庁的な体制で取り組むべきと思いますけれども、再度これについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私も古川議員さんと全く同じ考えではあります。いずれにしても、きのうも私も陸上競技場に行ってまいりました。まさに駐車場が足りなくて、あふれていたという状況でございますし、我が町のこの鳥見山公園、陸上競技場含めてでありますけれども、県内ではこういった駅に最も近い、こういった施設というのは、多分県内にはないのではないかなというふうに思っております。そういう中では、先ほどの観光面とも含めて、やはりこの交流人口をふやすと、そういったものの大きいわゆる施設ではないかなというふうに思っております。そういう中でありますので、しっかりと、この観光等も含めて、この陸上競技場、多目的広場も含めて、この鳥見山公園全体についてしっかりと町のほうでも活性化、さらに活性化、そして利用率が上がるような取り組みにしていきたいなど。

そのためにもきのう見て感じたことは、やはり何とかこのトラックをいち早く直していきたいという、そういった気持ちになっているということをお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ぜひ積極的な取り組み等を展開されることを要望いたします。

続いて、（2）周辺の安全対策についてです。

多目的広場とテニスコートが人工芝化され、施設の充実とともに利用者数は増加し、公園周辺の交通量も増加していると思います。交通量の増加は事故のリスク上昇も伴います。実際、自分で周辺を運転していて危ないと感じる点が何カ所かございます。特に①の二池から鳥見山公園まで、②の公園北西部のグリーンロードと公園の接続部の2カ所であります。

まず、①の二池から公園までの路線であります。幅員が狭く、歩道もないため、歩行者がいる状態で車同士をすれ違わせることが非常にためらわれます。何かしらの対策を講じる考えはあるのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ご質問の町道は、2車線道路でございます。ご指摘のとおり、路肩が狭く、歩行者が車道にはみ出して通行している状況であります。また、一部に視距が確認できないところもございます。そういったことから車両通行にも支障を来していることを認識しております。

現在の道路の利用形態は、中学生の部活等で鳥見山公園に向かう通路、また、鏡石消防署からの緊急輸送路であります。利用頻度は極めて高い重要路線となっております。本路線につきましても、町の通学路交通安全プログラムに位置づけしまして、国の補助事業として歩

行者と自動車の分離を行う歩道整備計画を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） では続いての②の公園北西部のグリーンロードと公園の接続部についてです。

この地点は、北側の牧場線から向かって来ても、南側から来ても、非常に見通しが悪く、横断者の安全が確保されていないというふうに思っております。こちらも早急に改善すべきと考えますが、勾配の頂点を切り下げる等の改善策の検討は行われているのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

公園の接続部の見通しの改善策というふうになりますが、ご質問の箇所につきましては、牧場線から鏡石消防署へ車で向かうと、鳥見山公園の角に、先が見通しが悪いという状況でございます。それから駅からの通学生及び鳥見山公園への散歩をする歩行者の横断でもあることから、安全対策が必要な箇所であると認識しております。

現在のところにつきましては、大規模な視距の対策工事については計画はしておりませんが、注意喚起のためということで、区画線、それからコーン等によりまして安全対策を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ただいま注意喚起という答弁をいただきましたが、町長からは、おりてみたい、歩いてみたいという言葉をよく聞きます。駅から鳥見山公園へとグリーンロードを歩くルートは一番メインの散策ルートになっているというふうに思います。そうしたルート上の危険箇所は早急に改善すべきであると思うところであります。

そこで、本当に必要なのは注意喚起などではなく、根本的解決策ではないでしょうか。私、素人考えではありますが、切り下げが無理であれば土盛りで勾配の調整を行うなど、勾配の頂点を調整することで見通しは改善されるというふうに思いますが、安全確保できないのか、その辺についてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私も実際運転をして、まず感じていることは、まさに大変危険だなど、そういう危険箇所だなどということを認識しております。そういう中で、いずれにしてもこの対応については、しっかりと検討させていただきたいというふうに思います。いずれにしても交通安全対策は第一に思っておりますので、その点でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 一日でも早い段階で根本的解決策による安全対策が行われることを望みます。

そして、道路の構造的な問題ばかりが危ないと感じさせる要因とは限らないと思っております。先ほど町長から少しありましたが、鳥見山公園周辺で特に目につくのが中学生の交通マナーの悪さであります。この点に関し、教育長はどのように感じ、どのように対応するお考えなのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

子供たちをよりよく育てるためには、今ご質問のあった場所ばかりでなく、町内全てに関係するわけですけれども、安心・安全が教育の基本にあるというふうに考えてございます。ですので、あらゆる安心・安全について学校では指導してまいりますし、教育委員会ではそれらを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 部活動のための移動中に交通事故に遭ったとなれば、町、学校の責任も発生してくると思われれます。交通マナーは一生ものであります。家庭での教育は当然であります。ぜひ学校でもより一層のマナーアップの指導をお願いいたします。

続きまして、大きい2番、鏡石町の米づくりの今後についてです。

昨年産の米価が下落したことが影響してか、小作契約解消の話をよく耳にいたしました。国とすれば、農地の集積を進め、大規模農家を育成するという方針かと思っておりますが、1人当たりの米の消費量が減少し、人口そのものも減少傾向にあり、TPP交渉により米の輸入量をふやさなければならないような状況を踏まえ、今後町としては、米づくり農家の戸数、規模をどうしていくのか。国と全く同じ方向性で戸数を減らし、大規模化を目指すのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

平成26年産米につきましては、全国的な過剰基調に加え、本県では風評被害の影響などから大幅な米価の下落となりました。このような状況から、小作契約の解消があるということは町でも認識しております。特に圃場の条件の悪いところは買い手が見つからないという状況が多く見られております。

農家の戸数、規模についてでございますが、米の生産コストを削減するためには、今後は担い手や集落営農への集積による大規模化が進んでいくものと考えられます。

町といたしましても、米の生産コストの削減が図られるよう基盤整備に向けた調査を進めながら、担い手の農地集積、集約化が円滑に進むよう、昨年度から始めました農地中間管理機構等による集積、集約が着実に推進されるよう、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） そのただいまの答弁の中にありました中間管理機構、その中間管理機構を活用し、農地集約を行い、大規模化することで生産効率を高め、経営基盤の安定化を図ることは、大変有効な対策の一つであると思えます。

ですが、中間管理機構に関する資料があるんですが、中間管理機構は借り手のつかないような農地は借りませんというような、同等なことが記載されております。稲作を取り巻く環境は当然厳しさを増す一方であり、そうした状況下において中間管理機構も借り受けてくれないような農地が耕作放棄地となってしまう、町の稲作が衰退してしまう可能性が大だというふうに思っております。

これから、町としてはどうした対策をとっていくのか、再度お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

議員がおっしゃるように、中間管理機構の資料によりますと、借り手の見つからない農地につきましては、中間管理機構も借りることができないという表現がされております。現在の米づくりの状況を見ますと、貸し手の情報は数多くあるわけでございますが、借り手がなかなか見つからないというのが昨年からの現状でございます。その中でも、ある町外であります、積極的に借りていきたいという方もいらっしゃいますので、あくまでも米づくりの

経営体をどのように育てていくかということが今後の課題かというふうに考えております。

国の拡大のモデルプランの中では、国は、1経営体当たり30ヘクタールを基準としております。鏡石にとりまして、この国の基準を進めることが正しいかどうかはまだ政策的な決定をしておりませんが、町としましては、個人の経営体の実力を、力をつけていくということ、及び、集落営農等を地域の力で多くの農家の皆さんで地域を支えるという、そういう組織を育てながら、鏡石全体の農地を守るということも非常に大事ななというふうに考えております。

昨年からはまりました多面的機能交付金の活用によりまして、地域での活動が進んでおります。その場では、地域の将来像について語られるようになってきております。農家の皆様方のそのような結集の中で鏡石の農地を守るべく方策を一緒になって検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 稲作に明るい見通しが立たない現状において、稲作の規模拡大を考える農家がどれだけいるのかというのも疑問であります。稲作を職業として成立させるための根本的な解決策は、米の消費拡大と米価の適正価格ではないかというふうに思います。これらの対策は町レベルでどうのこうのできるものではないことは十分承知しております。せめて実効性のある町単独の補助制度を創設し、あらゆる作付規模の農家が米作を維持できるようにしていくことがこれから重要ではないかというふうに思うところでございます。今年中に何らかの結果を示していただくことを強く要望申し上げる次第であります。

平成23年9月の初当選から早くも4年、任期満了を迎えようとしております。行政に関し全くの素人が皆様からご理解、ご協力を賜り、何とか最後の定例会を無事迎えることができました。この場をおかりいたしまして、関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成23年9月、私に与えられた任期4年間を地域住民同士のきずな、地域住民と町執行とのきずなづくり、そしてその強化のため一心精進に努めてまいり所存でありますと挨拶させていただきました。その初心を忘れることなく、今後も微力ではございますが、最大限尽力していきたいと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 大河原 正 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、8番、大河原正雄君の一般質問の発言を許します。

8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 8番、大河原正雄であります。

前段抜きにしまして早速本題に入りたいと思います。

まずは消防団対策でありますけれども、私が消防団の本部になったのが平成の初めての年であります。そのころは団員の数も200人近くおりましたけれども、私が団長のころはもう150人、大きく減ってきております。これは大きな社会の変革の中で、勤め人が多くなったということですが、そういう中で団員が勤めているのはいいんですが、町外に就職している人がかなり確率が高く、各分団でも定数のまた欠員が多くなっていると、緊急時の初期対応の遅れが想定され、今回サポートする支援隊が最重要となっております。

隊員の再加入は、今後の町の最重要課題となってくると思います。支援隊の活動に全町民が安全な生活のため大きな期待をしているところであります。

それでは質問をさせていただきます。

①町内に新たに設置された消防支援隊は大変重要であり、新たな防災策として位置づけすべきであるが、町はどのように考えているのか。①番をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

5月28日設立されました消防活動支援隊は、8個分団で組織されまして、消防団を退団した方で207名の登録をいただいたということであります。

支援隊の活動は、消防団の各分団のもと、火災時における消防団の後方支援が主な目的であります。緊急時には訓練を受けた隊員限定として初期消火活動を認めているということでもあります。今後いつ起こるかわからない自然災害に対しても、行政区、消防団と連携しながら防災活動にご支援いただける組織であり、大変心強く思います。

消防活動支援隊については、消防団活動の最大のボランティア組織としての位置づけであります。町はボランティアで活動する消防活動支援隊に対しましては、ボランティア活動に必要なそういった支援をしていきたいというように考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 今回の支援隊が組織され、そして町でも大きな手当といたしますか、支援隊の制服をつくっていただいたり、今後ますます町のほうからの大きな側面からの支援が必要でないかと思っております。

2番に、支援隊の出動時の事故対策及び保険加入等の保障でありますけれども、また、新たな加入促進につながる特典は考えられないかということをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回207名の支援隊が加入いたしました。当然ながら、幾ら後方支援と申しましても、火災のときには事故が伴うものと考えられております。その関係から支援隊の皆様にも保険に加入を、町のほうでさせていただいて、何かあったときにはそれで保障していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 正雄さん。3番目の質問になっていたの、今。2番の質問抜かして。どうしますか。やっていなくて3番にいったもの。出動手当はとか。

○8番（大河原正雄君） この前福島民報に支援隊のやつが載っていたもので、その中でいろんな、無報酬で、ボランティアでやった中で、文言を変えただけで中身そのものはあんまり変わっておりません。

○議長（渡辺定己君） いいです。質問してください。ただ2番と3番があれになったから言っただけです。2番目をやっていないの。3番先に言っちゃったの。3番なんです。だから2番はやらなくていいのかどうか、それを確認しただけです。じゃ、いいんです。3番なら3番で、あと2番抜かせば。

○8番（大河原正雄君） 今2番やっている。1番やって2番やって今度3番。

○議長（渡辺定己君） それはわかるんだ。3番先にやった。1番やって3番。

○8番（大河原正雄君） じゃ、それは飛ばします。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 一つ飛ばして④に入らせていただきます。

消防団員を側面から支援する町内協力店、企業に対する優遇策を今後確立すべきと思うが、町の考えはあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ことしの5月から頑張れ消防団応援事業がスタートしております。町内の事業者の皆様に参加していただけるようにご協力をお願いしてまいりました。現在のところ、町内の27の事業所が協賛店としてご協力をいただいているところでございます。

この事業につきましては、消防団員を町民全体で応援することで、消防団員の士気の高揚と新入団員の確保、また、地域活性化を目的としているものでございます。

今ありますような優遇策でございますけれども、ご協力いただいている事業所につきましては、特に町から補助をするというような補填はございませんけれども、パンフレットを作成したり町の広報とかホームページで事業所名を掲載するなどしながら、町民に事業所の紹介も含めてPRしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 町では各協力店、企業に対する優遇策はないということでありましてけれども、そういう協力してくれている企業、お店などに、入り口にちょっとした、消防団に対する協力店というような、小さいやつでも何でもいいから掲げていただければいいのかなど、そういうふうに思いますけれども、この問題は最重要課題であり、全国に先駆けて支援活動ができればと願ひ、次の東側開発宅地造成についてに入らせていただきます。

東側開発宅地造成についてでありますけれども、①の開発予定地内の排水路整備についてお尋ねをします。

町の地権者の説明会の中で、開発に同意する条件として、排水路の整備をお願いしたが、調印してから20年過ぎてもいまだ未整備であります。町が開いた地権者の説明会の中の議事録が残っていると思いますけれども、どの担当に聞いてもそういう約束したのはわからないと、そういう話であります。町はこの件に関して、どう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 8番議員のご質問に答弁いたします。

排水路の整備についてでございますが、ご質問の排水路の箇所につきましては、駅東の区画整理事業地内であるということから、構造物の設置につきましては、総合的な調整をさせていただきます。排水路の流れが悪いところは町の直営作業によりまして土側溝で調整させていただきました。当面はこの補修で対応させていただきたいと考えております。

また、さきに大河原議員さんがおっしゃいました区画整理の立ち上げの当初からのお約束ということでございますが、立ち上げ、平成6年のころというお話でございました。当初の記録、会議等につきましては、地権者対応記録簿などを保管、信用しているところでございます。この中には、この引き継ぎに対しては地権者の同意形成などに資料として使っております。

大河原議員さんのご質問に対しての記録についてでございますが、記録は残っておりません。とはいえ、お困りの排水路の流れが悪いところにつきましては、何もしないわけということではございません。区画整理地内につきましては、当面町の直営作業ということとさせていただきます。

また、特に必要な危険な箇所ということであれば、検討して整備等の対応をさせていただきたいというように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 今、圓谷課長さんのほうから、町では土側溝でこれからも対応していくということでありまして、ことしの春に一部、町のほうでスコップで、部分的に堀を払ってやりましたけれども、結局中学校の南堤の土地、土というのは黒土、赤土、ちょっと落差があれば水持ちが悪いからすぐ下に水が出てくる。今回、都市建設課でこれを整備してくれた部分的な、それはずっと上流になるんですが、全体的に平らなもので、湧き出した、しみ出した水が全部上流に行ってしまうんですよ。それで一番上流の人は田植えできないから田んぼから水揚げポンプで水をくみ出して対応している。今も構わないでないと、植えた、田植えをした苗がもう見えなくなるほど水がたまる。それで毎日ポンプで水を払っている、そういう状況にあります。

そして開発予定地だからU字溝とか、そういうことはできないと言うけれども、ああいう平らな場所を排水よくするには、やはりU字溝を入れないと。下流がゼロで上もゼロで、そういうレベル状態で持っていけないと水は流れない。これ、来年にでも工事やってくれるんなら、それは、宅地造成が始まるなら、それは構わないけれども、これから10年、30年先、どうなるかわからない。だったら、もうU字溝をきちっと入れて、工事やるときはそのU字溝外して違うところに使うと、そういうふうな考えはできないのかお尋ねをします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほども申しましたが、特に必要な箇所につきましては検討、整備の対応をしますということとさせていただきます。

なお、限られた予算の範囲内でございますので、整備については区域内の要望箇所の優先度もございますが、なるべく早急にできるような対応ということで、優先順位を確保しながら進めてまいりたいというように考えております。そんなことでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 今、圓谷課長のほうから優先順位を決めてやっていくということがありますけれども、私が今指摘したお願いした部分は一番優先順位では高いと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

②番の宅地造成が完了するのには、あと何年かかるのか。また造成する面積が単年度で、ちょうどあの面積では足りないのかなというふうに思ひます。あのぐらひの面積でいったら、それこそこれからあと30年ぐらひかかってしまうのではないかと、そういうふうに思ひしております。

また、現況水田、地目が宅地と、現在なっていますが、固定資産税でありますけれども、今、評価額がかなり低くなっているから税金もかなり安いと思ひますけれども、農家にとっては町の計画ではもうとつくに販売を完了している。長引いている。当初町が買収したのは10アール当たり650万円で買収した。その当時の固定資産税はかなりの額だったと思ひます。これらについてちょっとお答えいただければと思ひますけれども。

町長、答弁しますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これから何年かかるのかということでございますけれども、これにつきましては先ほど今泉議員にも答弁したように、このものについては前に進むか、後にするか等含めて、早急に検討していきたいということをお願ひしたいと思ひます。

あと、税金については担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） それでは、8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問の現況水田、地目は宅地となっているとのおたがしでございますけれども、市街化区域内の農地につきましては、宅地介在農地となりまして、宅地に転用できる農地として評価することになります。宅地同様の評価ではございません。また当該地区の農地につきましては、ただいまご質問にありましており、固定資産税の評価替え時期に合わせて価格の改定と区画整理事業の進捗状況から所要の補正を行ひまして、平成27年度の評価替えの時点では水田の標準値単価につきましては、平米2,200円となっております。

一方、課税標準につきましては、直接固定資産税に反映されるため、負担調整率によりまして長期間において小幅に上昇させることとして現在に至ってございます。

今後の固定資産税についてでございますけれども、個別のケースがあり一概には申し上げ

られませんが、駅東地区の進捗状況に合わせて順次地目変更を行うなど、現況に合わせて評価替えをしていくというふうなことになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 今、町長のほうから答弁がありましたけれども、あと、これから何年かかるのか。それともこのまま前に進むか途中でやめるのか。この辺難しい判断を迫られてくると思います。

確かに、町にも財政的にも厳しく、これは全部造成をするのに当たっては町もかなりの覚悟が必要なのかなど。多分、東側開発の審議委員会というものができておりますけれども、その委員会の中の委員からも、もうこの辺でやめるべきではないかという声も多分町には届いていると思いますけれども、できればせつかく計画したやつでありますので、頑張っって全面積を完成させていただきたいと、そういうように考えております。

それでは、3番、水田稲作の確立についてを質問させていただきたいと思います。

(1) 昨年の稲作は米価の下落により農家の経営は大変苦しくなっており、後継者育成はもとより、町産業としての低下に対して水田や道路の管理は環境保全であるとの考えから、独自の助成を行い、この難局を乗り越えるべきと思うが、町の考えはどうなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

平成26年産米の米価下落によりまして、農業経営の状況の悪化、さらには生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大などが懸念されております。このような状況を受け、国・県におきまして稲作農家の体質強化緊急対策を初め、各種支援策が講じられたところでございます。

また、町においても、種子購入費の助成、利子補給など、予算を議決いただき、事業の実施に向け事務を進めているところでございます。

今後におきましても、国・県に対しまして、食用米の消費拡大、非食用米の利用拡大の施策を求めるとともに、飼料用米を初めとした戦略作物の作付による経営所得安定対策の有効活用が図られるように、町といたしましてもなお周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 今、産業課長のほうからもろもろの利子の補給等々を考えて実施し

ているということでありますけれども、これからもそういう利子補給だけではなくて、例えば一つ例に挙げますと、棚倉町、鮫川ですが、こういう大きな米価の下落により10アール当たり村独自で1万5,000円の助成をしたと新聞に大きく載っておりましたけれども、私はそこまでは求めはしませんけれども、できる限り、今回町長は種もみの助成2分の1を助成するというので今前に進んでいるところでありますけれども、2番に移らせていただきます。

町にはブランド米としての牧場のしずくを栽培しているが、拡大が見えてこない。町より1反歩当たり、10アール当たり1万5,000円の助成金が出ているが、なぜ面積がふえないのか。栽培基準や販売の方法の見直しを行い、町内生産者のためのブランド米をと思うが、改善はできないのか。

そういう中で私は、町のブランド米、面積にすれば17町歩ぐらいであります。町内の1,000町歩の水田で、たかが17町歩では価値観が全然出てこないのかなど、私はそういうふうに思っております。やはりこれは栽培基準が、JAの有機入り肥料を使用となっているが、これをやはり大きく改善して、県のエコファーマー基準栽培を対象とすべきであると思うが、そうすることによって町内多くの農家が鏡石町の米、牧場のしずくを宣伝できると思うところでもあります。販売をJAだけでは価格的に高く、販売する体系がなく農家のメリットがない。誰のための鏡石米、牧場のしずくなのかわからない。改善が必要ではないか。町内農家が自分の名入り袋で販売できれば町の宣伝効果も大きく、町はこの件に関して対応を考えているかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この牧場のしずくでありますけれども、これについてはご承知のように、平成17年度以来、鏡石産の特別栽培米として作付が始まりました。生産量については平成17年が約50トン、現在26年産については約100トンということでの増加をしてきたということであります。また、いわゆる清酒でありますけれども、鏡の雫の原料として現在使用しております。

しかし現状では、市場へ牧場のしずくとして流通させるためには、今、議員が申されたとおり、生産量が少ないため、いわゆる特別栽培米牧場のしずくではなく、福島県産特別栽培米コシヒカリとして市場に流通をしているということでもあります。牧場のしずくとして農協鏡石支店へ注文があった場合のみ、この牧場のしずくということでの取り扱いだと。現在は保育所への給食としての提供、さらには首都圏でのPR用としてこの牧場のしずくについてPRをしているということでもあります。

そういう中で、農協鏡石支店と鏡石米づくり部会において、そういう中では町内のスーパーでの販売というものも今現在検討されておりますけれども、まだ実施には至っていない状

況だということです。

この後、農協や米づくり部会等の関係者と新たな販路の開拓、販売促進の検討の中で栽培基準、さらには生産量の見直しについて協議をしてみたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） やはり町から1万5,000円、10アール当たりの助成金が出て面積がふえない。十七、八町歩ぐらいの作付しかない。なぜふえないのか。やはりこれは農協が指定した肥料が余りにも高過ぎるんですね。だから県のほうでやっているエコファーマーの基準のやつを使えば、まだまだ面積は一気に伸びると思うんです。ただそういうものを産業課長はちょっと調べて、普及できるような対策をお願いをしまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 8番、大河原正雄君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合上、2時25分まで休議といたします。

休議 午後 2時15分

開議 午後 2時25分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまご指名をいただきました1番議員の円谷寛でございます。我が町で2度目の日曜議会で、一般質問は6人目の登壇とさせていただきます。

日曜議会というのは、私が言うまでもなく日ごろ仕事などで、勤務などで議会を傍聴できないという人たちに、できれば傍聴の機会を広げて傍聴していただくという、そういう目的で行われるわけですけれども、これにはやはりいろいろ大変なことがございまして、特に職員の皆様には、本来なら休みの日に出勤していただくということで、大変ご苦勞をかけるわけでございます。あちらを立てればこちらが立たずでございまして、そういう負担をかけながらの日曜議会であるということでございしますが、町民の皆さんにとってはやはり、その辺

も理解していただいて、こういうことがしょっちゅうはできない、そういう事情があるということもご理解をいただきたいというふうに思います。

特に、管理職の皆さんは、管理職手当というのをもらっているかわりに、超勤手当というのはもらえませんので、大変本当にご苦労だというふうに思います。

私の一般質問は今回で111回目となります。手前みそではありますが、この111回という回数は、やはりなかなかの数字ではないかというふうに自負をいたしております。100回目の質問をしたときに、マメタイムスに記事になりまして、管内初めてのことだということを書かれました。それは3年前の9月議会で行いました。

須賀川市議会には市会議員10期を務めた長南善蔵という共産党の議員がいたんですけども、共産党は非常に一生懸命出してやるんですけども、10期やった長南さんでもやっていなかったのかなというふうに、そのとき知りました。

戦後70年目という節目の年にことしはなるわけでありまして。この70年目のことしの日本は、大変な岐路に今立たされているというふうに思います。それは今国会で論議をされている通称安保法制と言われる法案の中に、重大な憲法に抵触する、そういう問題が含まれているというふうに思うからであります。それは戦後の自民党政権によってさえも、一貫してこの集団的自衛権というのは憲法上認められないという判断に立ってきました。その集団的自衛権を容認をするという大きな政策転換が行われようとしているんです。戦後アメリカはいつでもどこかで戦争をやってきたわけで行っています。その戦争に日本が巻き込まれなかったのは、この憲法9条とそれに基づく集団的自衛権の否定で行いました。それが今、安倍自公政権によって大きな転換が行われようとしているわけで行っています。

先日、衆議院の憲法調査会で、自民党、公明党推薦の憲法学者、維新の党推薦の学者、さらには民主党推薦と、3人の憲法学者が出席をして意見を陳述したんですけども、この3人の学者ともにこの法案は憲法違反だということを明確に断言をしたのであります。

アメリカの戦争に巻き込まれるということになるリスクは、誰がどう考えてもこれ高くなるんですね。それを政府は、抑止力が高まるからリスクは高まらないなんていう詭弁を弄しているわけですが、どこからそういう理屈が出てくるのかということで行っています、これはかつての原発安全神話以上の詭弁ではないかというふうに思うのであります。

日本人一人一人がこの問題を真剣に考えるべきであるし、戦争に巻き込まれるそのリスクは格段に高まると。そして今、日本は、70年間戦争をやらなかったのは平和憲法9条のためのものであるということ、再度やはり確認をしておかなければならない。アジアでは戦後70年1回も戦争をやらなかった国は日本とブータン、この2カ国だけなんですね。ここにいかん憲法9条というものが大きな重しとなってきたかということ、今改めて考えていただきたいものだと思います。

それでは、通告書に従いまして具体的な質問をさせていただきます。

1つ目は、まず最初の質問ですけれども、ふるさと納税制度の拡充強化策についてということであります。

世の中はどんな組織においても、組織は財政に始まり財政に終わるといふふうに言われています。どんな立派な施策やろうと思っても、財政が伴わなければ、これはまさに絵に描いた餅であります。何ら腹の足しにはならない。我々の自治体においてもまたしかりであります。町は第3次総合開発計画から何十年も駅前開発を進めて人口増を図ろうとしてきましたが、財政難から一向にはかどらず、地権者は相続税ばかり払わされてきて、そしてその間、地価は大幅に下落を続けてきたわけでごさいます、この損失ははかり知れないほど大きなものがあるわけでごさいます。

財政の原則は入るを図って出るを制す、この原則が財政の根本原則であるといふふうに思うわけでごさいます。その点で、入るを図るために、このふるさと納税制度というものは大変なチャンスをお我々に与えてくれていると思います。有効に活用できるか否か、今こそ私たちの力量が試されていると思うのであります。

以下、4点にわたって質問をさせていただきます。

まず、今までの実績、このふるさと納税制度の実績はどの程度になっているのかについてまずお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税のこれまでの実績という質問でごさいます。

この制度につきましては平成20年6月にふるさと鏡石ありがとう事業推進計画を策定されまして、ふるさと鏡石ありがとう基金に積み立てをしているところでごさいます。

これまでの納税状況につきましては、制度開始の平成20年から本年5月末までで122件、総額1,795万220円となっているところでごさいます。うち個人からの納税につきましては、7割を超えます89件、792万2,993円となっております。なお、各年度の状況につきましては、平成20年度17件ありましたが、21年度11件、22年度7件と減少しておりますけれども、23年度につきましては震災もありまして寄附が多かったために30件と数がふえております。その後24年度14件、25年度13件と減りまして、26年度返礼品を開始しましたところ、26年度については22件というようなふえた状況になってごさいます。

なお、昨年11月から1万円以上のふるさと納税をいただきました町外個人の方については24人でごさいます、うち、新規の方については15人となっております。これまでの実績でいきますと、大体同じような方が毎年毎年やっておりますが、今申し上げ

げましたように、今回は15人新規の方がふえているというようなことで、返礼品として特産品を贈呈することがこれの一因なのかなと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） わかりました。今までの実績についてはわかりました。

最近、マキノ出版という出版社があるんですね。これは健康雑誌なんかを中心に出している出版社なんですけれども、ここで「ふるさと納税ニッポン」ということで、さまざまなデータを日本中の自治体から集めて本を出しているんですね。

これを見ると、この事業に対する自治体の取り組みの状況が一目瞭然に、全国全ての自治体の内容が出ているんですね。これでその自治体がどのくらい本気になってこの問題に取り組んでいるかということが一目瞭然わかるんですけれども、福島県は県全体として非常におくれているというか、非常にアンケート募集でいろいろ質問されたんですね。それが回答もしない自治体がいっぱいあるんですね。原発で役場まで避難しているような町もありますからしょうがないんだと思うんですけれども、福島県は20くらいの自治体がアンケートに答弁していないとか、検討中というのが多いんですね。

山形なんかはほとんど答えていますし、その中でもこの出版社が勝手にいろいろマークをつけてあるんですね。例えば「気」というマーク、これは意気込みが伝わってくる自治体だとか、それから「新」というやつは、新規リニューアルで注目の自治体だとかいろいろございまして、「定」というのは定番人気の自治体ということでいろいろありまして記入をされているんですね。

鏡石はこのアンケートに立派に答弁をされておりまして、1万円で旬の果物の詰め合わせ3,000円相当なんていうこと書いています。特別純米酒、これ、その中から選ぶんでしょうけれども、鏡の雫、それから特別栽培米コシヒカリ牧場のしずく5キロなんて書かれているんですけれども、欲を言えば、この中では1万円の人たちにはこれだけやるということで、それ以上やったからどうなのかというのがないんですね。

ですから、例えば1万円でそれだけやるんなら3万円ならどうなのか、5万円ならどうなのか、10万円ならどうなのかというふうに載せていけば、そういう自治体がいっぱいありますから、もう少し金額を奮発しようかなという気も起こるんでないか。理屈で言えば、目的がそれは景品欲しくて、要はうまくないということになるんでしょうけれども、しかし、実際は人間のそういう心情に対して応えることも、より多く納税をしてもらうために、ふるさと納税をしてもらうためには重要なのではないかと思います、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

インターネット等でもいろんな民間の運営サイトがございます。鏡石町も幾つかのサイトのほうに登録をさせていただいておりました。その中でトップ、ちょっと見ますと、九州のほうでございましたけれども、最高が50万とか、10万刻みでもう細かい配慮がなされていて、それに伴った返礼品が示されております。

国のほうでも返礼品については加熱傾向にあるということで、寄附金控除の趣旨がおかしいのではないかというような国の考えもございます。先ほどありましたように当町では1万円に対して3,000円相当の返礼品を現在、昨年からやっているところがございますけれども、他の市町村見ますと3万円、5万円、さらには10万円というような取り組みがあります。それに対して町の特産品のPRとしまして、それらに対応できるようなものが何かあるかについても、今後研究しながらよりよい方向にいきますように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1 番、円谷寛君。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） これね、2015新税制版ということですから、これから毎年これが発行されていくと思うんですね。あるいはインターネットでもそういうの興味ある人は検索をしてくるんだろうと思うんですね。そのときにやはり、1万円よりも3万円、3万円よりも5万円を寄附したくなるようなそういうものを、魅力のあるような特典といいますか、返礼品というものを考えて、より一層このふるさと納税でやはり収入の増加を図っていくことを、ぜひこれからは検討をいただきたいものだというふうに思います。

あと、それでは（3）になりますか、東京鏡石会などを初め、町から出ている町の出身者に対して、やはりパンフレットなどを送って、この件について注意を促すといいますか、アピールをすべきじゃないかというふうに考えているんですけども、その辺について何か施策を考えているでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町出身者へのお知らせとしましては、鏡石町をふるさととします東京鏡石会がございます。会員の方々には町からののお知らせとあわせて、定期的なふるさと納税の案内を行っているところでございます。

東京鏡石会員の方々からも、開設当初から何度も寄附をいただいているところでございます。今後も引き続き周知を行ってまいりたいと。また、東京鏡石会の会員だけでは仕方ないとしまして、会員の方々から周囲の方たちにもお知らせいただくと。またそれ以外の町出身者に対しましても、積極的に周知、PRを図っていきたい。当然ながら、町内にいるうちにこういった制度を周知して、町外に出た場合に、町のほうに寄附していただけるように早目なPRをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、名簿的に大変だと思うんですけども名簿を整備していただいて、東京鏡石会以外の関西とか、その他の都道府県などにも、鏡石から出て成功をおさめている方もいるはずでございますから、ぜひそういう人たちに向けてこれからもアピールを広めていただきたいものだと思います。

次、4番目、もっと魅力ある返礼品を準備するべきではないかということで、先ほど農業施策のことで、8番議員からブランド米の話がありました。今、米というのは過剰ぎみでどうもだぶついている。しかし、この米をスーパーなどから買おうとなると結構高いんですね。農家が売るのはやはり随分安く暴落なって、コストの半分だなんて言われているくらいひどいんですけども、消費者が買うについては結構取られるんですね。

ですから、この米というものをやはり、特にブランド米をつくっているんですけども、その割に高く売れないという悩みもありますから、こういうものを使って、ぜひもっと大量に、例えば10万円以上だったら1俵送るとか、そういう形でのやはり返礼品というものを充実させていただきたいと思うんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

もっと魅力ある返礼品をとということでございます。昨年11月から1万円以上の方々には3,000円相当の特産品を贈呈している。これにつきましては、現在のところ特産品のPRという意味で観光協会のご協力をいただいて実施しているところでございます。

昨年11月から実施しまして24件ございましたけれども、その中で希望の内訳を見ますと、桃の詰め合わせが一番、8件、3割を超えていると。あと米についてはその次、4件で17%を占めていると。町におきまして、何がアピールできるのか、例えば3万円来たときにはどのくらいが妥当なのかについて、今後も他の市町村の動向見ながら、返礼品の充実には努めて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） そういうことで、これからもふるさと納税制度については力を入れて充実していただいて、町の財政が少しでも健全化に向かうように努力をいただきたいと思います。

もっともっと話したいことがあるんですけども、きょうは時間が限られていますので、次に進みたいと思います。

2つ目は、農業の6次産業化をどのように実現するか、この問題について質問をさせていただきます。

かねてからこの問題は言われているんですけども、実際はなかなか難しいんだろうと思いますが、これといった決め手はまだつかまれていないのではないかなと思うんですけども、今までどういう取り組みをしてどのような実績があったのか、その辺についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

今までの取り組み状況はということであります。

町ではこれまで観光協会を通じまして、牧場のしずくの開発や、田んぼアート事業を絡めました民間での米粉パンの開発など、近年ではこのような事業を実施してきております。

本町の農業の振興、農業者の所得向上、また原子力災害からの復興を果たすため、平成26年度からこの6次化事業につきまして、一般会計に予算化をしまして取り組みを始めたというところでございます。

平成26年度につきましては、農産物などの地域資源を活用した売れる商品づくりを支援していくための研修会への参加、または講師を招いた農業者、商業者を対象とした研修会の実施、及び他地域、昨年は関東、埼玉方面でありましたが、他地域での施策の実例を学ぶための視察研修などを昨年実施してきたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） それで、その次に、この課題に今後どのように取り組んでいく考えであるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

6次産業化への今後の取り組みについてでございますが、26年度に引き続きまして、研修会や視察研修を実施するとともに、県や関係機関とともに成功事例の情報収集と情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

昨年の研修に参加していただいた皆さんからは、多くのアイデアをいただいておりますし、講師の方からは今後の進め方についてもアドバイスをいただいたところでございます。

そんな中でございますので、今年度につきましては、農業者、商工業者を直接支援するため、またはアイデアを具現化するための事業としまして、新たに事業者が行う調査や研究に対する補助事業を27年度の補助事業として予算化しておりますので、これらを使いまして、実際に調査・研究、実施を具体化するための支援を27年度実施していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 非常に難しい課題だと思いますが、やはり農産物の価格低迷で大変農家が今、行き詰っている状況にございますので、なかなかこれといった決め手はないと思うんですけども、これからもぜひご努力をいただきたいものだというふうに思います。

それでは大きな3番目、道の駅設置についてでございます。

今、先日も朝日新聞に大きく出ていましたね。進化をする道の駅という。道の駅というのは今まで旅行の途中で立ち寄るところ、通過点であったと。しかし最近の進化をした道の駅は、目的地にまでなっているということで、具体的にいろいろな場所を挙げてありました。

群馬県の川場村、我々も川場の道の駅については研修に行っていました。天栄村との協議会で行ってきたんですけども、ここが大きな見出しで人口3,500人の町に交流人口150万人とかと出ていましたね。大変なにぎわいで、連日押すな押すなの盛況で、繁栄をしているということがありましたし、宇都宮にできた道の駅はちょっとしたレジャーの基地みたいな感じであります。どんどん進化してどんどんできておりまして、私が持っている資料では「道の駅 旅案内全国地図 平成26年版」には1,014の駅が載っているわけですけども、先日の新聞では1,059カ所、ちょっとの間に大変、45もふえているんですね。このような勢いでふえているということは、地域おこしに大きな力になって後から後から道の駅を建設する自治体がふえているということでございまして、やはりこれからの町おこしの中心に、私はこの道の駅があるのではないかというふうに思うんですね。

とにかく町おこし、我々研修に行っても町おこしを一生懸命やっている自治体のほとんど

に道の駅があって、これが町の特に高齢者などのお金稼ぎになっているんですね。我々の周りを見ても野菜をつくっている農家なんかは市場に出すまでもなくたくさんつくっても、後は捨ててしまっているんですね。そういうものをみんな出して、お小遣い稼ぎができれば高齢者の生活安定と生きがいがいづくりに大きく貢献をするのではないかと思うんですね。

ですから、これから道の駅はやはり町づくりに欠かせないものであるというふうに思うんですね。この辺について何回も、私もやってきたし、ほかの議員もやってきたんですけども、これ改めて、道の駅について町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

道の駅につきましては、今、議員さんがお話ししたとおり、全国で1,059が設置されているということでもあります。道の駅が農産物等の販売拠点として農家等の所得向上や地域経済に及ぼす影響が有効であるということは十分認識しておりますけれども、町の財政、さらには町の持つ地理的条件、農業を初めとする地域産業の動向等を見ながら、やはり検討すべきではないかなというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 町の振興に有効であるのならば、やはり本気になって取り組んでいかないと、いわゆる農産物の価格低迷で農家は非常に困っているんですね。お言葉でありますけれども、町長は去年15万6,000円も月給上がったんですよ。町民は、本当に米の値段が大幅に下落をして塗炭の苦しみの中にあるんですよ。そういう立場をもう少し理解していかないと、やはりこれは本気になってどうやって農家の所得をふやすか、先ほど6次化の問題もやりましたけれども、6次化の決め手はやはり売ることです。1次、2次、3次、1足す2足す3も1掛ける2掛ける3も同じ数字になるんですけども、その最後の3というのがやはり、その売ることなんですよ。ここが一番重要なキーワードではないかと思うんですね。

だから、やはりものを、例えば6次化で農産物を2次化やって加工しても売れなかったら何にもならないですよ。売るところがなかったら、何をつくってもこれ話にならない。だから、その売る場所として、やはり道の駅をつくるべきではないかと。

確かに大変ですよ。いろいろナリスクもありますし、財政もかかる。しかし農家がそれによって生きがいを感じて所得の向上を図れるのだったら、やはり町はやるべきではないか。特に今立地的に、立地なんて今、町長言ったんですけども、立地的に鏡石は非常に恵まれて

いるんですよね。これは本当に鏡石ほどこの立地条件がふさわしいところはない。4号線では安達、安達は上り線でだけ最初やりましたけれども、今は下り線まで立派にこれ、大変活気を呈していますね。我々も寄らせていただいたことありますけれども、これは安達は上りも下りも大変な活気を呈しておりますし、それ以外これといったものはないんですね、4号線には。だからこれはまさに鏡石はチャンスであると思うんですね。ぜひこれは検討すべきじゃないかと思うんですね。

これ、2つ目なんですけれども、町は確かに相当大変だということは間違いないですよ、簡単ではないです。しかし、いきなり大規模にやるには、今の町の能力的に、資金的に、人材的に大変だというのだったら、私は小さい駅から始めればいいのではないかと思うんですね。

例えば、あのイオンの一角などを活用して小さい直売所でもつくれば、まだまだ未開発の土地、あれはドライブインふるりの跡などもあるわけですね。ああいうところを活用して小さくまず始めれば、それでだんだん力をつけて大きくしていくという方法もあるのではないかと思うんですね。だからぜひ、やる気があるかどうかというのは一番問題なのであって、小さく産んで大きく育てるような構想で、最初のきっかけとしてやはりあの辺に道の駅をつくってはどうかということを考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、報酬の件でありますけれども、上がったと。実質1期目よりは上がりましたけれども、実質減額ということでございますので、その辺についてはご理解をまずいただきたいと思えます。

まず、議員がおっしゃられたとおり、私もこの、いわゆる農産物等を売ることが大事だと、これも二、三年前から担当課のほうにもお話ししておりますけれども、まずつくることよりも売ることなんだということを申し上げてきました。そういう中で、先ほど地理的条件とか地域産業の動向と、こういった部分につきましては、例えば、鏡石は4号線があって、道路の関係も今4号線の拡幅をしております。この4号線もこの前郡山の国道のほうから言いますと、31年に高久田の一部から約2.3キロ、31年に供用される。その後にもたさらに南下していくという、そんな状況もまずあるということです。

もう一つは、今、はたけんぼ、さらにはイオンの話も出てきました。そういう中でははたけんぼの状況を見ますと、いわゆるはたけんぼに出しているその1割の数というのは、鏡石町の農家のほうから行っていると。ちなみに全体で713の農家、そして鏡石町がその1割の71名がはたけんぼに出荷していると。さらに、イオンについて言いますと、全体で45、こ

それは須賀川等も含めてでありますけれども、45軒登録されております。そのうち鏡石町の登録が29名ということでございます。

そういう中で、実際にはたけんぼ、いわゆる道の駅に近い、そういった部分で出荷されている方、そして、この大店舗の中でのイオン、こういったものもございまして。そういったことも踏まえながら、この道の駅については考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

そういう中ではいわゆる小さく産んでということでもありますので、これはかんかん館、先ほど質問ございましたように、かんかん館等のそういったものを今までの対応ではなくて、もっと発展的なことを考えながら、最終的にはそういった結びつきをするということが大事なのかなと私は思っているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） はたけんぼに71名が登録されているというんだけど、その人たちの実態を町長は聞いているのかどうかかわからないけれども、私は何人かから聞いているんですけど、高齢化が来て、今までは運べたけれども、あそこまで例えば、青物だったら1日3回くらい往復しなければならない。とてもとてもそんなことはできないということで、どんどんやめているんですよ。高齢化が進んで。だからこれ大変です。

イオンはどういうふうになっているかという、農協にいっぱい取られて、さらにイオンに取られて、20%よりも手数料取られちゃうんですね。そういう状況にあって、いずれにしても農家は大きな不満を持っているんですよ。この2つに対しては。だから、ぜひ鏡石でつくってもらいたいという声が強いですよ。

やはりその辺をもっとやはり理解していただきたいし、今、道の駅がどんどん発展をしているというのは、消費者の中でこういう冊子の中で、全国に紹介してもらえるんですよ。鏡石という町はそれこそ田んぼアート、さっきもいろいろ議論あったんですけど、本当、腹の足しになっていないんですね。やはりこういうもので農家の懐を暖めるような施策をやっていないと、なかなか農家の暮らしはよくなりません。高齢化が進んでいる中ではたけんぼまで行けない人がどんどんふえているわけですから、ぜひそういう意味でこれは真面目に取り組んでいただかないと。

先ほど言ったように、農家は米が大幅に下落をしていると。町長は減額しているという、あなた、15万も月給上がったんだよ、自分で公約した減額を訂正させて。それをやはり町民全体に及ぼすような努力をしていかないと、やはりだめなんではないか。その町民のためにということで町長やっているわけだっぺ。そういう面で確かに大変ですよ、これは。何でも

商売やればリスクはあるんですから。しかし、農家が今困っている中で道の駅をつかって、農家に懐を暖めるような施策をぜひやるべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺について再度質問しておきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私も道の駅については関心がございます。つい最近福島県の中にできました湯川村、これもたまたま向こうに出張があるときに一回行ってまいりました。さらに、個人的にも行ってまいりました。そういう中で私自身も道の駅については関心があるということで勉強もしている。これからもそういった道の駅についての研究については、私自身も勉強してまいりたいというふうに思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、今の言葉を信じておりますので、やはり前向きに、今周辺にできないうちがチャンスですから、どこか近くに、例えば矢吹とか須賀川にできてしまえばかなりこれは確率的に、国土交通省の補助も出るわけですから、そういう意味でかなりピンチになるわけですから、やはり今名乗りを上げれば、先んずれば人を制すでございます、かなりこれは有望な鏡石町の大きな町民の財政を、懐を潤すことになるわけですから、ぜひ前向きの検討をいただきたいと思います。

4つ目の町の歴史民俗資料館の拡充策についてということですが、ここにも書いてありますとおり、私もオープンのときに見せていただいたんですけれども、非常に、幼稚園の教室と職員室だけでは、全く残念ながらごくごく一部の展示しかできないですね。もっともっとたくさんあるはずなんです、町には。例えば襖絵にしたって写真でしか出してない。民俗資料館といたら、ああいうやはり決め球を出さないではだめですよ、やはり。誰が言うんですか、そういう、一番大事なものを見せないで隠しておいて写真だけ見せて、そういう人をばかにしたようなものをつくるんなら、あんなものかと思うくらいがっかりしてしまったね。

私が前から言っているように、あの二小の旧体育館は耐震強度が危ないというならば、補強すればいいんですよ、見栄えなんかどうでもいいですから、鉄骨でね、ばってん型に二、三本入れれば補強できるんですから。そして、あそこに今まで集めた農具とか、いろいろなものを展示をしていけば、立派な民俗資料館になるのではないかと思うんですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

歴史民俗資料館は、多くの町民から寄せられた農耕機具及び民具等を展示することで町民が歴史を体感できる施設として平成27年4月に開館の運びとなりました。本資料館は、旧成田幼稚園園舎を再利用して設置しているため、旧二小体育館は隣接しており、関連施設としては利便性が高い位置関係となっております。しかし現在は、成田区で利用するみこしや歴史民俗資料館におさまらない民具等の倉庫として利用されており、地域を支える施設として機能してございます。

また、床面等の劣化があり、資料館としての利用をするためには大規模な改修が必要であるため、現状の利用を継続するのが適切であると考えてございます。

今後資料館につきましては、適宜展示物の入れかえなどを行い、活性化に努めてまいりたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） それだったら、やはりあの、ばかにしたような施設ではなくて、新しく増築すべきだと思うんですよね、まだ表側に土地はあるわけですから、あれは場合によっては保健センターの庭でも何でもいいから活用してつくるべきじゃないかと。

成田にとっては、学校は持ってきちまうし、幼稚園はなくされてしまうしで、今まで地域挙げてこの学校も幼稚園もその運営に協力をしてきたんですよね。それを、町が取り上げちゃったわけですからね、強権的にていうか。

まあ、時代の流れ、子供の数の減少もあるでしょうけれども、そういう意味でも、ちょっとましなものをやはりつくって、今までの成田の区民が一生懸命築き上げてきたその地域のきずなのよりどころだった学校とか、それから幼稚園が、町がなくしてしまったのだから、もう少しそういうもので見返りをするような、そういう施策はできないのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

私たちの町はさまざまな伝承、それから文化財に恵まれた誇るべき町だろうというふうに思います。日ごろ町民の皆さんがこの町の歴史文化財を大切にしてくださっていることを大変ありがたく思っているところでございます。

しかしながら時として、郷土の歴史や文化財、郷土に生きた先人の心とかこの土地のよさといったことが、忘れられたり見失ったりといったこともないわけでは決してございません。この町の歴史が見える営々と暮らしてきた人々の生活の様子が見える、先祖から代々受け継がれてきたこの町の文化に一層目が向けられる、また、さらに理解を深めていただけるようになるよう町民の皆様に、そして文化財保護審議員の皆様のお力をおかりしながら資料館が充実していけるように進めていきたい、そんなふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今の教育長の答弁から言えば、あのままではやはりだめだというふうな結論が来ると思うんで、ぜひこれからの課題として、もっとまじな、鏡石町民がみんなで誇れるようなそういう我々の先祖や今までの歴史のありがたみ、そういうものを示せるような、そういうものをぜひこれはこれからつくっていくんだというふうに、私は今の教育長の答弁からいけば理解をしておりますので、これからもぜひその辺をよろしくお願ひしたい。

時間がありませんので、前に進みます。

5番は高久田一貫線の行きどまり解消への取り組みについてということでございますが、前にもちょっと議論があったんですけども、一つだけ、時間が無いので言います。

今の道路がどうしてもだめだというならば、今の稲部さんの直売所ありますね、東部縦貫道路というのですか東部線、4号線からずっとイオンショッピングセンター、イオンタウンの脇をかってあそこの118号バイパスとぶつかっている丁字路がありますね、あそこに南側からぶつけるような、そういう施策はできないんでしょうか。その辺はどうでしょうか。検討していないんでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今の質問でございますけれども、この稲部さんのところも新しいルートの中に含まれていると。ただし、須賀川市と鏡石町が違ふのは、須賀川市はいわゆる交差点一部しかないんですよ。今の道路からすると、町としては全て北側の須賀川の土地を使って今の一貫線にぶつけてくれと。ただ、須賀川市はそうではなくて、交差点の部分であとは鏡石町、ほとんど鏡石町が、実際はそうなんですけれども。

町道にぶつけるということになると、ほとんどがこの一貫線まで行くのには鏡石町の土地になってしまう。それではちょっと我が町の、私ども割に合わないということでございますので、その辺今調整をして、須賀川の敷地の中で何とか一貫線にぶつけてくれないかと、そ

ういったこともあると。そういう中で今調整をしているということでもあります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 鏡石の土地だから損するみたいな話にはならないと思うんですよね。

それは町長、認識違うんではないかと思うんですね。やはり鏡石の土地だろうと須賀川の土地だろうと、あの道路が、6億もね、さっき話したように、かけてきた道路が生きるか死ぬかの境目ですから、それはどっちの土地だろうとそれは道路として貫通してもらわないと6億円をかけた意味がないんですよね。そこはもう少し考えを変えていただいて、どっちの土地だろうと、あの道路を行き止まりにさせておいてはだめだという決意をまず持っていただくということが大事だろうと思います。

時間がありませんので、それでは最後の質問になります。

最後の駅東開発、これ、2番目は看板は修理をできたようございまして、これはカットいたしますが、1番目です。

中学校前の県道沿いが何でできないか、どういう話をしているのか。質問の時間がなくなってしまったので、この辺だけを答弁いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 1番議員の質問に答弁をいたします。

現在工事を進めている中学校南の県道成田・鏡田線沿いの場所になりますが、一部未着手となっております。1番議員がおっしゃるとおり、本事業につきましては進めるにはとても重要な箇所だと認識しております。

地権者との合意形成に当たりましては協議を進めておるところでございまして、現時点では解決を得られる状況ではございません。

ただ、内容につきましては相手方がおりますので控えさせていただきたいと思います。話し合いについては継続して引き続き行っていきたいというように考えてございまして、ご理解をいただきたいというように考えてございまして。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） この場所は、これから保留地を売るためにも非常に大事な道路なんですよ。「画龍点睛を欠く」と書いたんですけども、本当に大事な大事な、県道は毎日大量の車などが通行しているわけですから、目立つところですからね。そこができませんと

いうことは、これから保留地を売るといっても非常に支障を来すんでないかと思うんで、ぜひここは特段の努力をしていただきたい。

なお、町長は、隣近所であるわけですから、特段やはり膝を割って、話しして、膝詰談判というか、一緒にお酒飲んだりして話をまとめてもらう。やはり町長の力量がそこらにかかっているのではないかと私は見えていますので、ぜひ隣近所だから、何と言ったってね、説得をする最適なのは町長だと思うんで、課長に任せておかないで、ぜひその辺を町長、どうですか、答弁をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

実質私の隣近所であります。そういう中ではお互い良好な関係にあるということをもまずご報告申し上げます。そういう中で、これについてはしっかりと対応していきたいということでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今の言葉を信じて、大いに期待をしておりますので特段の努力をお願いして、私の一般質問を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大分疲れて眠くなっております。皆さんも同じだと思うんですが、あと一人でございますから頑張って聞いてください。よろしくお願いします。

質問時間が30分というふうになりましたので、地球一周している暇ございませんので、早速質問に入らせていただきます。

大きな1番の（1）町長の政治姿勢についてでございますが、町長の挨拶の中で気づいていたのですけれども、ことしの正月ころからですが、大震災からの復旧・復興は終わりましたという件ですけれども、主に第一小学校の改築が終わったから終わったと言っているのか、近ごろ最近はインフラ復旧は大まかに終わりましたという言葉を使っておるんですよ。まだまだ周りを見れば、復旧・復興していない部分がかなりあるのではないかと思いますので、

冷静に優しく質問しますので丁寧に答えてください。よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

大震災から4年2カ月が過ぎたということでありまして、この間、ご承知のように道路、そして上下水道を初め、壊れていた公共施設についての復旧工事はほぼ終了したということでありまして。そういう中で、公共施設の中には、ただ単に壊れた部分を修復し、もとの状態に修復するいわゆる復旧した公共施設、さらには第一小学校のように、もとの状態よりよりよく建てかえ、増設した公共施設、そして震災というピンチをチャンスとして復興交付金を活用しまして、鳥見山公園の多目的広場、さらにはテニスコートの人工芝、ふれあいの森公園の遊具等の更新、そして新たに児童ふれあい施設や耐震性の貯水槽といった施設を建設することもできた。これも完成をしました。このようにこれまで復旧したものと復興したものがあるわけでありまして。

しかし、放射能除染につきましては、今のところは28年度完了に向けまして作業中でありまして。そして、仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている方もございます。そして放射能という風評被害も受けている状況でもあります。そういったことから、復旧・復興、特に復興については道半ばであると考えております。大震災を受けて策定いたしました第5次の総合計画の中でも、復興と進化する町づくりを掲げて取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 道半ばであれば復興は終わったということにはならないと思うんですよ。例えば、インフラ整備が終わったといっても、一般の町民の方は大震災は原発とか地震とかというふうなものを兼ね合わせて大震災というふうに考えていますよね。それで今言われておりましたけれども、除染はもちろん終わっていないですよ。除染は終わっていない、これはまだ震災が終わっていないということなんですよ。だからその辺が、結局なんか早く復旧・復興が終わればいいというふうな解釈しておるんですけども、例えば今言われた除染は終わってはいないと思うんですが、町全体の除染は何パーセント終了したのか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

菊地原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

町では国の放射性物質汚染対処措置法に基づき、除染実施計画を策定し、平成25年より比較的空間線量の高い西側地域から住宅や道路側溝の除染作業を進めております。

発注件数で申し上げますと、平成25年度が59件、昨年度が1,313件、今年度計画が約1,500件となっております。一般住宅除染の全体計画は3,697件となっており、終了した件数が545件で、全体の約15%が終了したこととなっております。

そのほか、児童公園11カ所、鳥見山公園などの都市公園が3カ所、各集会場や中学校などそれぞれの公共施設については、ほとんど終了したというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これ、15%終わったから、これでは本当に復旧・復興が終わったというふうにならないと思いますよ。これは、除染というのは一番大事なことですから、その辺も含めれば、終了したとかというふうな言葉はどうかというふうに思います。

尋ねますが、町の仮置場、これは予定数全部決定したのかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

住宅や道路側溝除染による土壌などは、町で設置管理する地区用仮置場で一定期間保管することになっております。

町では現在、供用を開始している仮置場が2カ所、設置済みの仮置場が1カ所、造成工事が完了し、外部整備工事を残している仮置場が1カ所を含め、合計4カ所あります。町全体では地域の区分け等を考えてみますと、5カ所ないし6カ所の仮置場が必要ではないかと考えておりますので、笠石地区及び成田地区の未設置の箇所については、今年度の予算にもありますとおり、今後早期の設置に向けて候補地の選定や協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これも終わっていないのではないですか。仮置場も全部決定していないのではないですか。これで終わったとは言いきれないと思います。

それで、重要なため池の除染は今言った、終わった部分の中に入っていなかったのですが、いつやる予定ですか。重要なため池です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 環境省の除染ガイドラインによりますと、ため池の除染については水の遮蔽効果があり、生活圏の空間線量率の寄与が小さいことから、基本的には環境省の除染では行わないこととしております。しかし、ため池の除去土壌について、農林水産省関係の補助事業がございますので、そちらを活用しながら現在計画しているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） もちろん、ため池もやはり重要ポイントですから、その辺が終わらないと終わったというふうにはならないと思います。

参考のために、除染は1件幾らぐらいかかるのかということをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 金額的には一概に申し上げられませんが、全ての宅地について10カ所ないし11カ所の空間線量モニタリング調査を実施しております。その詳細モニタリングの結果で1メートルでの敷地全体の平均線量が0.23マイクロシーベルトを超える部分があるときには、平均等かかわらず、その場所のみでも局所除染という方法を用いながら実施をするということで町は除染に臨んでおります。

そのほか道路側溝についても、全ての生活空間の道路側溝において除染を実施していくという考えで行っておりますので、金額的にはちょっと1戸当たりの金額とかははじいたことがないので、これで答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。なかなかこれ、難しい問題ですけれども、大体最終的に終われば出るとは思うんですけれども。

次に、除染の効果というのは、被災後、何日くらいで実行すれば効果があるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 除染については、空間に漂っている線量によって判断をしておりますので、なるべく早い時期に除染をするのが効果的かと思いますが、日々年々そういった線量が減少しているということも事実でありますので、被災後、大震災の後にはもう4年が経過していることから、町内における線量も低減化が図られているのかなというふうに感じております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ちょっと答弁が違うと思うね。どのくらい、何カ月くらいで一番の効果があるかということなんですよね。それは3カ月なんです。私のほうから答えます。3カ月ですよ、被曝後。チェルノブイリの欧州委員会というところの委員会で発表したこの数字ですけども、3カ月後が一番効果があるんです。今、4年、5年目に入っていますけれども、この除染もある程度気休めなところがあるのかなというふうに感じております。

次に移ります。

風評被害についてですけども、③の風評被害ですが、いまだに福島県産というレッテルを張られただけで米を初め野菜、果物類が差別被害を受けている現状ですが、これは風評被害ということではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

農作物への風評被害は、町産はもとより福島県産農産物として依然として大きな被害となっているというふうに感じております。

昨年の米価下落におきましても中通り産、及び浜通り産の下落幅は特に大きなものとなっており、また、野菜、果樹類につきましても福島県産の農産物の価格は、一部を除き原発事故以前の水準まで全体が回復しているということにはなっておらず、消費者の買い控えも根強く残っているものと考えております。

町といたしましても、風評被害払拭の取り組みといたしまして、県の補助事業を活用した各種農産物のPR、岩瀬管内首長で実施しているトップセールス、農家が行う風評払拭のための活動に対する補助事業等を継続しまして、また、田んぼアートを通じた農産物のPRを行うなど、今後もこの町内産農業の復興に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 木原さん、②やらなくていいのか。

○11番（木原秀男君） 気がつきました。今やります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ②ちょっと飛ばしましたので、やらせてもらいます。

災害復旧派遣職員事業についてですけども、とりあえずまだ応援職員がいるということで、ことしの予算で1,747万3,000円つけてありますが、これでは復興が終わったと言えるのかなということで、これは何人今現在おられるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

現在、東京都からの派遣の1名の職員であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 復興が終わったらば応援職員は要らないではないですか。

そしてこの金額、1,700万円というのは1人に対してではないでしょ。1人に対して1,747万3,000円の予算ということではないでしょ。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

この1,747万3,000円というのは、東京から来ていただいている2人の方の人件費でございまして、8月までの契約になっておりますもので、それまでの予算となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そうすると、この応援職員さんはいつごろ終わる予定でしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

東京都と契約しておりますのは27年8月31日までという契約になってございます。なお現在のところ、当然ながら除染、特に道路側溝の設計等の課題が残っております。それにつきまして、現在東京都のほうに延長していただけないかということで協議をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局応援職員がいるということは、復旧・復興が終わっていないということですね。

それから④に戻します。岡の内池2の整備事業、これも2,529万6,000円は東日本大震災の地震による被災したのり面ではないでしょうか。ここは終わっているのかな。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご答弁を申し上げます。

ご質問の工事につきましては、今年度完成を予定しまして取り組んでいるところでございます。工事の手法としましては、大震災によります崩落した宅地側ののり面の土砂を再度盛土整形するものでございます。現時点では工事に先立ちまして、支障木となる木の伐採及び撤去をしているところでございます。今後この業務につきましては実施設計をちょっとかけまして、詳細についてさらなる検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局これは災害で起きたものだから、これも終わっていないということですよ。ですから、終わらないことがいっぱいまだあるということですよ。

⑤の、これがメインなんです、東日本大震災の復興シンボルモニュメント、これは終わったという印のモニュメントだと思うんですが、これは早過ぎないですか。やはり町の人の言い草は、意外と小さいとか目立たないとか、極端な人は、復興終わっていないのに無駄使いだというふうに言っておりますけれども、その辺は、復興が終わったからこのモニュメントを26年度予算でつくったと思いますが、早々にこんなに早く終われるようなあれですか、これ、復興ですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まずこの復興のシンボルのモニュメントにつきましてでありますけれども、今回の震災では現在まで4年と2カ月が経過しているということでもあります。そういう中では、この4年間の中で町民の皆さん、そして関係者の皆さん、職員も含めてでありますけれども、みんなのきずなで支え合って、これまで復旧と復興を進めてきたということが一つと、もう一つはやはり、この震災の教訓を後世に伝えていくということの2つ目、そしてこれからも復興と進化する町づくりを進めていこうという、そういったあらわれのシンボルであると。復興が終わったという意味ではございません。

そういう中で先ほど言いましたように、第5次の総合計画の中でも復興と進化する町づくりということでもありますので、全て先ほど言った学校のようないわゆる復旧にのみならず、もとに戻すのみならず、面積をふやしてそして復旧・復興につないだもの、そして今お話しになっている風評被害、さらには原発の対応、これはまだまだ続くと、そういう意味で道半ばと、先ほどの岡の内もそうであります。岡の内につきましては、これについては民地と民

地の関係でありましたので、これを町が民地を片方を買えばそこに一つの手当てができるということで、議会のご承認をいただきながら、今そういった対応でしているということでご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） だからその辺が、町長の考え方と町民の考え方は違うと思うんですよ。あれは終了宣言のモニュメントだと思っている。だからその辺がちょっとおかしいんですよ。大体あのようなモニュメントを立てている近隣市町村というのは、宣言した市町村というのはありますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私の知る限りではそういった情報はございません。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局私も調べましたけれども、ありませんでしたよ。だから復興を終了したということは言えないと思うんですよ。特に行政というのは横並びではないでしょうか。横並びが好きなのではないでしょうか。

町長は1期目の選挙のときは、報酬30%カットと言いましたよ。それで2期目になって無投票になったら、報酬はもとに戻した。ね。これを近隣市町村の兼ね合いがあるからというふうな話をしておったんですよ。だから、行政は横並びかなというふうにも思っておったんですけれども、復興シンボル見れば誤解を招くような記念モニュメントは、もうちょっと時期尚早であったのではなかったかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） いろいろ考え方があるとは思いますが。そういう中で議会の皆さんの中にも、議決をいただきながら今回のモニュメントをさせていただいたということでもあります。そういう中で、要は、おおむね復旧が終わったと、そういった意味での区切りと、もう一つはこの、成り遂げたと、復旧、まあここに来たと。そしてさらに復興と進化するそういった町づくりをさらに進めていこうと、そういったモニュメントということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番(木原秀男君) それは予算が通ったからそれではいいと思うんですけども、やはりその辺はもう少し考えて、やはり横並びなら横並びというふうなことではいいんじゃないかと思うんです。その辺は復興は終わっていないと私は思います。これからますます浜通りのほうとか、いろんな方たちのあれが出てきていますから、そういうふうなことは余り、不謹慎ではないかというふうなことを言わせていただきます。

それから(2)のその他の町の行政についてでございますが、医療費の抑制について。

近年高齢化のために年金、医療費などの社会保障は毎年1兆円ずつ増大しつつあります。そこで政府は一元管理するために、かかりつけ薬局制度を目指して来春スタートする予定ですが、町としてはひとつ努力している項目はありますかということです。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長(木賊正男君) 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、医療費の増因要因には次の3点があると言われております。1つには医療サービスの高度化による価格の上昇、2つには高齢化の進展、3つには医療技術の高度化でございます。中でも医療技術の高度化につきましては、人工腎臓や臓器移植などの医療費を押し上げる要素と、腹腔鏡手術の進歩などによる治療期間の短縮や新薬の研究による高効率薬の開発など、逆に押し下げる要素が混在していることが挙げられております。

具体的な町の医療費の抑制策といたしましては、予防医療の徹底といたしまして、総合健診、特定健診、人間ドック等とあわせ、早期治療に努めるというようなことが一つございます。

2つ目には個人医療費の通知でございます。

そして3つ目には、重複、頻回受診、いわゆるコンビニ受診に対する指導でございます。

また、医療費の分析などを行いながら、具体的な医療費の抑制に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番(木原秀男君) 要するに、予防の徹底ということでしょうけれども、毎年毎年予算を見れば右肩上がり伸びているということはどうも不思議ではないというふうなことなんですけれども、現実が現実ならしやうがないと思います。

それから、2つ目にジェネリックの利用はどれだけ進んでいるかということなんです。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ジェネリックの利用が進んでいるのかというふうなお尋ねでございますが、ご承知のとおり、医薬品には一般の薬局・薬店で販売されている一般用医薬品と、医療機関で診察を受けたときにお医者さんから処方される医療用医薬品がございます。そのうち医療用医薬品は、先発医薬品と後発医薬品に分かれてございまして、後発医薬品はジェネリック医薬品とも呼ばれてございます。

ご質問のジェネリック医薬品の利用は進んでいるかのお尋ねでございますが、町国保ではジェネリック医薬品の利用推進として新薬とジェネリック医薬品との差額通知を年6回該当者に通知をしてございまして、ジェネリック医薬品の利用を勧めてございます。

ちなみに26年度は2,143件の通知を行っております。

医薬品は医師の処方箋に基づくものであるため、利用率については本町においては2割弱となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 少しずつは進んでいるようですけれども、大変な、ジェネリック医薬品を利用するというふうなことは、全国的に国が、政府が推しているところでございます。

それから、3つ目、医療費を使わない人もいると思うんですが、これは鏡石あたりでは年間何人くらいおられるのでしょうか。そういう人を表彰してはどうですかというふうなことなんですけれども。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 医療費を使用しない人を表彰してはどうかというふうなお尋ねとあわせまして、世帯の数でございますが、世帯の数は今持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁させていただきますが、1年間の無診療世帯に対します表彰についてのご提案でございますが、過去には健康優良世帯としての表彰制度もございまして医療費の抑制に効果を果たしてございました。しかし一方で、表彰を受けるため重篤な症状になるまで受診を控えるといった事例や、表彰対象が1人世帯に多く見受けられることなどもあり、厳しい財政状況を踏まえてとりやめた経緯もあるようでございます。

増大する医療費に対する対策につきましては、一方で被保険者の負担という面から考えなくてはならず、多方面から対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[1 1 番 木原秀男君 登壇]

○ 1 1 番 (木原秀男君) なかなか難しいところだと思うんですけども、とりあえず医療費が余りにも右肩上がり過ぎるということは要注意というふうなことで考える余地があると思います。

それから再質問ですけども、医者、薬局は馬に食わせるほど薬をよこしますよね。これを防ぐ手だてはないのかなということなんです、例えば一つの病名でダブる、複数の病院にかかっているとかという方は、鏡石では何人いるかは把握できないですか、把握していますかということなんです。

○ 議長 (渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○ 参事兼税務町民課長 (木賊正男君) いわゆる診療のための医者の重複の診療というふうなことになりますが、よくテレビ等でもセカンドオピニオンという形で、別な先生に診ていただくというふうなことで重篤になるところが防げるというふうなこともございますのでそういったこともあります、私のほうでそのデータについては今のところ持ち合わせはございませんのでご理解いただければと思います。

○ 議長 (渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[1 1 番 木原秀男君 登壇]

○ 1 1 番 (木原秀男君) これもなかなか大変な質問だと思うんですね。

それでは、その他の行政の件について移らせていただきます。

町役職の保険についてですけども、確かに現代の日本社会は長寿社会になっており、平均寿命、健康寿命も10年近く伸びていますけれども、例えば出張中に事故でもあったらどういふふうな町の責任にかかるのかなというふうなことなんです、その辺はどういふふうにご考えておられますか。

○ 議長 (渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○ 総務課長 (柳沼英夫君) 11番議員のご質問に答弁申し上げます。

町の役職につきましては、職員以外の地方公務員として町議会の議員の方々とその他の非常勤職員、いわゆる条例の特別職の職員で非常勤の者の報酬等の条例の別表に記載のあります役職員の方々につきましては、地方公務員災害補償の対象になるということで、公務上及び公務に向かうときの途上におきます事故については、全て補償がされるということでございます。

なお、それ以外に、町等が関与しております事業、または町の中のボランティア事業につきましては、全国町村会で実施しております総合賠償補償保険制度に町民一人一人全て加入

させておりますので、補償という面ではそのような形で補償していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これは個人的な体力の差もありますから、大変だと思うんですね。大体例えば民生委員さんらは、定年退職というふうな年齢は決めてあるのですか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にお答えいたします。

民生児童委員の定年ということでございますけれども、いわゆる新規の委嘱の段階での年齢でございます、それが75歳ということになってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 民生委員の場合はそのように決まっておりますけれども、大体。ただ一般の役員の方というのは、やはりなかなか難しいというふうなことですよね。それでよろしいですね。

それから（2）の③池の原地区の悪臭問題について。

また出してまいりました。これは、町がいかに対応するかというふうなことで、「光り輝く町」というふうなキャッチフレーズを使ったり、いろんところで進展するとかというふうに使っておりますけれども、この辺がどういうふうになっているのかということなんですよ。やっていることと言っていることが違うのではないかということなんですよ。

だから、いまどきは核家族で大変住環境は個人個人になり、すみ分け、これは重要な社会になっていると思うんです。大変な社会になっていると思うんですよ。ただし、こういうふうな悪臭地域になったのだというふうなことの反省は、行政のほうではありますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

池の原の牛舎につきましては、農地の地域に以前から畜舎が立っていたということで、法律に基づく場所に設置されているということでございます。以前、町としましても事業者に移転の可能性があるかというような確認をしたところ、既に土地の取得や増築工事等に多額

の費用がかかっているということで移転は考えられないということでありました。

現在のところは関係各課と協議を重ねまして話し合いを通じながら、地域住民の住環境の確保、また農業振興という観点から、事業者への指導を今後も行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それに対する再質問ですけれども、あの農地にコンクリートを埋めて、その中に太いパイプがあるということを知っていると思うんですけれども、それはどこに抜けているかは調べたんですか。

それともう一つ、町道にコンクリートで固めるということは、これはいいことなんですか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 答弁を申し上げます。

過日、コンクリートのところにつきましては、現地を調査しまして、本人に会ってきました。一応、町道の不法占用というふうなことになりますので、占用については指導してまいりました。不法の撤去ということで撤去命令をしたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 排水パイプの件でございます。

農地側にパイプが出ているというところにつきましては、出口は表から見えます。中側につきましては、立ち入りをさせていただいて、確認させていただいておりますが、施設内を車で渡るために、雨水を避けるために二、三メートル程度そのパイプがあるという状況を確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ちょっとその答弁わからないですね。あの排水パイプがどこに抜けているかということなの。結局汚水だわね。そういうふうなものが例えば隣の北側の田んぼに入ったら困るし、そういうふうな面でああいうふうな太いパイプは結局、確認申請も要らなくて構わないのかなとか、それでただ、肝心なところはどこに抜けているかということです。汚水水というふうなことで、雨水というふうなことではないと思うんですよ。雨水ば

かりじゃないと思うんですよ。だからその辺は調べたのかな。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 当該のパイプでございますが、現状確認しましたところ、施設につながっているパイプではございません。敷地内の一部に二、三メートル程度車を渡るために配置されたパイプであるというふうに確認しておりますので、排水をするためのパイプというふうには確認しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） じゃ、心しておきます。

それで②のここ3カ月間の悪臭の測定値を聞きたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

池の原地内の当該区域につきましては、今年度から専門業者の臭気判定士によります悪臭防止法に基づく臭覚測定法、いわゆる三点比較式臭袋法というのがございまして、それによりまして臭気指数の測定を実施しております。

ここ3カ月間の臭気測定の結果につきましての数値につきましては、3月につきましては従来の検知管方式によります臭気測定を実施しております。

結果といたしまして、アンモニア及び硫化水素の検知はされませんでした。今年度入りまして4月及び5月には、先ほど申し上げたとおり、臭気判定士によります臭気測定を実施した結果ですが、臭気指数であらわすんですけれども、臭気指数は10未満でございました。これは、福島県悪臭防止対策指針というのがございまして、それにおける第1種区域の基準値の臭気指数10を下回っているということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） まだ数頭しか入っていないからそういうふうなものかなというふうに思うんですけれども、まだまだ1割ぐらいしか使っていない。これが半分なり80%なり入ったら大変なことになるなというふうな懸念ですよね。ひとつ今後ともよろしく願います。

それから3つ目のこの悪臭問題に関して、今後の町の方針はどのように進むのかなという

ことを伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今後の方針につきましては、現状では悪臭防止法の関係法、県生活環境の保全等に関する条例等の個別法に抵触しない状況から、改善命令、改善勧告は現状では困難であると考えております。引き続き先ほど申し上げたとおり、三点比較式臭袋法等によりまして、定期的な臭気測定を実施するとともに、関係各課、関係機関等と連携をいたしまして状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。もう入ってから騒いでも何もなりませんから、よろしくご測定のほどお願いします。

それから大きな2番の防災についてに移ります。

私たちは日ごろから防災に対して危機意識を持たなければならないと思っております。自然災害は日中ばかりではない。夜間も来るかもしれませんので、第一小学校できたのはいいんだけれども、第一小学校は広域避難所になっておりますが、この広域避難所に夜間照明がないということは、つけないということは、つけなくてもいいのかということなんですけれども、これも建築前から何回も言っておったんですが、つけますという答弁だったんですが、なぜつけなかったのかの理由をお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第一小学校の夜間照明につきましてでございますが、ご質問のとおり、当然災害は日中ばかりではないということでございますが、ただ、恒久的な夜間照明の設置につきましては、多額の費用もかかりますし、災害が発生した際に停電により使用できない場合も考えられることでございます。このため、災害時に照明が必要になった場合には発電機等で対応できるような簡易的な照明を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大変な、それは言い逃れだよ。つけると言ってつけない理由をと

いうふうなことなんだ。多額な費用というふうなことなんだけれども、危険に対して多額な費用ということの問題にするということはずいと思っんですよ。人の命というのはもっと大事ではないですか。災害はいつ来るかわからないということを行っているわけですから。もう少し蓄電池で対応するとかというふうな話でなくて、後からつけるとかというふうなことにもならない。

なぜそのとき、前もって私らが質問したときにはつけると言って、つけないのかというふうなことは、今の金がかかり過ぎるからというのか。そうすると、安全より金のほうが大事だということなのか。そういうことか、結局。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 我が町の防災対策については、これでいいということはないと思います。ですから、第一小学校の夜間照明が最優先的に必要なのかについても今後検討しながら、どこにでも持っていけるような発電機等を検討したいと申し上げたとおりでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その発電機という話は当時は出なかったんですよ。今初めて聞いたんですよ、私は。だったらちょっとおかしいのではないかなというふうなことを感じておりますけれども、行政の答弁というのはそういうふうなものかとも思っんです。

矢吹小学校は、三神、善郷、中畑、全部ついています。小学校についていますね。だからその辺をもう少し考え方を真剣に考えてもらいたいと思っんです。

蓄電池で対応すると言うのであれば、しょうがないというふうなことにしておきます。

2番の福祉避難所についてですが、福祉避難所というのは、何か前に新聞によれば小学校区に1カ所必要。鏡石町は2カ所あるから2つ必要というふうに求められておったんですけども、結局鏡石の場合は24市町村中に入っていない一つに入っているということだよ。この避難所がないというようなことで。そういうふうになっておりますけれども、なぜこれ、福祉避難所については必要ないのかなというふうなことなんです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害時に介助が必要な被災者の受け入れ施設は必要ないのかというご質問にご答弁申し上げます。

災害時に介助が必要な方の受け入れにつきましては、災害基本法が改正されまして、市町村が防災計画の中で対象者を規定し、名簿を作成しまして、各地区避難所において安否確認をすることとなっております。

さらに、避難した先の各地区避難所において、一般の方と共同の避難生活を送ることが困難な方につきましては、福祉避難所の設置が必要になっているということでございます。

町では現時点で特別養護老人ホームの鏡石ホームと、この福祉避難所の設置につきましてことしの3月に委託契約を締結してございます。現在は具体的な受け入れ人員とか備蓄品の数量につきまして協議をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 要するに、準備しているということによろしいでしょうか。考えはあるけれども、準備しているということによろしいでしょうか。

そういうふうなことで、例えばこういうふうな規格が、いろんな寸法が決まっているのかどうかというふうなことが私はちょっとあって、例えば空き家である場合は利用できないのかなとかというふうに考えたんですけれども、寸法的なものは余りないんですか。それともまだそれはありますか。寸法的な規格。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

寸法等というか、その具体的な運営マニュアルということでございまして、鏡石町につきましては、福祉避難所運営マニュアルということで、同時に、3月に締結した段階と一緒にその運営マニュアルを作成し、具体的な中身、そちらの配慮についてとか、トイレの対応とか、ごみに対する考え方とか防疫に関すること等、あとスペース等につきましても、こちら個々マニュアル等を作成しております。その中で具体的な中身を定めているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大体わかったんですけれども、その福祉避難所には人材的なもの、資格を持った方たちは何人くらい確保しなければならないとかというふうなものもあるんでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こちら、マニュアル等に記載してございますけれども、先ほどもスペースということございまして、受け入れスペースにつきましては、避難者1人当たりの面積を概ね3.3平米、畳2畳分ということで規定してございます。

あと、資格につきましては、当然、配慮の必要な方だということございまして、管理運営の体制、運営の担当者の配置につきましても、その有資格者を配置すべきであるということで記載してございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その辺もなかなか条件的に大変な、資格のある人というふうなことです、それもなかなかやはり人材は大変だと思います。

それから、（3）のAEDの設置場所についてお尋ね申し上げます。

このAEDマップ、防災マップの中にAEDの設置場所書いてありますよね。これは、5番から32番までの16カ所に設置されておるんですよ、AED。これらは私らは大変関心のあるところなんです、結局いずれも公共施設か公用施設にあり、町の中心地のほうにあるんですよ。問題は、笠石、成田、高久田、鏡田、久来石方面には設置されていないんですよ。これは、どちら向け、子供用に向けて、小学校用に向けてつくったマップなのか、町民に向けてつくられたマップなのか、いかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、配布いたしましたマップですが、当然ながら小学校とか限定なく、町民に向けたマップでございます。

あと、ご質問にありました公共施設になぜ多いのかと申しますのは、日本救急医療財団等でAEDの適正な配置はこうしたらどうだというようなガイドラインが示されておりまして、その推奨される施設としてやはり常時人がいる公共施設になってしまうということで現在のところ今おっしゃったような施設に設置がなされているということでございます。ですから、各地区の集会所等には現在のところ設置はされておりません。

当然、設置しただけでは、使える人がいないでは宝の持ち腐れになってしまいますので、当然ながら設置することも必要ですけれども、使える人を町民にふやしていくことも必要であると思いますので、今後もそのような教育訓練を検討しながら設置場所をふやしていきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） あのね、ここが一番まずいところは、公共施設という土曜日、祝日休みでしょ。休みの日に限ってわりかし活動が多いんですよ、民間の活動というのは。例えば小学校、AEDは保健室にあるらしいです。保健室、一般の方たちはわからないんですよ。そしてあいてもいないんですよ。そういうふうな場合は考えておられるでしょうかということですよ。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

日本の先ほど言いましたガイドラインでは、使える人が常時いるような公共施設に置いたらいいんじゃないかというようなガイドライン。あと、外国のほうでは、その施設におきまして心停止等の事例が2年に何回程度あったかによってはAEDを設置したほうがいいのではないかというようなガイドラインもございます。ですから、今のところ固定式のAEDしかないような状況でございます。ただ、携行式のAEDもあることから、そのようなことも今後検討しながら、当然ながらできる人も教育することも必要ではないかなと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 例えば、久来石はないですよ。久来石なくて、例えばゲートボールやっていてそういう事故が起こったら、どこに取りに来ればいいのか、そこまで考えていたかな。どこに取りに行くの、休みとか土曜日の日、週休。そういうふうなところを完全に示してはいないから、結局宝の持ち腐れと言っているにもかかわらず、どういうふうなことなのかなと思うんです。例えばだから久来石あたりでゲートボール練習中にそういうふうな発作起こした場合はAEDなし。そして祝日どこに来ればいいのか。あいているところがあればいいですけども、あいていなかった場合はどういうふうに考えていますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民1人1個というわけにもございません。ですから、当然ながらAEDのない場所で心停止が起こった場合には、速やかに救急車を呼ぶ等の措置が必要ではないかなと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局救急車を最終的には呼ぶということだったら、AEDなんか要らないじゃないですか。必要、例えば公共施設に近い人だけが利用するという事は、活用するという事は余りかんばしくはないと思うんですけども、その辺考えているのかなということなの。そして例えば小学校の場合は、保健室にAEDはあるというの。休み中、休み中は鍵かかっていますよね。どういうふうにして入れますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 小学校の場合ですと、小学校に設置してありますAEDにつきましては時間中に事故が起こった場合に備えてのAEDでございまして、それ以外の休み時間中につきましては、学校以外の行事となりますので、それについてはなかなか対応できませんので、指導者の方々等に貸し出しできるような携行型のAEDも今後検討させていただきたいと。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） あのね、これは本当に例えば、みんなボランティアをやったりしているというふうな人らは非常に关心ある。だからそういう受け答えでは非常に木で鼻をかむようなものだ。ね。それを本当に一人一人というふうにはいかないでしょうけれども、携帯も今あるんですよ。レンタルもあるんですよ。そしてまた一つ、心が通じないというのは、ここにAEDがあるよというふうな看板がないの。回ってみたらば。看板がないの。このAEDというのはどこにあるのかなとか、そういうふうを確認する人もいるの。だけれども、あるようなちょっと売れている小さいあれはあるんだよね。だけれども看板がないから、看板をつけられたらどうですか。AEDはここにがあるよというふうな。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おっしゃられた11番議員の看板につきまして、今後検討課題とさせていただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それから、じゃ、次に移ります。

その辺のAEDの関係のいろんな面で、例えば子供中心であればそれはしょうがないんですけども、一般町民を相手にとりうふうなことをおっしゃっておられましたから、もう少し検討の余地があるのではないかなというふうに思います。ただ本当に平日だけ活動しているわけではないですから、土曜日、日曜日、祝日も動いていますから、そういうふうなところも考えてくださいということなんです。そして看板、目印がなければわからない、どこにあるかわからない。学校に行ってあるところがあつたって、今度はそこは中にあるから、例えばガラス割って入っていいとかというふうなこともやはり必要かなというふうに思います。その辺はよく検討してください。

(4)の空き家対策についてですが、この質問は前にも質問しております。そのときの答弁は、調査していないという答弁だったんですが、副町長のころだったんですが、また再度の質問となりますが、今度空き家基準が変わってきておりますから、結局倒壊の危険があるとか、泥棒の入りやすいところとか、放火や犯罪が起きる危険性がある、大量のごみが放置されたり投げ込まれたりする、景観や衛生的治安面で悪影響ということで、結局こんな減免措置も優遇措置も対象外となり、また、いろいろな面で強制執行もできるというふうなことが新しい政令ではうたってあります。

町の空き家は何件あるか、ちょっとお知らせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今おっしゃられたように空き家対策特別措置法が26年11月27日に公布されまして、本年5月26日に全面施行されたということでございます。この法律によりまして、治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者等に対しまして、撤去や修繕を勧告、命令ができるようになったということでございます。

今お尋ねの町の空き家が幾らということでございますが、この前新聞にも出ました。県では約9万1,800棟あるというような統計が出ましたけれども、町のほうで統計上、調べた実績がございませんので、今何件あるかというのはちょっとお答えできかねますのでご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その当時の総務課長、今の副町長さんは「調べておきます」と言ったんですよ。調べてないじゃないですか、そしたらば。今空き家対策は非常に重要な対策だと思いますよ。泥棒が入ったり放火されたりとか。そして、どんどんこれから少子化になってふえていく、1,000戸にも達するというふうに言っております。こういうふうな重要な案

件はやはり調べておく必要があると思うんですが、今後どういうふうに。調べる予定はあるんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

空き家対策特別措置法が施行されて、各市町村におきましても空き家対策協議会等を設置しながら、空き家対策計画を策定しないとやはりこれらの法律の優遇が受けられないということでございますので、当然ながらこの策定に向けて空き家がどのくらいあるかについては行政区さんとのご協力を得ながら実施していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） この空き家は大変なこれからの大きな行政問題になってくると思います。

例えば、空き家というふうな、持ち主の方たちの住所がわからないとかというふうなこともあるとは思いますが、もちろんその辺も把握はしていませんね。わかれば教えてもらいたいですけれども。遠方にいるとか海外にいるとか、わからないとかというふうなものも調べてもらえればありがたいですね。いかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 当然ながら空き家といいましても固定資産税の対象になってございますので、当然ながら所有者等はわかっておりますが、ただ、中には連絡のとれない方もいるかと思われま。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それも調べておいていただければありがたいです。

それから、5番の最後の防災費についてお尋ねします。

これは、火災報知器の件ですけれども、結局これも前から私も懸念しているところなんです。5,000円くらいで買えるんですけれども、普及度についてですが、どのくらいの普及度になっているのかなというふうなことなんです。わかればお答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員の火災報知器の普及率についてご答弁申し上げます。

この普及率につきましては、消防署のほうで調査をしております。23年11月に全世帯を対象に調査をしておりますが、その結果によりますと約60%が設置しているという回答でありましたけれども、ただ、回収率が50%でございましたので、つけているところはアンケートを出したのかなと思われまして、まだまだ普及に至ってはいない状況だと思われまして。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 最後の質問に入りますけれども、本当に火事というのは恐ろしいよね。みんな根こそぎ持っていってしまいますから。そして水をかけられればもう、家の中はだめになりますよね。それで火災報知器もそうですけれども、火事になった場合が感電ブレーカーというのは、この大震災もそうですけれども、神戸の場合もそうだったのですが、非常に火災が発生したということで、この感電ブレーカーつけてあるところは火事にならなかったというふうなことなんですけど、こういう装置、器具的なものは必要ないでしょうか、宣伝する必要ないでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

感電ブレーカーにつきましては、地震が発生した際に自動的に電気の供給を遮断するしくみでございます。今お話もありましたように、神戸の大震災のときには、一旦おさまったあと、通電したときに火災が発生したということがあったということでございまして、地震によりまして火災発生を防ぐためには、大変、電気火災からすれば有効な設備なのかなと思っております。

今後は広報紙やホームページなどを通して、火災報知器と同じく感電ブレーカーの必要性についても広報してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これで終わりますけれども、やはり30分というのは短いね。ちょっとやはり地球一周する暇もなくて、項目だけで終わってしまうという感じですよ。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 先ほどの質問の中で、医療費かかっていないのは何人いるかという質

問があったんですけれども、その場では答えなかったから、今わかりますか。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 先ほど11番議員からご質問の中で、医療費の抑制についての中の医療費を使用していない人を表彰してはどうかというふうな中身の質問の中で、無診療世帯何人いますかというふうな計数のお話がありました。今調べましたけれども、今現在、無診療世帯等の統計を行っていないというふうなことで計数がございません。

ちなみにであります、26年度末の国保の世帯数については1,896世帯ございます。また、国保の加入者については3,650人というふうな計数がありまして、そのうちでございますけれども、25年の1年間の受診率ということで、1年間に受診している回数については1人当たり9.48回医者にかかっているというデータがございましたので、そちらのほうと1人当たりの無診療については統計を行っていないというようなことでありますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

〔「職員の男女数質問したけれども、答弁もらっていない」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 今泉議員のご質問にありました職員の女性の数でございます。答弁では20名程度とお答え申し上げましたが、正確には26名でございます。

あと、地方創生のワーキングでございますが、私、ゼロと言いました。勘違いしております、2名おりましたのでご訂正いたします。申しわけございません。

〔「男性職員何名ですか」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） そこまで質問あったのか。

○総務課長（柳沼英夫君） 100名でございますので74となります。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 皆様方には休日議会にご協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時37分

第 3 号

平成27年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成27年6月9日(火)午前10時開議

- 日程第 1 議案第348号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第349号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第350号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 請願・陳情について
- 日程第 6 発議第 4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 8 議案第351号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第 9 意見書案第26号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書(案)

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤 栄作 君	副町長	小貫 忠男 君
教育長	高原 孝一郎 君	総務課長	柳 沼英夫 君
参事兼 税務町民課長	木 賊正 男 君	健康福祉課長	小貫 秀明 君
産業課長	小貫 正信 君	参事兼 都市建設課長	圓 谷 信行 君
参事兼 上下水道課長	高原 芳昭 君	教育課長	関 根 邦夫 君
会計管理 兼室長	長谷川 静 男 君	農業委員 局長	車 田 光男 君
原対策室 子力災 害得心 得委員 會長	菊 地 勝弘 君	農業委員 會長	菊 地 榮助 君
教育委員	塩 田 重男 君	選挙管 理委員 會長	渡 邊 俊廣 君

事務局職員出席者

議会議務局長	吉 田 賢 司	副主査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、追加議案の1件が提出されておりますので、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

追加議案がありますので、ご報告を申し上げます。

第16回鏡石町議会定例会議事日程第3号の追加1。平成27年6月9日火曜日、午前10時開議。

日程第1から日程第7につきましては、過日ご報告のとおりでございます。

追加として日程第8、議案第351号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 議会運営委員長報告のとおり、追加議案1件を本日に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を本日に追加して審議することに決しました。

本日の議事は、議事日程第3号の追加1により運営いたします。

◎議案第348号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第348号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第348号議案朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第348号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は3名の委員で構成され、任期は3年となっております。

このたび、現委員であります斉藤栄治氏が6月末をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

斉藤氏は、平成21年7月から2期6年間、委員としてお務めいただいております、誠実、温厚な人柄は固定資産評価審査委員会委員として最適任者と思っておりますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 携帯電話を持ち込まないように。

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、再任でもあることから質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

これより議案第348号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第348号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決しました。

◎議案第349号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第349号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

議案書243ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第349号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、昨年引き続き実施されます臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業及び観光力づくり事業並びに教育環境整備に伴う補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,220万円とするものであります。

詳細につきましては、248ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第349号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第350号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第350号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第350号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

255ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、今定例会において専決処分として報告、承認をいただきました鏡石町国民健康保険税条例の一部改正による課税限度額及び減額算定基準額の改正のほか、議案346号として提出、議決いただきました鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づいた税率改正により本算定したことによる財源等の組み替えでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,901万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ総額を16億5,428万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、260ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、議案第350号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第350号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第4号諮問朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。

このたび、現委員であります高島民子氏が今年9月末をもちまして任期満了となりますので、再任として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

高島氏は平成18年10月から3期9年間、委員としてお努めいただいております、人格にすぐれ、地域住民の信頼は厚く、引き続き人権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様のご意見を賜りたくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては推薦す

ることに決しました。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔総務文教常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（総務文教常任委員長 長田守弘君） おはようございます。

審査結果を報告いたします。

平成27年6月9日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成27年6月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成27年6月8日。開催時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時10分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。教育課、高原教育長、関根課長、大河原副課長、佐藤副課長。

付託件名。陳情第26号「被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援事業の継続を求める陳情」。

審査結果。陳情第26号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（教育課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第26号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見。なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第26号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援事業の継続を求める陳情」についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、発議第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） それでは発議をさせていただきます。

その前に、書類のほうの正誤がありますので、訂正のほうをお願いをしたいと思います。一番最後のページの附則の部分であります。「この条文は、公布の日から」の「公布」の「公」が「交」になっておりますが、「公」のほうに訂正をお願いしたいと思います。

平成27年6月9日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定議案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第3条の規定により提出いたします。

提案理由。現在、町議員が任期満了、辞職、除名または議会の解散によりその職を離れたときは、月途中であってもその当月分までの議員報酬を支給することとなっておりますが、周辺市町村の状況を勘案し、月途中で議員報酬は、日割りによって計算された額を支給することに改正するものである。

発議第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年12月21日条例第24号）の一部を次のように改正する。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 議長、副議長及び議員が次の各号に掲げる事由によりその職を離れたときは、当該各号に定める日までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して報酬を支給しない。

(1) 任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）任期満了等の日

(2) 死亡 死亡した日の属する月の末日

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5条の次に次の2条を加える。

第5条の2。以下、記載のとおりでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、発議をさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議案第351号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第351号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第351号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの工事につきましては、過去の耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事と老朽化に伴う改修工事をあわせて行うものであり、業者が決定いたしましたので請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、1、契約の目的、鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事。工事の概要につきましては、耐震補強工事が、耐震壁増設3カ所、耐震スリット工13カ所、大規模改修工事が北校舎等の外部改修、内部改修、電気設備改修、機械設備改修を行う予定になっております。

2、契約の方法につきましては一般制限競争入札です。

3、契約の金額は2億6,892万円であります。

契約の相手につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼308番地、高田工業株式会社須賀川支店、支店長、角田真美であります。

なお、契約の期限につきましては平成28年3月25日を予定しております。

このたびの制限一般競争につきましては、6月2日に5社による入札を執行したところがあります。なお、入札に参加いたしました業者につきましては、高田工業株式会社須賀川支店、株式会社渡辺建設鏡石支店、三金興業株式会社鏡石営業所、須賀建設株式会社、笠原工業株式会社の5社であります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまの議案351号についてお尋ねをいたします。

震災以降、だいぶ復興特需といいますか、そういう建設業などにおいて特に仕事がふえているために、発注者よりも受注者側が優位な立場に立っていると思うのですね。それで、やはり公費を負担をしている町民に対して、我々はきちんと1円の無駄もないような執行をしていかなければならない。そのために、この件について若干質問をさせていただきます。

まず、きのうお尋ねをしましたところ、この入札の札の価格ですね、非常に整然と並んでいますね。2億4,900万円、2億5,000万円、2億5,150万円、2億5,200万円、2億5,500万円。全くこれは偶然とは信じられないくらい、非常に作為的な数字が羅列をされておりますので、その辺について、談合を防止する、そういう構えというものをどのような態勢で臨んでいるのかをまずお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

○教育課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

このたびの入札につきましては、制限付一般競争入札を執行したところございまして、広く県の中通り地区に対しまして公募して、そういった談合防止、広く公募した中での執行というふうに考えております。

なお、執行に当たりましては、町の指名委員会等に諮りましてこのような制限付一般競争

入札という形で執行させていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 非常に通り一遍の決まり文句でしかないと思うのですね。本気になってやはり町民の貴重な財源を1円も無駄なくやるためには、もっと中身のある対応をしていかないと、業者が不当な談合をやりかねないわけですね。金儲けのためには、当然企業というのは金儲けのためにやっているわけですから、それを常に警戒をしながらやっていただかないと。この数字はどう見ても4,900万、5,000万というふうにして、刻みが規則正しく行われているのですよね。これ、非常に怪しい。それから十分注意していただきたいのですけれども、もっと抜本的にですね、私は特に町の今までの入札の中でも旭紙業の入札などはかなりの疑惑をもって、今でも怪しいというふうにならんでおります。だからもっと中身の対応を、町長初めですね、やっていただかないと税金が無駄に使われる、そういう心配があるわけでございます。

もう1つ、では次の質問ですが、工事の元は役場の中にも検査などは、泉川さんなどやっていただいた仕事があったのですけれども、工事の監理体制と申しますか、監理業務というのはどうなっているのかをお尋ねします。普通、監理業務を委託したりもしていきますよね。それはどうなっているのかをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 1番議員の再質問の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

監理業務委託につきましては、福島県建築業協同組合のほうに監理委託業務を発注する予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第351号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事請負契約の締

結についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時38分

開議 午前10時39分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加し、日程第9として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加し、日程第9として議題とすることに決しました。

◎意見書案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、意見書案第26号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） それでは、提出理由を説明します。

平成27年6月9日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、同じく鏡石町議会議員、菊地洋。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第26号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）。

東日本大震災から4年が経過しました。平成23年に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成27年度から「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われ極めて有効な支援事業として機能しています。

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（長田守弘君） はい。省略します。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成28年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。

平成27年6月9日。鏡石町議会。

復興大臣、竹下亘様。文部科学大臣、下村博文様。総務大臣、高市早苗様。財務大臣、麻生太郎様。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。意見書案第26号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご意義なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君）　ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長　遠藤栄作君　登壇〕

○町長（遠藤栄作君）　閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第16回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今定例会が最終の定例会となりますが、これまで未曾有の大震災による復旧・復興という大きな課題を背負いながら、町民の安全・安心づくりと福祉の向上、町政発展のためにご尽力されましたことに対しまして、深く敬意を表する次第であります。

町議会議員一般選挙の日程も、さきの選挙管理委員会において8月30日執行と決定されましたので、立候補される議員各位にはご健闘いただきまして、当選の榮譽に浴されますようご祈念申し上げる次第であります。

暑さに向かいます折、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶いたします。

ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（渡辺定己君）　私から、議員任期最後となる定例会の最終日に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

任期中、議長として皆様のご支援とご協力により公務に専念でき、大過なくその責務を果たせましたことに、心より厚く御礼を申し上げたいと思います。

この任期中は皆様とともに開かれた議会、そして議会の活性化に向けて取り組み、今定例会で2回目となる日曜議会の開催、また、子供議会の開催などを行ってまいりました。

3.11東日本大震災の復旧・復興に町民の皆さんとともに執行と議会が一丸となって取り組んでまいりました。第一小学校や児童ふれあい交流館の建設、各スポーツ施設等のリニューアルなどが進められ、復興から進化する鏡石へと生まれ変わる道筋がつくられてまいりま

した。

今後とも、住んでよかった鏡石と言われる町づくりを念願するものであります。

8月には選挙が執行される予定ですが、今回、勇退される方々の長年にわたるご活躍に対しまして、敬意と感謝を申し上げるとともに、今後も議会に対しましてご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、立候補を予定の皆様には、ご当選されますことをご祈念申し上げる次第でございます。

結びに、鏡石町議会のますますの発展と議員皆様方のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、挨拶いたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第16回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年6月9日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 井 土 川 好 高